

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

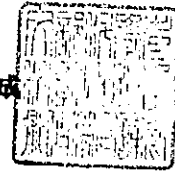
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

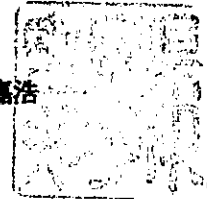
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 白石市教育委員会教育長

武田 政春



(別紙)

宮城県白石市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 白石市立越河小学校
- ・所在地： 白石市越河字丑山下44
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県
の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト
(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町
村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場
所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じ
て住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連
絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算
措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を
踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設
置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう宮
城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる
土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお
宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的
を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作
業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応す
るものとする。

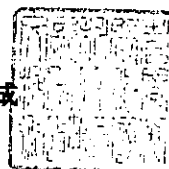
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



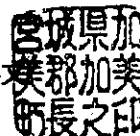
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 加美町長

猪股 洋文



(別紙)

宮城県加美町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 加美町小野田運動場
- ・所在地： 加美郡加美町長檀133
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

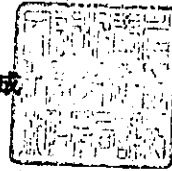
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

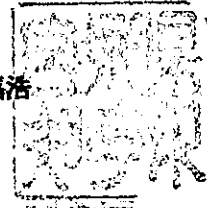
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



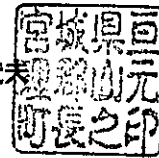
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 山元町長

齋藤 俊夫



(別紙)

宮城県山元町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 山元町役場
- ・所在地： 亶理郡山元町浅生原字作田山32番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

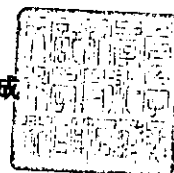
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



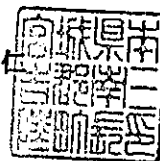
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 南三陸町長

佐藤 仁



(別紙)

宮城県南三陸町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 平成の森
- ・所在地： 本吉郡南三陸町歌津字柗沢 28-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

(別紙)

宮城県多賀城市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 多賀城市役所
- ・所在地： 多賀城市中央二丁目1番1号
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

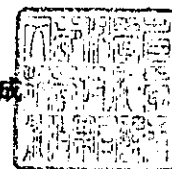
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



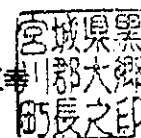
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 大郷町長

赤間 正幸



(別紙)

宮城県大郷町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 大郷町役場
- ・所在地： 黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地 8
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

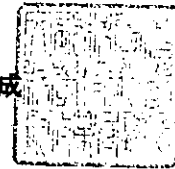
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

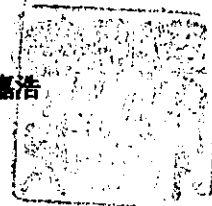
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 七ヶ浜町長

渡邊 善夫



(別紙)

宮城県七ヶ浜町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 七ヶ浜町役場
- ・所在地： 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地 1
- ・地 積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

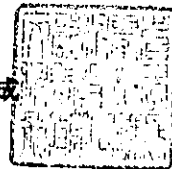
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 村田町長

佐藤 英雄



(別紙)

宮城県村田町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 村田町役場
- ・所在地： 柴田郡村田町大字村田字迫 6 番地
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

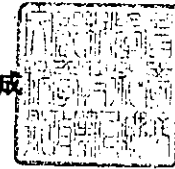
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

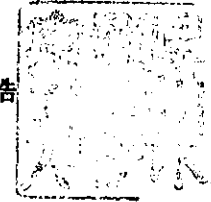
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



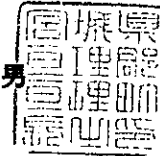
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 亘理町長

齋藤 邦男



(別紙)

宮城県亘理町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 亘理運動場駐車場
- ・所在地： 亘理郡亘理町字祝田 1 番地 4
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

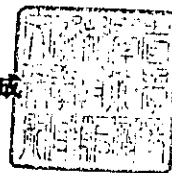
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 利府町長

鈴木 勝雄



(別紙)

宮城県利府町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 利府町役場
- ・所在地： 宮城郡利府町利府字新並松 4 番地
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

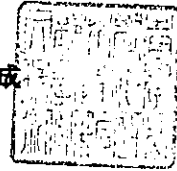
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 七ヶ宿町長

梅津 輝雄



(別紙)

宮城県七ヶ宿町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 七ヶ宿町役場
- ・所在地： 刈田郡七ヶ宿町字関126番地
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

(別紙)

宮城県七ヶ宿町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 七ヶ宿町水と歴史の館
- ・所在地： 刈田郡七ヶ宿町字上野8番地1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

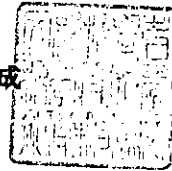
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



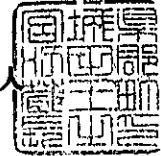
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 蔵王町長

村上 英人



(別紙)

宮城県蔵王町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 蔵王町役場
- ・所在地： 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

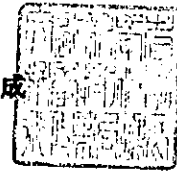
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

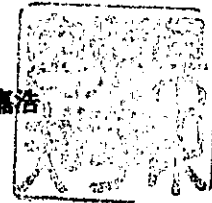
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 色麻町長

伊藤 拓哉



(別紙)

宮城県色麻町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 色麻町役場
- ・所在地： 加美郡色麻町四竈字北谷地41番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

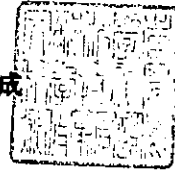
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



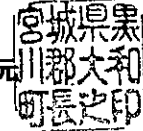
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 大和町長

浅野 元



(別紙)

宮城県大和町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 大和町役場
- ・所在地： 黒川郡大和町吉岡字西桧木 1 番地の 1
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

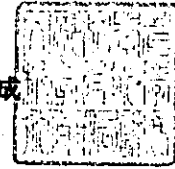
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 松島町長

大橋 健男



(別紙)

宮城県松島町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 松島町役場
- ・所在地： ████████████████████
- ・地積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

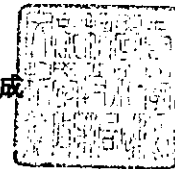
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

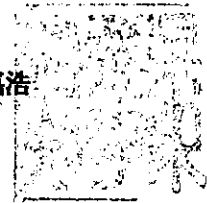
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



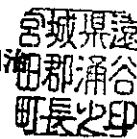
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 涌谷町長

安部 周海



(別紙)

宮城県涌谷町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・ 名 称： 涌谷町町民医療福祉センター
- ・ 所在地： 遠田郡涌谷町涌谷字中江南 2 4 9 番地 5
- ・ 地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

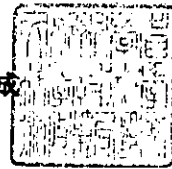
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



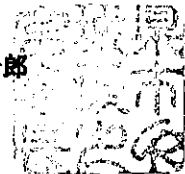
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 名取市長

佐々木 一十郎



(別紙)

宮城県名取市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 名取市民体育館
- ・所在地： 名取市増田字柳田250番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

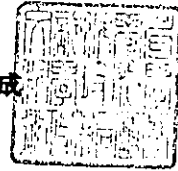
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

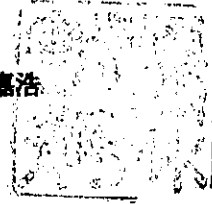
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 川崎町長

小山 修作



(別紙)

宮城県川崎町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 川崎町役場
- ・所在地： 柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

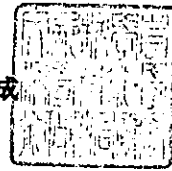
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



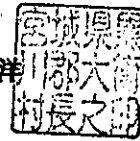
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 大衡村長

藤部 昌洋



(別紙)

宮城県大衡村に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 大衡村役場
- ・所在地： 黒川郡大衡村大衡字平林6 2番地
- ・地積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

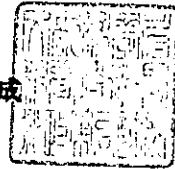
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

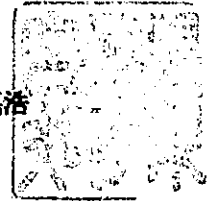
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 美里町長

佐々木 功悦



(別紙)

宮城県美里町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 美里町役場
- ・所在地： 遠田郡美里町北浦字駒米13番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

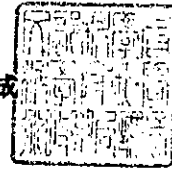
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 富谷町長

若生 英俊



(別紙)

宮城県富谷町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 富谷町役場
- ・所在地： 黒川郡富谷町富谷字坂松田30番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

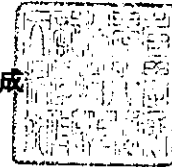
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 角田市長

大友 喜助



(別紙)

宮城県角田市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 角田市役所
- ・所在地： 角田市角田字大坊4 1 番地
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

(別紙)

宮城県角田市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 角田中央公園
- ・所在地： 角田市枝野字青木
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、宮城県及び宮城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と宮城県及び宮城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、宮城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 宮城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、宮城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように宮城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 宮城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（宮城県の市町村の所有地又は宮城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお宮城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

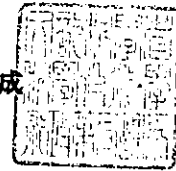
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



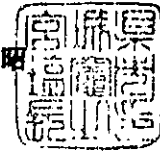
宮城県知事

村井 嘉浩



宮城県 塩竈市長

佐藤 昭



(別紙)

宮城県塩竈市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 塩竈市役所
- ・所在地： 塩竈市旭町1番1号
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

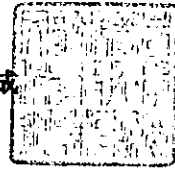
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

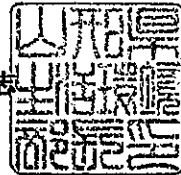
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 山辺町長

遠藤 直幸



(別紙)

山形県山辺町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 山辺町役場
- ・所在地： 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

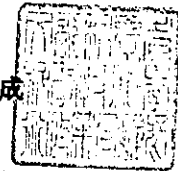
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

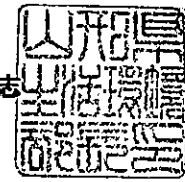
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



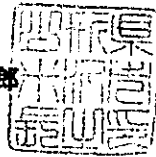
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 米沢市長

安部 三十郎



(別紙)

山形県米沢市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 米沢市森林体験交流センター
- ・所在地： 山形県米沢市大字関3934-18
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

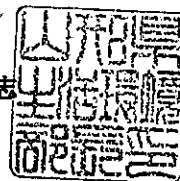
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 大石田町 副町長

横山 利一



(別紙)

山形県大石田町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 大石田町役場
- ・所在地： 山形県北村山郡大石田町緑町1
- ・地 積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

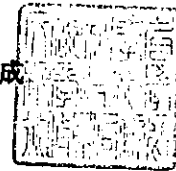
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

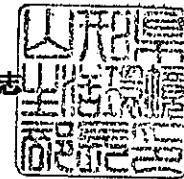
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 白鷹町長

佐藤 誠七



(別紙)

山形県白鷹町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 白鷹町役場
- ・所在地： 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 8 3 3
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

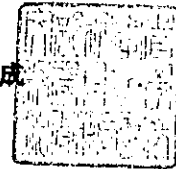
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

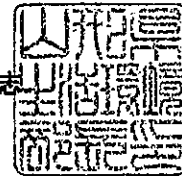
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 山形市長

市川 昭男



(別紙)

山形県山形市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 山形市役所
- ・所在地： 山形県山形市旅籠町2-3-25
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

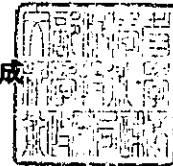
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

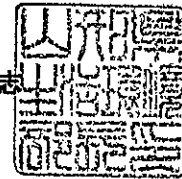
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



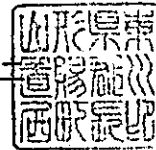
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 川西町長

原田 俊



(別紙)

山形県川西町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 川西町役場
- ・所在地： 山形県東置賜郡川西町大字上小松1567
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

(別紙)

山形県上山市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 上山市役所
- ・所在地： 山形県上山市河崎1-1-10
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

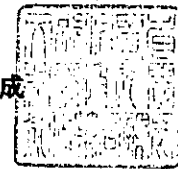
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

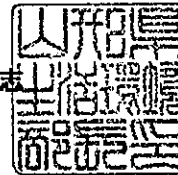
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 上山市長

横戸 長兵衛



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

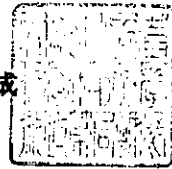
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 天童市長

山本 信治



(別紙)

山形県天童市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 天童市役所
- ・所在地： 山形県天童市老野森 1-1-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

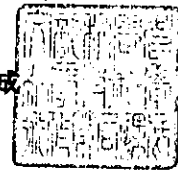
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

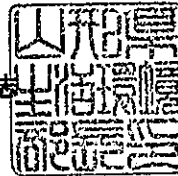
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 大江町長

渡邊 兵吾



(別紙)

山形県大江町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 大江町役場西側駐車場
- ・所在地： 山形県西村山郡大江町大字左沢字前田 2 5 8 1 - 1
- ・地積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

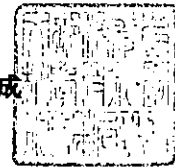
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

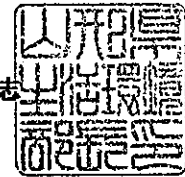
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 東根市総務部財政課長

古谷 利明



(別紙)

山形県東根市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 東根市役所
- ・所在地： 山形県東根市中央1-1-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

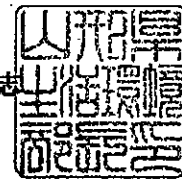
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



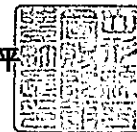
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 飯豊町長

後藤 幸平



(別紙)

山形県飯豊町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 飯豊町役場
- ・所在地： 山形県西置賜郡飯豊町椿2888
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

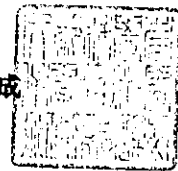
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

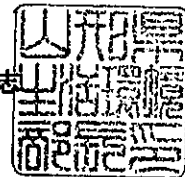
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



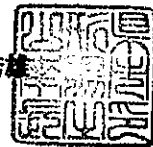
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 南陽市長

塩田 秀雄



(別紙)

山形県南陽市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 南陽市役所
- ・所在地： 山形県南陽市三間通436-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

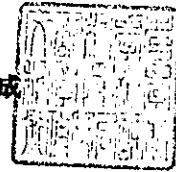
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



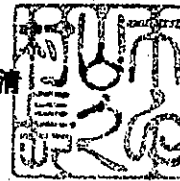
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 村山市長

佐藤 清



(別紙)

山形県村山市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 村山市役所
- ・所在地： 山形県村山市中央1-3-6
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

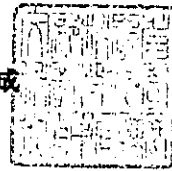
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

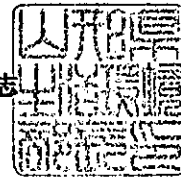
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 中山町住民税務課長

丹野 充



(別紙)

山形県中山町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 中山町役場敷地内駐車場
- ・所在地： 山形県東村山郡中山町大字長崎166
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

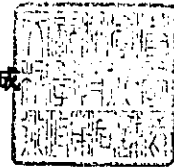
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



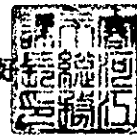
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 寒河江市総務課長

犬飼 一好



(別紙)

山形県寒河江市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 寒河江市役所
- ・所在地： 山形県寒河江市中央1-9-45
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

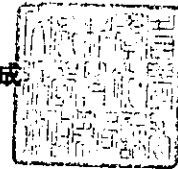
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

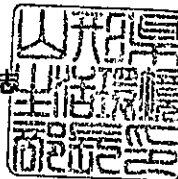
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 長井市市民課長

宇津木 正紀



(別紙)

山形県長井市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 長井市役所
- ・所在地： 山形県長井市ままの上5-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

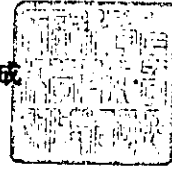
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



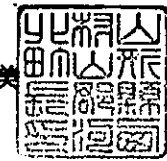
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 河北町長

田宮 栄佐美



(別紙)

山形県河北町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 河北公園
- ・所在地： 山形県西村山郡河北町谷地戊81
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

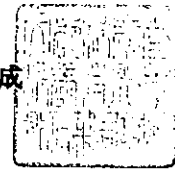
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

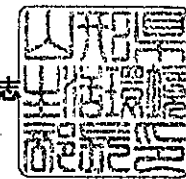
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 最上町長

高橋 重美



(別紙)

山形県最上町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： すこやかプラザ
- ・所在地： 山形県最上郡最上町大字向町680-2
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

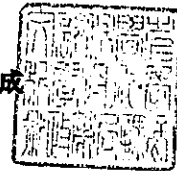
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

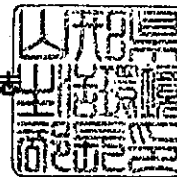
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 高島町生活環境課長

石川 庄



(別紙)

山形県高島町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 高島町役場
- ・所在地： 山形県東置賜郡高島町大字高島436
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、山形県及び山形県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と山形県及び山形県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、山形県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 山形県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、山形県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように山形県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 山形県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(山形県の市町村の所有地又は山形県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお山形県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

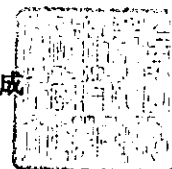
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

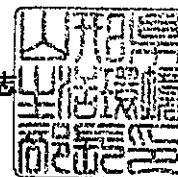
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



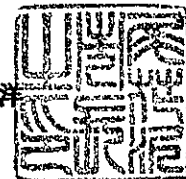
山形県生活環境部長

佐藤 和志



山形県 尾花沢市長

加藤 國洋



(別紙)

山形県尾花沢市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 尾花沢市役所
- ・所在地： 尾花沢市若葉町1-1-3
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

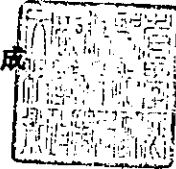
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

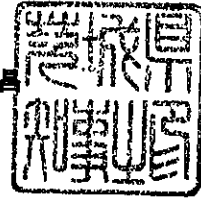
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 日立市長

吉成 明



(別紙)

茨城県日立市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 日立市消防本部
- ・所在地： 茨城県日立市神峰町2-4-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

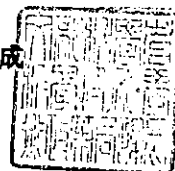
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

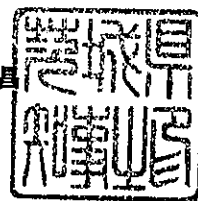
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



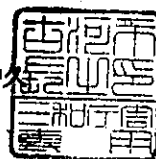
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 古河市長

白戸 伸久



(別紙)

茨城県古河市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 古河市役所
- ・所在地： 茨城県古河市下大野 2 2 4 8
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

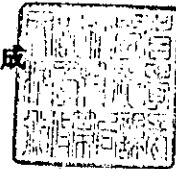
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

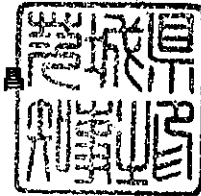
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 石岡市長

久保田 健一郎



(別紙)

茨城県石岡市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 石岡市役所
- ・所在地： 茨城県石岡市石岡1-1-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

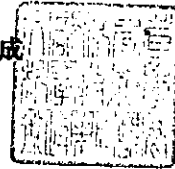
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

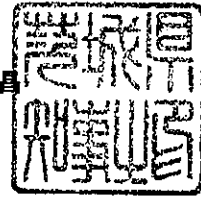
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 結城市長

前場 文太



(別紙)

茨城県結城市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 結城市役所
- ・所在地： 茨城県結城市結城1447
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

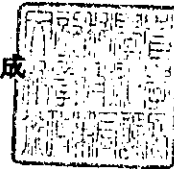
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

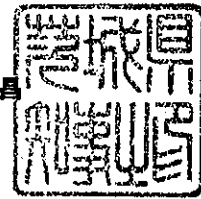
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



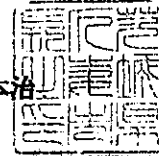
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 下妻市長

稲葉 本治



(別紙)

茨城県下妻市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 下妻市役所
- ・所在地： 茨城県下妻市本城町2-22
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

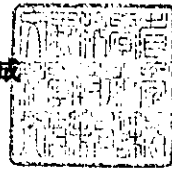
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 常総市長

長谷川 典子



(別紙)

茨城県常総市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 常総市役所
- ・所在地： 茨城県常総市水海道諏訪町3222-3
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

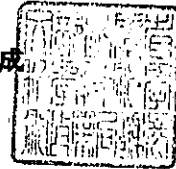
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

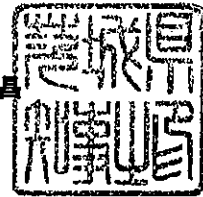
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 常陸太田市長

大久保 太



(別紙)

茨城県常陸太田市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 常陸太田市里美支所
- ・所在地： 茨城県常陸太田市大中町1653
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

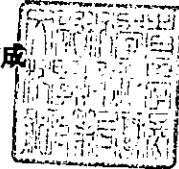
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



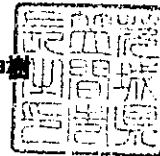
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 笠間市長

山口 伸樹



(別紙)

茨城県笠間市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 笠間市役所
- ・所在地： 茨城県笠間市中央3-2-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

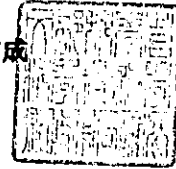
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



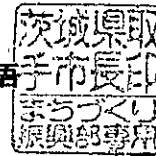
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 取手市長

藤井 信吾



(別紙)

茨城県取手市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 取手市役所
- ・所在地： 茨城県取手市寺田5139
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

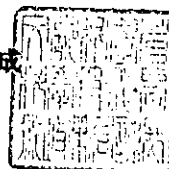
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



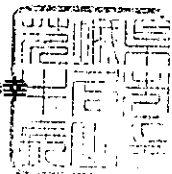
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 牛久市長

池邊 勝幸



(別紙)

茨城県牛久市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 牛久市役所
- ・所在地： 茨城県牛久市中央3-15-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

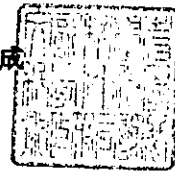
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

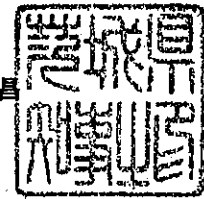
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



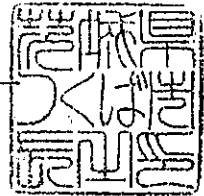
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 つくば市長

市原 健



(別紙)

茨城県つくば市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： つくば市役所
- ・所在地： 茨城県つくば市荻間2530-2
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

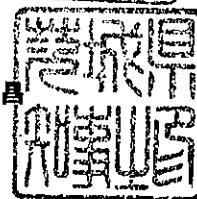
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



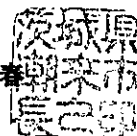
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 潮来市長

裕田 千春



(別紙)

茨城県潮来市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： かすみ保健福祉センター
- ・所在地： 茨城県潮来市島須777
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

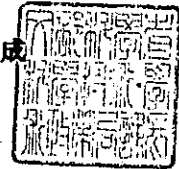
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

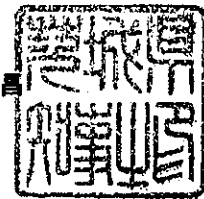
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 常陸大宮市長

三次 真一郎



(別紙)

茨城県常陸大宮市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称：常陸大宮市
- ・所在地：茨城県常陸大宮市中富町3135-6
- ・地積：4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

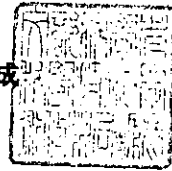
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



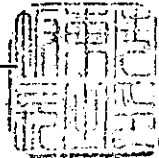
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 坂東市長

吉原 英一



(別紙)

茨城県坂東市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 坂東市役所
- ・所在地： 茨城県坂東市岩井4365
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

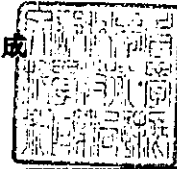
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 稲敷市長

田口 久克



(別紙)

茨城県稲敷市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・ 名 称： 旧県立江戸崎西高跡地
- ・ 所在地： 茨城県稲敷市犬塚1570
- ・ 地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 かすみがうら市長

宮嶋 光昭



(別紙)

茨城県かすみがうら市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： かすみがうら市役所
- ・所在地： 茨城県かすみがうら市上土田461
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

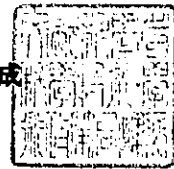
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

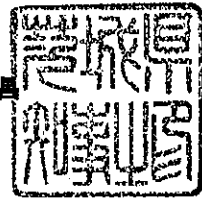
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



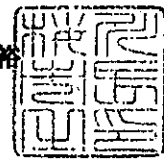
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 桜川市長

中田 裕



(別紙)

茨城県桜川市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 桜川市岩瀬庁舎
- ・所在地： 茨城県桜川市岩瀬64-2
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

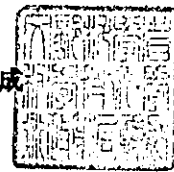
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 神栖市長

保立 一



(別紙)

茨城県神栖市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 神栖市役所
- ・所在地： 茨城県神栖市溝口4991-5
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

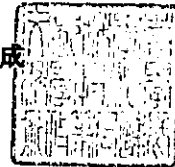
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

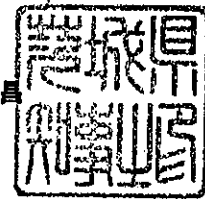
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



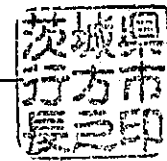
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 行方市長

伊藤 孝



(別紙)

茨城県行方市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 行方市役所
- ・所在地： 茨城県行方市麻生1561-9
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

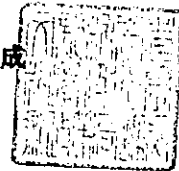
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

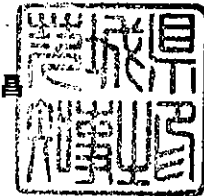
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 つくばみらい市長

片庭 正雄



(別紙)

茨城県つくばみらい市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： つくばみらい市役所
- ・所在地： 茨城県つくばみらい市福田195
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

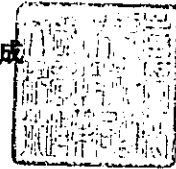
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

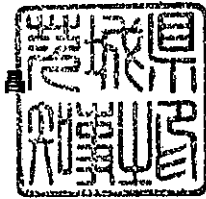
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



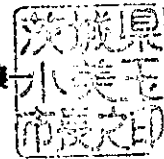
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 小美玉市長

島田 稔



(別紙)

茨城県小美玉市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 小美玉市役所
- ・所在地： 茨城県小美玉市堅倉 8 3 5
- ・地積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

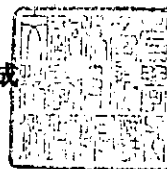
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

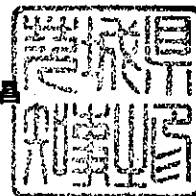
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 茨城町長

小林 宣夫



(別紙)

茨城県茨城町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 茨城町役場
- ・所在地： 茨城県茨城町小堤1080
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

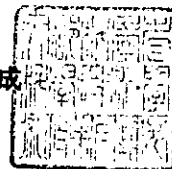
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

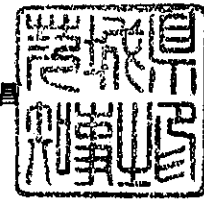
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 城里町長

阿久津 藤男



(別紙)

茨城県城里町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 城里町役場
- ・所在地： 茨城県城里町石塚1428-25
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

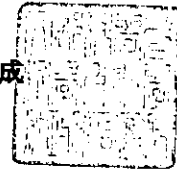
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

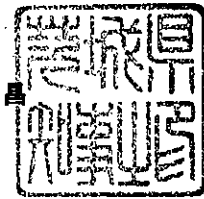
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 美浦村長

中島 栄



(別紙)

茨城県美浦村に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 美浦村役場
- ・所在地： 茨城県美浦村受領1515
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

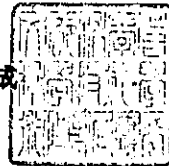
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

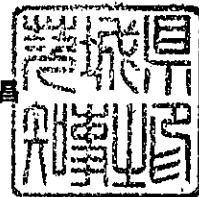
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



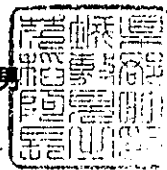
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 阿見町長

天田 富司男



(別紙)

茨城県阿見町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 阿見町役場
- ・所在地： 茨城県阿見町中央1-1-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

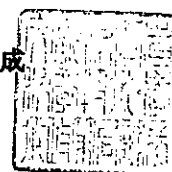
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 河内町長

野高 貴雄



(別紙)

茨城県河内町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 河内町役場
- ・所在地： 茨城県河内町源清田1183
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

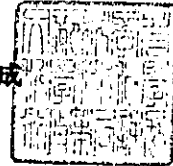
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

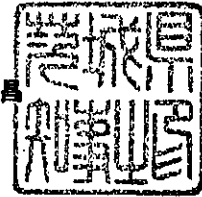
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 八千代町長

大久保 司



(別紙)

茨城県八千代町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 八千代町役場
- ・所在地： 茨城県八千代町菅谷1170
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの取替による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

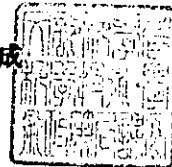
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

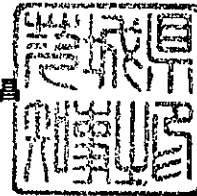
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



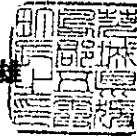
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 五霞町長

染谷 森雄



(別紙)

茨城県五霞町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 五霞町役場
- ・所在地： 茨城県五霞町小福田1162-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

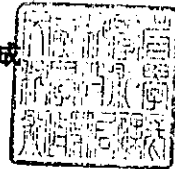
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

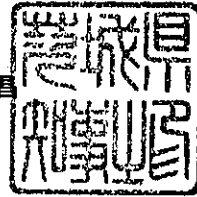
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



茨城県知事

橋本 昌



茨城県 境町長

野村 康



(別紙)

茨城県境町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 境町役場
- ・所在地： 茨城県境町391-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において、
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、茨城県及び茨城県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と茨城県及び茨城県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、茨城県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 茨城県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、茨城県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように茨城県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 茨城県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(茨城県の市町村の所有地又は茨城県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお茨城県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

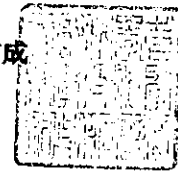
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



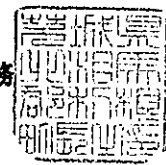
茨城県知事

橋本 昌



茨城県 利根町長

遠山 務



(別紙)

茨城県利根町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 利根町役場
- ・所在地： 茨城県利根町布川 8 4 1 - 1
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

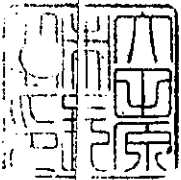
- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。



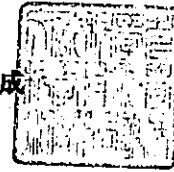
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 大田原市長

津久井 富雄



(別紙)

栃木県大田原市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 大田原市役所湯津上庁舎
- ・所在地： 栃木県大田原市湯津上5-1081
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

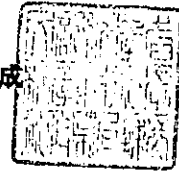
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 足利市長

大豆生田 実



(別紙)

栃木県足利市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 足利市役所
- ・所在地： 栃木県足利市家富町2143
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

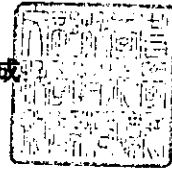
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



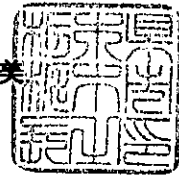
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 栃木市長

鈴木 俊美



(別紙)

栃木県栃木市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 栃木市西方総合支所
- ・所在地： 栃木県栃木市西方町本城1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

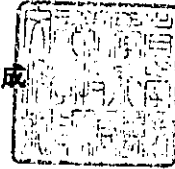
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

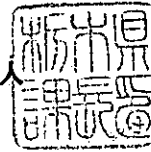
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



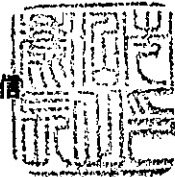
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 鹿沼市長

佐藤 信



(別紙)

栃木県鹿沼市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： まちの駅”新・鹿沼宿”
- ・所在地： 栃木県鹿沼市仲町1604-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

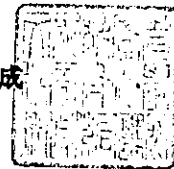
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



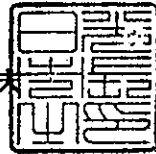
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 日光市長

斎藤 文夫



(別紙)

栃木県日光市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 日光市役所中宮祠出張所
- ・所在地： 栃木県日光市中宮祠2478-4
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

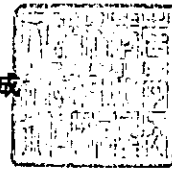
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



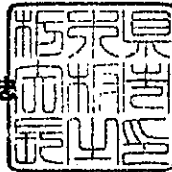
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 矢板市長

遠藤 忠



(別紙)

栃木県矢板市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 矢板市役所
- ・所在地： 栃木県矢板市本町5-4
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

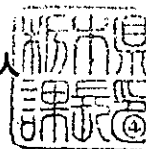
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 さくら市総務部総務課長

大山 忠雄



(別紙)

栃木県さくら市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： さくら市立たいよう保育園
- ・所在地： 栃木県さくら市松山796-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

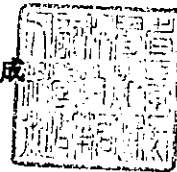
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



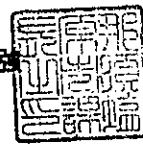
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 那須塩原市生活環境部環境対策課長

和久 強



(別紙)

栃木県那須塩原市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： ハロープラザ
- ・所在地： 栃木県那須塩原市関谷1266-4
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

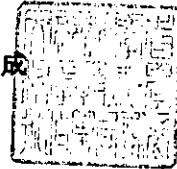
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

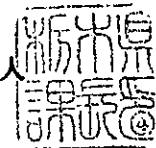
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



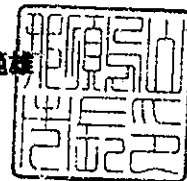
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 那須烏山市長

大谷 範雄



(別紙)

栃木県那須烏山市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 那須烏山市烏山庁舎
- ・所在地： 栃木県那須烏山市中央1-1-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

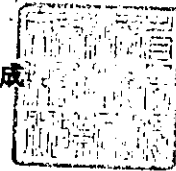
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



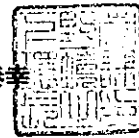
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 下野市市民生活部環境課長

野沢 泰幸



(別紙)

栃木県下野市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 道の駅しもつけ
- ・所在地： 栃木県下野市薬師寺4-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

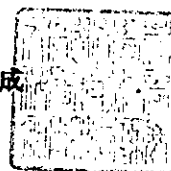
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



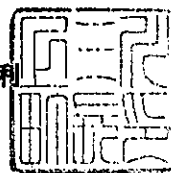
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 上三川町長

星野 光利



(別紙)

栃木県上三川町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 上三川町役場
- ・所在地： 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

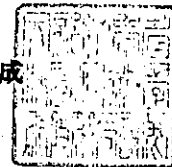
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 益子町長

大塚 朋



(別紙)

栃木県益子町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 益子町役場
- ・所在地： 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

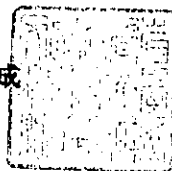
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 茂木町長

古口 達也



(別紙)

栃木県茂木町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 茂木町役場
- ・所在地： 栃木県芳賀郡茂木町茂木 1 5 5
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

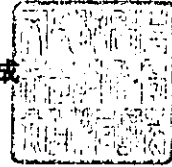
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 市貝町長

入野 正明



(別紙)

栃木県市貝町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 市貝町役場
- ・所在地： 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

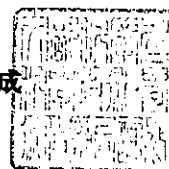
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 壬生町長

小菅 一弥



(別紙)

栃木県壬生町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 壬生町保健福祉センター
- ・所在地： 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3 8 4 3 - 1
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

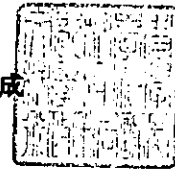
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 芳賀町長

豊田 征夫



(別紙)

栃木県芳賀町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 道の駅はが
- ・所在地： 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井842-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

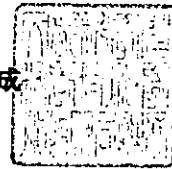
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 野木町長

真源 宏子



(別紙)

栃木県野木町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 野木町役場
- ・所在地： 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

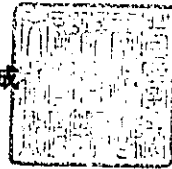
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



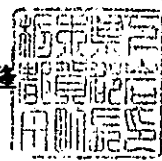
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 岩舟町長

市村 隆



(別紙)

栃木県岩舟町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 岩舟町中央公民館
- ・所在地： 栃木県下都賀郡岩舟町大字静 2 2 9 2 - 1
- ・地 積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

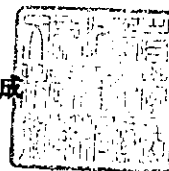
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



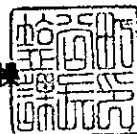
栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 塩谷町教育委員会事務局学校教育課長

中塚 操



(別紙)

栃木県塩谷町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 塩谷町立船生小学校
- ・所在地： 栃木県塩谷郡塩谷町大字船生3660
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、栃木県及び栃木県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と栃木県及び栃木県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、栃木県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 栃木県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、栃木県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように栃木県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 栃木県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(栃木県の市町村の所有地又は栃木県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお栃木県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

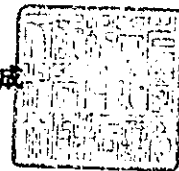
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



栃木県環境森林部環境保全課長

今井 清人



栃木県 高根沢町長

高橋 克法



(別紙)

栃木県高根沢町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 高根沢町役場町民広場
- ・所在地： 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1825
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

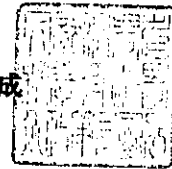
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

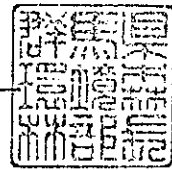
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 高崎市長

富岡 賢治



(別紙)

群馬県高崎市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名 称： みねはら公園
- ・所在地： 群馬県高崎市箕郷町生原946-1
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

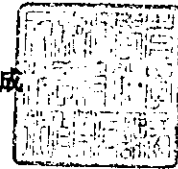
- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。
- ③文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地を確保する。
- ④文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応する。

3. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

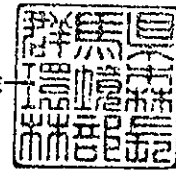
この覚書成立の証として、本書を2通作成し二者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長 明野 吉成



群馬県環境森林部長 山口 栄



(別紙)

群馬県前橋市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 衛生環境研究所
- ・所在地： 群馬県前橋市上沖町378
- ・地 積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

(別紙)

群馬県前橋市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 群馬県立赤城公園大洞駐車場
- ・所在地： 群馬県前橋市富士見町赤城山1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

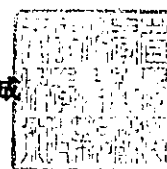
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

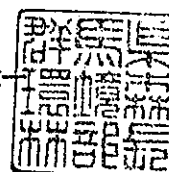
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



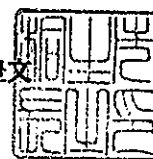
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 桐生市長

亀山 豊文



(別紙)

群馬県桐生市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 桐生市市民文化会館駐車場
- ・所在地： 群馬県桐生市美原町3
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

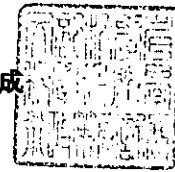
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

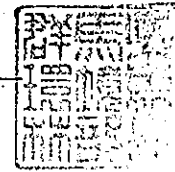
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 沼田市長

星野 巳喜雄



(別紙)

群馬県沼田市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 旧南郷小学校
- ・所在地： 群馬県沼田市利根町日影南郷338
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

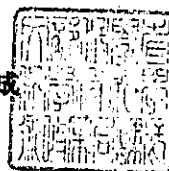
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

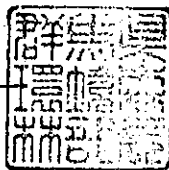
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 渋川市長

阿久津 貞



(別紙)

群馬県渋川市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称：子持ふれあい公園
- ・所在地：群馬県渋川市吹屋651-1
- ・地 積：4.0㎡

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け。文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

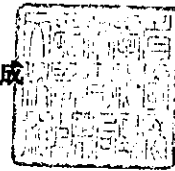
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

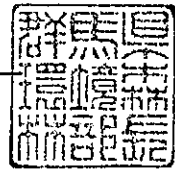
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 藤岡市長

新井 利明



(別紙)

群馬県藤岡市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 鬼石多目的ホール
- ・所在地： 群馬県藤岡市鬼石158
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

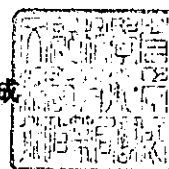
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

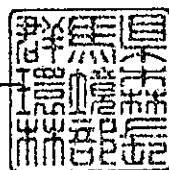
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 安中市長

岡田 義弘



(別紙)

群馬県安中市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 安中市松井田支所
- ・所在地： 群馬県安中市松井田町新堀 2 4 5
- ・地積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

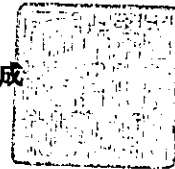
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

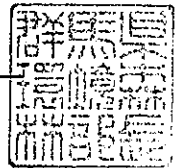
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 みどり市長

石原 条



(別紙)

群馬県みどり市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： みどり市東支所
- ・所在地： 群馬県みどり市東町花輪205-2
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

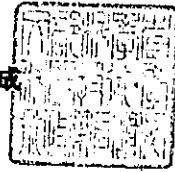
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

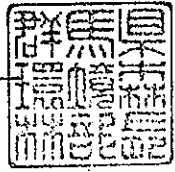
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



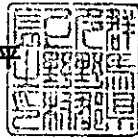
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 上野村長

神田 強平



(別紙)

群馬県上野村に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 上野村役場
- ・所在地： 群馬県上野村川和1 1
- ・地積： 4. 0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

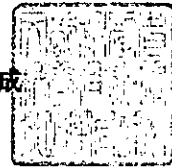
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

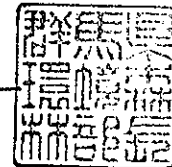
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 下仁田町長

金井 康行



(別紙)

群馬県下仁田町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 下仁田町役場
- ・所在地： 群馬県下仁田町下仁田682
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

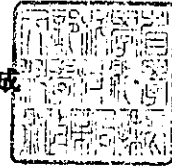
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 中之条町長

折田 謙一郎



(別紙)

群馬県中之条町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 沢田公民館
- ・所在地： 群馬県中之条町下沢渡36-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

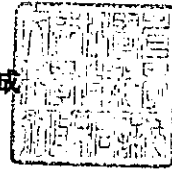
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

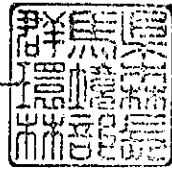
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 長野原町長

高山 欣也



(別紙)

群馬県長野原町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 長野原町総合運動公園
- ・所在地： 群馬県長野原町与喜屋253-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

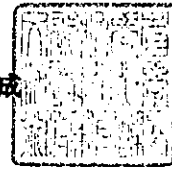
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



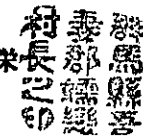
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 嬭恋村長

熊川 栄



(別紙)

群馬県嬭恋村に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 嬭恋村役場
- ・所在地： 群馬県嬭恋村大前110
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

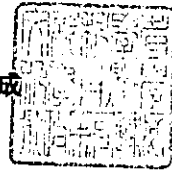
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

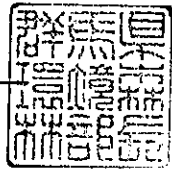
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 高山村長

荒木 毅



(別紙)

群馬県高山村に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 高山村役場
- ・所在地： 群馬県高山村中山2856-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所へ立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

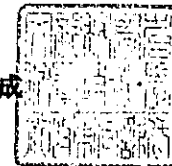
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

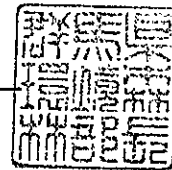
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



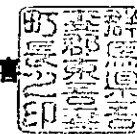
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 東吾妻町長

中澤 恒喜



(別紙)

群馬県東吾妻町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： [REDACTED]
- ・所在地： [REDACTED]
- ・地積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

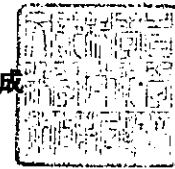
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

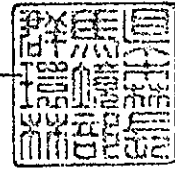
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



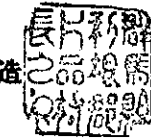
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 片品村長

千明 金造



(別紙)

群馬県片品村に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 戸倉サブセンター
- ・所在地： 群馬県片品村戸倉639
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼働するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

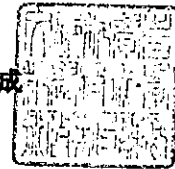
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

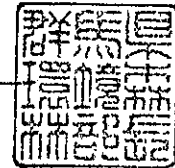
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



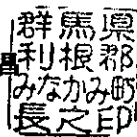
群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 みなかみ町長

岸 良昌



(別紙)

群馬県みなかみ町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： みなかみ町水上支所職員駐車場
- ・所在地： 群馬県みなかみ町鹿野沢326-52
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

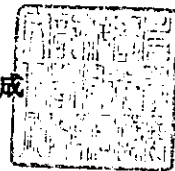
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

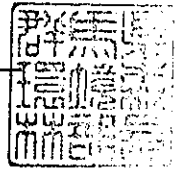
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 伊勢崎市長

五十嵐 清隆



(別紙)

群馬県伊勢崎市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 伊勢崎市役所
- ・所在地： 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410
- ・地 積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、群馬県及び群馬県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と群馬県及び群馬県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、群馬県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 群馬県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、群馬県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように群馬県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 群馬県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(群馬県の市町村の所有地又は群馬県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお群馬県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

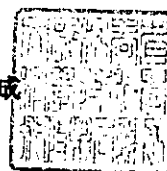
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

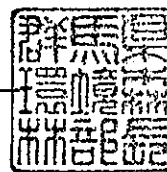
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



群馬県環境森林部長

山口 栄



群馬県 館林市長

安楽岡 一雄



(別紙)

群馬県館林市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 館林市役所
- ・所在地： 群馬県館林市城町1-1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

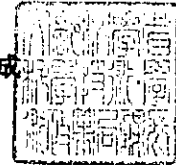
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

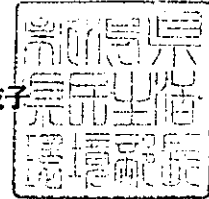
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



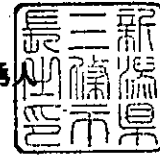
新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 三条市長

園定 勇



(別紙)

新潟県三条市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 三条市役所下田庁舎
- ・所在地： 三条市荻堀830番地1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

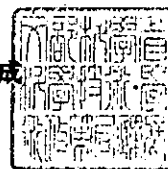
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

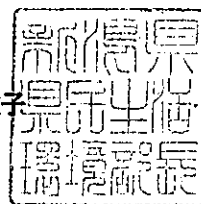
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



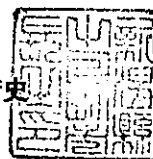
新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 十日町市長

関口 芳史



(別紙)

新潟県十日町市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名 称： 十日町市役所
- ・所在地： 十日町市千歳町3丁目3番地
- ・地 積： 4.0 m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

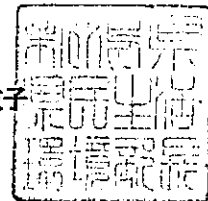
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 五泉市長

伊藤 勝美



(別紙)

新潟県五泉市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 五泉市役所
- ・所在地： 五泉市太田1094番地1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

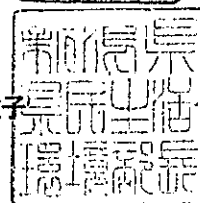
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 阿賀野市長

天野 市榮



(別紙)

新潟県阿賀野市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 阿賀野市役所
- ・所在地： 阿賀野市岡山町10番15号
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

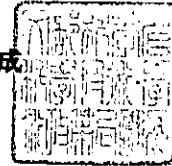
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 佐渡市長

高野 宏一郎



(別紙)

新潟県佐渡市に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 南佐渡消防署
- ・所在地： 佐渡市羽茂本郷196-2
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

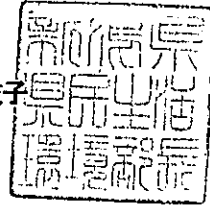
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 魚沼市長

大平 悦子



(別紙)

新潟県魚沼市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 魚沼市役所
- ・所在地： 魚沼市小出島130番地1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

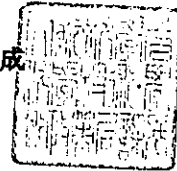
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

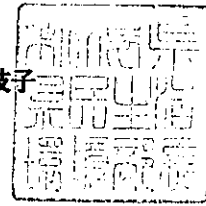
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 胎内市長

吉田 和夫



(別紙)

新潟県胎内市に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 胎内市役所
- ・所在地： 胎内市新和町2番10号
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト（以下「可搬型ポスト」と言う。）整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所（設置場所の詳細は別紙のとおり）に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守（年1回の機器点検及び検出器校正含む）を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地（新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等）を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

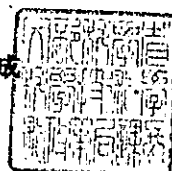
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

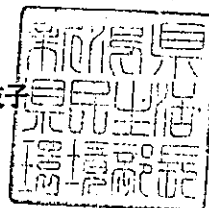
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



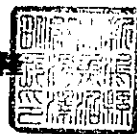
新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 湯沢町長

上村 清隆



(別紙)

新潟県湯沢町に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 湯沢町役場
- ・所在地： 湯沢町大字神立300番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

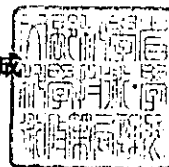
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

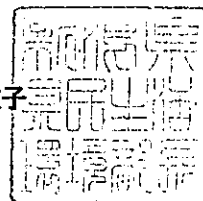
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 津南町長

上村 憲司



(別紙)

新潟県津南町に設置する可搬型モニタリングポストの
設置場所について

○設置地点

- ・名称： 津南町役場
- ・所在地： 津南町大字下船渡戊109番地1
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、新潟県及び新潟県の市町村に対する平成 23 年度一般会計第二次補正予算により行う可搬型モニタリングポスト(以下「可搬型ポスト」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と新潟県及び新潟県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①可搬型ポストの調達を行い、新潟県の市町村が確保した無償で使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に可搬型ポストの据付設置を行う。
- ②可搬型ポスト設置後、可搬型ポストが正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③可搬型ポストが正常に稼動するよう保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④可搬型ポストの瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかにシステム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず可搬型ポストに障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等可搬型ポストの撤去または移設の必要が生じた場合には、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 新潟県の役割

- ①可搬型ポストの設置場所の選定等にあたり、新潟県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むよう新潟県の市町村等へ連絡調整を行うものとする。

3. 新潟県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する可搬型ポストを設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(新潟県の市町村の所有地又は新潟県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお新潟県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が可搬型ポストの据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するものとする。

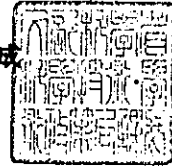
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成二十四年二月十五日

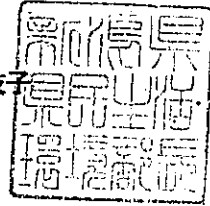
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



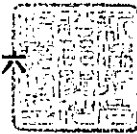
新潟県県民生活・環境部長

中村 稚枝子



新潟県 関川村長

平田 大六



(別紙)

新潟県関川村に設置する可搬型モニタリングポストの 設置場所について

○設置地点

- ・名称： 関川村役場
- ・所在地： 関川村大字下関912番地
- ・地積： 4.0m²

○使用目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省において
空間線量率を測定するための可搬型モニタリングポストを設置する。



覚 書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成23年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行方リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

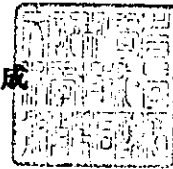
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

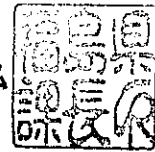
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



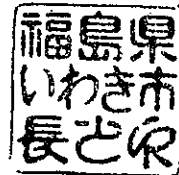
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県いわき市長

渡辺 敬夫



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- いわき市立内町小学校
- いわき市草野心平記念文学館
- いわき市三崎公園
- いわき市暮らしの伝承郷
- いわき市考古資料館
- いわき市 21 世紀の森公園
- いわき市石炭化石館
- いわき市アンモナイトセンター
- いわき駅前広場
- いわき芸術文化交流館付近
- いわき市上荒川公園
- いわき市遠野オートキャンプ場
- いわき市勿来の関公園
- いわき市立錦東小学校
- いわき市南の森スポーツパーク
- いわき市立差塩小学校
- いわき市立永戸小学校
- いわき市立大野第二小学校
- いわき市立好間第二小学校
- いわき市立上遠野小学校
- いわき市立入遠野小学校
- いわき市立久之浜第一小学校
- いわき海浜自然の家
- いわき市立郷ヶ丘小学校
- いわき市立錦小学校
- いわき市立好間第一小学校
- いわき市立好間第四小学校
- いわき市立好間第三小学校
- いわき市立江名小学校
- いわき市立永井小学校
- いわき市立沢渡小学校
- いわき市立三阪小学校
- いわき市立菊田小学校
- いわき市立大野第一小学校
- いわき市立大浦小学校
- いわき市立四倉小学校
- いわき市立鹿島小学校
- いわき市立小川小学校
- いわき市立小玉小学校
- いわき市内郷内町水之出 52
- いわき市小川町高萩字下夕道 1-39
- いわき市小名浜下神白字大作
- いわき市鹿島町下矢田字歡野 14-16
- いわき市常磐藤原町手遣 50-1
- いわき市常磐水野谷町竜ヶ沢
- いわき市常磐涌本町向田 3-1
- いわき市大久町大久字錦房 147-2
- いわき市平字田町 1-27
- いわき市平字三崎 1
- いわき市平下荒川字南作 100
- いわき市遠野町入遠野字越台 97-1
- いわき市勿来町関田字永沢
- いわき市錦町鷺内 64-5
- いわき市錦町細谷 102-58
- いわき市三和町差塩字道添 37
- いわき市三和町渡戸字弓張木 95
- いわき市四倉町駒込字広畑 11 番地
- いわき市好間町今新田字手倉 2
- いわき市遠野町上遠野字本町 68
- いわき市遠野町入遠野字前田 142
- いわき市久之浜町久之浜字簗塚 15
- いわき市久之浜町田之綱字向山 53 番地
- いわき市郷ヶ丘 3 丁目 50-18
- いわき市錦町鳥居東 1
- いわき市好間町上好間字馬場前 28
- いわき市好間町大利字戸作田 60
- いわき市好間町北好間字権現堂 60
- いわき市江名字天ヶ作 130
- いわき市三和町下永井字横山 67
- いわき市三和町下市萱字竹ノ内 126
- いわき市三和町中三坂字腰巻 28
- いわき市山田町林崎前 46
- いわき市四倉町玉山字林崎 5
- いわき市四倉町狐塚字松橋 20
- いわき市四倉町字西 4 丁目 3-3
- いわき市鹿島町走熊字中島 1
- いわき市小川町上平字田ノ尻 4
- いわき市小川町西小川字小玉 27

いわき市立汐見が丘小学校
いわき市立小名浜第二小学校
いわき市立小名浜第一小学校
いわき市立小名浜第三小学校
いわき市立小名浜東小学校
いわき市立小名浜西小学校
いわき市立磐崎小学校
いわき市立長倉小学校
いわき市立湯本第三小学校
いわき市立湯本第一小学校
いわき市立湯本第二小学校
いわき市立藤原小学校
いわき市立桶壳小学校
いわき市立小白井小学校
いわき市立川前小学校
いわき市立川部小学校
いわき市立東北小学校
いわき市立泉小学校
いわき市立久之浜第二小学校
いわき市立中央台東小学校
いわき市立中央台南小学校
いわき市立中央台北小学校
いわき市立貝泊小学校
いわき市立田人第一小学校
いわき市立石住小学校
いわき市立田人第二小学校南大平分校
いわき市立田人第二小学校
いわき市立渡辺小学校
いわき市立植田小学校
いわき市立宮小学校
いわき市立御厩小学校
いわき市立高坂小学校
いわき市立高野小学校
いわき市立瀬小学校
いわき市立白水小学校
いわき市立平第五小学校
いわき市立高久小学校
いわき市立草野小学校
いわき市立平第四小学校
いわき市立草野小学校網谷分校
いわき市立平第三小学校
いわき市立平第一小学校
いわき市立夏井小学校

いわき市小浜町西ノ作 68
いわき市小名浜愛宕町 3-2
いわき市小名浜岡小名字台ノ上 1-1
いわき市小名浜住吉字浜宿 1
いわき市小名浜諏訪町 37-1
いわき市小名浜大原字小滝山 3
いわき市常磐下湯長谷町勝善 21
いわき市常磐上湯長谷町上の台 75
いわき市常磐水野谷町滝ヶ沢 230
いわき市常磐湯本町栄田 11
いわき市常磐湯本町日渡 17
いわき市常磐藤原町班堂 115-2
いわき市川前町下桶壳字久保田 96 番地の 2
いわき市川前町小白井字将監小屋 101
いわき市川前町川前字中ノ萱 25-1
いわき市川部町川原 65-1
いわき市泉町玉露字定田 69
いわき市泉町字小山 48-2
いわき市大久町大久字矢ノ目沢 12
いわき市中央台高久二丁目 24
いわき市中央台鹿島二丁目 1 番地の 1
いわき市中央台飯野三丁目 2 番地の 1
いわき市田人町貝泊字久子ノ内 35
いわき市田人町黒田字中野 12
いわき市田人町石住字貝屋 37
いわき市田人町南大平字坪内 92
いわき市田人町旅人字和再松木平 4
いわき市渡辺町田部字岸 18
いわき市東田町向山 3
いわき市内郷宮町竹之内 30
いわき市内郷御厩町 2 丁目 121
いわき市内郷高坂町台 6
いわき市内郷高野町中倉 82
いわき市内郷瀬町秋山 88
いわき市内郷白水町川平 76
いわき市平下荒川字川前 58
いわき市平下高久字原種 64
いわき市平下神谷字宿 25
いわき市平下平窪字諸荷 65
いわき市平網谷字四反田 24
いわき市平字作町 3 丁目 4-2
いわき市平字揚土 5
いわき市平上大越字塚越 1

いわき市立赤井小学校
いわき市立平第六小学校
いわき市立平第二小学校
いわき市立勿来第二小学校
いわき市立勿来第一小学校
いわき市立勿来第三小学校
いわき市立すずかけ幼稚園
いわき市立湯本第一幼稚園
いわき市立湯本第三幼稚園
いわき市立磐崎幼稚園
いわき市立藤原幼稚園
いわき市立江名幼稚園
いわき市立四倉第一幼稚園
いわき市立四倉第二幼稚園
いわき市立四倉第三幼稚園
いわき市立四倉第四幼稚園
いわき市立湯本第二幼稚園
いわき市立内町幼稚園
いわき市立高坂幼稚園
いわき市立宮幼稚園
いわき市立西小名浜幼稚園
いわき市立玉川幼稚園
いわき市立錦幼稚園
いわき市立汐見が丘幼稚園
いわき短期大学附属幼稚園
いわき海星高等学校
いわき市立平第一中学校
いわき市立平第二中学校
いわき市立平第三中学校
いわき市立藤岡中学校
いわき市立草野中学校
いわき市立赤井中学校
いわき市立湯本第一中学校
いわき市立湯本第二中学校
いわき市立磐崎中学校
いわき市立湯本第三中学校
いわき市立小名浜第一中学校
いわき市立小名浜第二中学校
いわき市立泉中学校
いわき市立江名中学校
いわき市立内郷第一中学校
いわき市立内郷第二中学校
いわき市立内郷第三中学校

いわき市平赤井字田町 49
いわき市平中神谷字石脇 22
いわき市平梅香町 7-1
いわき市勿来町関田和久 70
いわき市勿来町窪田伊賀屋敷 1
いわき市勿来町酒井北ノ内 1
いわき市平字五色町 28-3
いわき市常磐湯本町吹谷 11
いわき市常磐湯本町上浅貝 177
いわき市常磐西郷町金山 163
いわき市常磐藤原町 大畑81
いわき市江名字上代 21
いわき市四倉町字西 3 丁目 65
いわき市四倉町狐塚字松橋 20
いわき市四倉町玉山字林崎 5
いわき市四倉町駒込字広畑 20-2
いわき市常磐湯本町日渡 17
いわき市内郷内町前田 19
いわき市内郷高坂町桜井 76
いわき市内郷宮町竹ノ内 30
いわき市小名浜愛宕町 3-2
いわき市小名浜玉川町東 11
いわき市錦町鷺内 3-1
いわき市小浜町西の作 68
いわき市平鎌田字石名坂 6
いわき市小名浜神白字館の腰 153
いわき市平字揚土 1
いわき市平鎌田字味噌館 2
いわき市平谷川瀬字吉野作 56
いわき市平藤岡字千ヶ久保 76
いわき市平下神谷字宿 25
いわき市平赤井字大門 13
いわき市常磐湯本町吹谷 11
いわき市常磐湯本町上浅貝 10
いわき市常磐下湯長谷町家中跡 25
いわき市常磐湯本町高倉 150
いわき市小名浜岡小名字山田作 15
いわき市小名浜岡小名字池袋 11
いわき市泉町玉露字吉野作 19
いわき市永崎字館 1
いわき市内郷高坂町立野 129
いわき市内郷宮町金坂 179
いわき市内郷高野町中倉 82

いわき市立植田中学校
いわき市立錦中学校
いわき市立勿来第一中学校
いわき市立勿来第二中学校
いわき市立川部中学校
いわき市立上遠野中学校
いわき市立入遠野中学校
いわき市立四倉中学校
いわき市立大野中学校
いわき市立小川中学校
いわき市立田人中学校
いわき市立貝泊中学校
いわき市立好間中学校
いわき市立永井中学校
いわき市立三和中学校
いわき市立三坂中学校
いわき市立差塩中学校
いわき市立桶壳中学校
いわき市立玉川中学校
いわき市立中央台北中学校
いわき市立植田東中学校
いわき市立中央台南中学校
磐城共立高等看護学院
いわき市立田人第一小学校荷路夫分校
天上田公園
あさひ保育園
織保育所
永崎保育所
遠野保育所
下川保育所
夏井保育所
菊田保育所
久之浜保育所
宮保育所
玉露保育所
錦保育所
窪田保育所
古湊保育所
御厩保育所
吹松公園
高久保育園
高坂保育所
三坂保育所

いわき市植田町根小屋 25-4
いわき市錦町飯盛 1
いわき市勿来町窪田伊賀屋敷 123
いわき市勿来町関田北作 6
いわき市川部町坂下 26
いわき市遠野町上遠野字根小屋 30
いわき市遠野町上根本字荒神平 20
いわき市四倉町字東 1 丁目 65
いわき市四倉町玉山字御城 204
いわき市小川町上平字竹ノ内 63
いわき市田人町黒田字台 1
いわき市田人町貝泊字久子ノ内 35
いわき市好間町小谷作字竹の内 1
いわき市三和町下永井字大堀 174
いわき市三和町中寺字樋ノ口 4-2
いわき市三和町中三坂字腰巻 28
いわき市三和町差塩字道添 37
いわき市川前町下桶壳字久保田 96-2
いわき市小名浜玉川町西 24
いわき市中央台飯野 5 丁目 2-1
いわき市石塚町国分 175 番地の 2
いわき市中央台鹿島二丁目 42 番地の 1
いわき市内郷御厩町三丁目 91 番地
いわき市田人町荷路夫字櫻町 66
いわき市内郷御厩町二丁目 59
いわき市平中神谷字北鳥沼 34
いわき市内郷織町町之内 36-1
いわき市永崎字川畑 217-1
いわき市遠野町上遠野字白幡 106-2
いわき市泉町下川字前ノ原 74
いわき市平荒田目字高原 44
いわき市山田町東川原 13
いわき市大久町小久字連郷 89-1
いわき市内郷宮町金坂 152-1
いわき市泉玉露三丁目 13-5
いわき市錦町作鞍 4
いわき市勿来町窪田馬場 43
いわき市小名浜字田ノ入 80-1
いわき市内郷御厩町下宿 99
いわき市小名浜吹松 16-19
いわき市平下高久字清水 1-4
いわき市内郷高坂町一丁目 75-2
いわき市三和町中三坂字四座 48

三和保育所	いわき市三和町波戸字宿頭 118-6
山田保育所	いわき市山田町堀ノ内 104-3
四倉保育所	いわき市四倉町字五丁目 8-8
鹿島保育所	いわき市鹿島町久保字山崎 4
草の台公園	いわき市平下神谷字岸前1-42
渚保育所	いわき市小名浜字中原 2-24
小川保育所	いわき市小川町高萩字下川原 127-1
常磐第一保育園	いわき市常磐湯本町栄田 71-1
常磐第二保育園	いわき市常磐湯本町山ノ神 20-1
川前保育所	いわき市川前町川前字五林 37
川部保育所	いわき市川部町梅田 54-2
泉保育所	いわき市泉町三丁目 2-7
滝尻保育所	いわき市泉町滝尻字高見坪 29
田人保育所	いわき市田人町黒田字一ノ倉 49
渡辺保育所	いわき市渡辺町田部字岸 8
白土保育所	いわき市平字愛谷町一丁目 4-1
錦中央三丁目公園	いわき市に式中央3-13-1
本町保育所	いわき市小名浜字蛭川新川間 35
桶壳保育所	いわき市川前町下桶壳字矢田谷地 144-3
永井保育所	いわき市三和町下永井字横山 113
市立総合磐城共立病院内保育所	いわき市内郷御厩町久世原 16
植田第二公園	いわき市植田町中央三丁目 9-1
内郷児童館	いわき市内郷糠町川原田 59
小名浜児童センター	いわき市小名浜寺廻町 10-3
丹後沢公園	いわき市平旧城跡4-7
東田中央公園	いわき市東田町2-9-7
上好間公園	いわき市好間町上好間字新屋敷4-1
クリンピーの森正門前	いわき市渡辺町中釜戸字大石沢地内
いわき市立永崎小学校	いわき市永崎字川畑 207
いわき市大気汚染常時監視測定局大原局	いわき市小名浜大原字六反田 22
いわき市立豊岡小学校	いわき市平薄磯字南作 23
小名浜市民会館	いわき市小名浜愛宕 6-1
いわき市南白土墓園	いわき市平南白土字赤坂 70 の1
いわき市東田墓園	いわき市東田町葛蒲沢3の6
いわき市勿来火葬場	いわき市勿来町榎田御前崎 163 の45
いわき市いわき清苑	いわき市平菅波字菅波入 186 の1
勿来市民会館	いわき市錦町上川田 21
常磐市民会館	いわき市常磐関船町作田 1
大久公民館	いわき市大久町大久字日渡 77-1
四倉公民館	いわき市四倉町字東一丁目50
入達野公民館	いわき市達野町入達野字前田 38-1
上達野公民館	いわき市達野町上達野字堀切 1-1
いわき市文化センター	いわき市平字堂根町1-4

植田公民館
錦公民館
平浄水場
上野原浄水場
泉浄水場
鷹ノ巣浄水場
上達野浄水場
走熊公園
田人おふくろの宿
いわき市中央卸売市場
いわき市総合保健福祉センター
いわき市健康・福祉プラザ
小名浜臨海工業団地東緑地
いわき平競輪場(平ロード正面入口付近)
小名浜臨海工業団地大畑緑地
南部清掃センター
北部清掃センター
クリンビーの家
下川公民館
中釜戸集会所
下片寄公民館
砂子集会所
下神谷公民館
クリンビーの丘埋立処分地内
クリンビーの森東側通路
中釜戸処分場
上片寄公民館
館下公園
矢田川公園
横町公園
平中央公園
いわき市中部浄化センター
吉野谷公園
いわき市東部浄化センター
玉露中央公園
泉ヶ丘中央公園
元気の丘公園
中部工業団地公園
山口公園
好間中央公園
松ヶ丘公園
新舞子浜公園
御幸山公園

いわき市植田町南町1-2-2
いわき市錦町中迎一丁目12-2
いわき市平下平窪字寺前53
いわき市好間町上好間字上野原73-2
いわき市泉町六丁目10-16
いわき市達野町深山田字小石平122
いわき市達野町滝字内城55-1
いわき市中央台鹿島1丁目55-1
いわき市田人町旅人字江尻71番地
いわき市鹿島町鹿島1
いわき市内郷高坂町四方木田191番地
いわき市常磐湯本町上浅貝22-1
いわき市泉町下川字大剣1-21
いわき市平谷川瀬字西作1
いわき市泉町下川字大剣1-14
いわき市泉町下川字境ノ町63
いわき市平上片寄字大平23
いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24-1
いわき市泉町下川字宿ノ川19番地
いわき市渡辺町中釜戸字石神地内
いわき市平上片寄字野々目90-1
いわき市山田町堂平18-3
いわき市平下神谷字宿54
いわき市山田町家ノ前地内
いわき市渡辺町中釜戸字大石沢地内
いわき市渡辺町中釜戸字大石沢地内
いわき市平上片寄
いわき市四倉町字西三丁目2-3
いわき市小名浜林城字日代島20
いわき市小名浜字蛭川南140-2
いわき市平字三崎1
いわき市小名浜大原字芳際1
いわき市中央台飯野三丁目1-1
いわき市小名浜字吹松18-1
いわき市泉玉露四丁目9
いわき市泉ヶ丘二丁目10-11
いわき市南台一丁目20-1
いわき市中部工業団地50
いわき市平上山口字下大沢2-5
いわき市好間工業団地24-5
いわき市平字葉王寺台3
いわき市平藤間字川前63
いわき市常磐湯本町天王崎121-2

小太郎公園
塩公園
祿宜町公園
中神谷公園
比良公園
沼ノ内公園
平南台中央公園
前川田公園
いわき市北部浄化センター
御城公園
郷ヶ丘一丁目第一公園
石瀧公園
自由ヶ丘公園
古沼公園
久世原公園
石森中央公園
平一丁目公園
玉川中央公園
渚公園
小名浜中央公園
そでごし公園
沖公園
洋向台中央公園
久之浜中学校
湘南台東公園
江名公園
タウンズヴィル南公園
早稲田公園
泉もえぎ台西公園
竹の花公園
中岡第二公園
南部浄化センター
白米第一公園
上湯長谷公園
水野谷公園
古内公園
若葉台中央公園
南ヶ丘公園
草木台二丁目公園
釜の前第一公園
関船2号公園
金谷公園
桜井公園

いわき市平字小太郎町 5
いわき市平塩字中島 9-3
いわき市平字城東二丁目 8-1
いわき市平中神谷前河原町 6-1
いわき市平赤井字比良三丁目 31
いわき市平沼ノ内諏訪原二丁目 3
いわき市郷ヶ丘四丁目 28-9
いわき市平南白土二丁目 9-4
いわき市平下神谷字天神 1-42
いわき市平下神谷字御城 106-55
いわき市郷ヶ丘一丁目 4
いわき市平下神谷字石瀧 3-9
いわき市自由ヶ丘 4-159
いわき市中央台高久二丁目 17
いわき市平中山字矢ノ倉 33-111
いわき市石森二丁目 9-2
いわき市平字一丁目 20-1
いわき市小名浜玉川町南 22
いわき市小名浜字吹松 5-1
いわき市小名浜南君ヶ塚町 13
いわき市鹿島町久保一丁目 9-1
いわき市泉玉露七丁目 9-1
いわき市洋向台二丁目 49-6
いわき市久之浜町久之浜字大場 69
いわき市湘南台二丁目 5-1
いわき市江名字北町 138-1
いわき市泉町本谷字道上 15-55
いわき市泉町黒須野字早稲田 235-102
いわき市泉町字横山 257-158
いわき市佐藤町二丁目 13-1
いわき市中岡町三丁目 2-1
いわき市錦町浜田 27
いわき市勿来町白米林ノ中 30-99
いわき市常磐上湯長谷町湯台堂 172-3
いわき市常磐水野谷町東 5-1
いわき市常磐下船尾町古内 293
いわき市若葉台二丁目 7-19
いわき市常磐上湯長谷町湯台堂 158-37
いわき市草木台二丁目 11
いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前 147-65
いわき市常磐関船町塚ノ越 93
いわき市内郷瀬町金谷 15-1
いわき市内郷高坂町桜井 93-285

梅ヶ丘公園
久之浜西公園
スポットパーク好間
泉もえぎ台南公園
中寺公民館
アクアマリンパーク

いわき市四倉町字梅ヶ丘南 9
いわき市久之浜町西二丁目 4-1
いわき市好間町下好間字向山 103-3
いわき市泉町下川字山ノ神 126-5
いわき市三和町中寺字高田 122
いわき市小名浜字辰巳町 43-1

○可搬型モニタリングポスト

いわき市勿来勤労青少年ホーム
小白井集会所
上桶壳生活改善センター
夏井川溪谷キャンプ場
いわき市常磐支所
貝泊多目的集会所
いわき南警察署田人駐在所
入旅人集会所
大平生活改善センター
いわき市遠野支所
入定構造改善センター
いわき市立勿来公民館
水石山公園
上永井公民館
渡戸公民館
いわき市山玉浄水場
いわき市椎木平ポンプ場
いわき市好間支所
補玉山ポンプ場
いわき市南台地域污水处理施設
いわき市草野公民館
久之浜・大久支所
いわき市末統集会所
いわき市勿来支所
下三坂集会所
いわき市三和支所
いわき市四倉支所
いわき市小川支所
いわき市小名浜支所
いわき市立磐崎公民館
いわき市林業研修センター
いわき市川前支所
いわき市泉市民サービスセンター

いわき市金山町字朝日台 1
いわき市川前町小白井字大小屋 36-1
いわき市川前町上桶壳字中里 121-1
いわき市小川町上小川山神前地内
いわき市常磐湯本町吹谷 76
いわき市田人町貝泊字久子ノ内 57
いわき市田人町黒田字寺ノ下 73-5
いわき市田人町旅人字和再松木平 4
いわき市遠野町大平字堀ノ内 12-1
いわき市遠野町字根岸白幡 40-1
いわき市遠野町入遠野字久保目 143
いわき市勿来町窪田小島 11-1
いわき市三和町合戸地内
いわき市三和町上永井字大平田 10
いわき市三和町渡戸字宿頭 118
いわき市山玉町脇川 25
いわき市好間町字北好間字椎木平 1-13
いわき市好間町中好間字中川原 29-1
いわき市四倉町玉山字作 20-2
いわき市南台二丁目 48
いわき市平泉崎字向原 28
いわき市久之浜町字南荒蒔 9-1
いわき市久之浜町末統字鍋田 49
いわき市錦町大島 1
いわき市三和町下三坂字立町 30
いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1
いわき市四倉町字西四丁目 11-3
いわき市小川町高萩字下川原 15
いわき市小名浜花畑町 15-1
いわき市常磐西郷町大夫 32-1
いわき市常磐藤原町湯ノ岳 2-1
いわき市川前町川前字五林 6
いわき市泉町四丁目 13-11

いわき市中央台サービスセンター

いわき市田人支所

いわき市内郷支所

いわき新舞子ハイツ

いわき市豊間市民サービスセンター

志田名集会所

外門集会所

石住多目的集会所

井出集会所

いわき市クリンビーの丘

横川集会所

旧戸渡分校

消防団機材置き場

いわき市クリンビーの家(クリンビーの森)

いわきの里鬼ヶ城オートキャンプ場

いわき市海竜の里センター

いわき市中央台飯野四丁目 5-1

いわき市田人町旅人字下平石 191

いわき市内郷郷町榎下 46-2

いわき市平下高久字南谷地 16-4

いわき市平豊間字洞 120

いわき市川前町下桶売字萩 77-4

いわき市川前町川前字外門 53

いわき市田人町石住字貝屋 35

いわき市田人町貝泊字井出 40

いわき市山田町家ノ前 31

いわき市小川町上小川字横川 46-1

いわき市小川町上小川字中戸渡 36

いわき市小川町上小川字内倉 10

いわき市渡辺町中釜戸字大石沢 24-1

いわき市川前町上桶売字小久田 73-3

いわき市大久町大久字柴崎 9

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

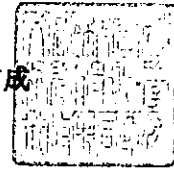
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県安達郡大玉村住民生活課長

菊地 平一郎



別紙

○リアルタイム線量測定システム

大玉村立玉井小学校	大玉村玉井字細田 28-3
大玉村産業振興センター(ふれあい広場)	大玉村大山字新田 10-1
大玉村立大山小学校	大玉村大山字谷地 1
大玉村立玉井幼稚園	大玉村玉井字大壇 47-1
大玉村立大山幼稚園	大玉村大山字谷地 1
大玉村立大玉中学校	大玉村玉井字的場 93
大玉村保育所	大玉村玉井字台 19-2
おおたまこどもクラブ	大玉村玉井字東三合目 19 番地
あだたらつつじ保育施設	大玉村玉井字横堀平 158-16 集会所G
大玉村玉井第二農業集落排水処理場	大玉村玉井字下谷地
大玉村北部ふれあいセンター	大玉村大山字藤ノ木 82
大玉村村民体育館	大玉村大山字六社山 11-1
大玉村西部ふれあいセンター	大玉村玉井字橋本 139
大玉村ふれあい村民の森	大玉村玉井字前ヶ岳 194-1

○可搬型モニタリングポスト

大玉村東部ふれあいセンター	大玉村大山字田池 55-1
大玉村役場	大玉村玉井字星内 70
アットホームおおたま	大玉村玉井字前ヶ岳国有林 7 班に 13 小班

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼働することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼働するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県伊達郡桑折町長

高橋 宣博



別紙

○リアルタイム線量測定システム

桑折駅前広場
桑折町立醸芳小学校
桑折町立伊達崎小学校
桑折町立睦合小学校
桑折町立半田醸芳小学校
桑折町立醸芳幼稚園
桑折町立睦合幼稚園
桑折町立半田醸芳幼稚園
桑折町立伊達崎幼稚園
桑折町立醸芳中学校
醸芳保育所
桑折町児童館
桑折駅前仮設住宅内
桑折町中央公民館
内ノ馬場浄水場
町営庫場住宅
桑折町消防団第4分団第2部屯所

桑折町大字南半田字六角 2-12
桑折町字桑島三 2-8
桑折町大字下郡字細町 1
桑折町大字成田字堰上 46-3
桑折町大字南半田字上田町 5
桑折町字桑島三 11-24
桑折町大字成田字小峯 14
桑折町大字南半田字八反田 5-1
桑折町大字下郡字下郡前 4-2
桑折町大字上郡字柳下 5
桑折町字桑島三 11-21
桑折町字桑島三 2-7
桑折町字東段 30
桑折町大字上郡字弁慶 20
桑折町大字南半田字窪角 9
桑折町字庫場 15-1
桑折町大字北半田字赤瀬 19-1

○可搬型モニタリングポスト

桑折町役場
桑折町消防団第1分団1部屯所
半田コミュニティセンター

桑折町字東大隅 18
桑折町大字松原字北向 1
桑折町大字南半田字八反田 10-1

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り立入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

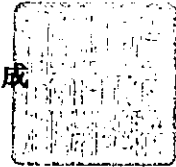
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県伊達郡国見町長

佐藤 力



別紙

○リアルタイム線量測定システム

国見町観月台文化センター	国見町大字藤田字観月台 15
国見町立小坂小学校	国見町大字小坂字台 14
国見町立森江野小学校	国見町大字森山字太田川 36
国見町立大木戸小学校	国見町大字大木戸霞原 3
国見町立藤田小学校	国見町大字藤田字町尻 1-2
国見町立藤田幼稚園	国見町大字藤田字町尻 1-20
国見町立森江野幼稚園	国見町森山字太田川 36
国見町立東北中学校	国見町大字森山字西上野 20
藤田保育所	国見町大字山崎字館東 12-1
小坂季節保育所	国見町小坂南 1-1
森江野季節保育所	国見町大字徳江字下谷地田 15
大枝季節保育所	国見町大字西大枝字玉壇前 16-1
塚野目集会所	国見町大字塚野目字金屋 23-9
御滝神社	国見町大字光明寺字滝沢 19
石母田財産区事務所	国見町大字石母田字樋口 9
大木戸駐在所	国見町大字高城字下家老 143-1

○可搬型モニタリングポスト

国見町役場	国見町大字藤田字一丁田二 2-1
-------	------------------

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

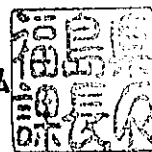
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



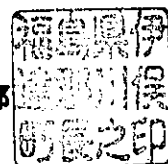
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県伊達郡川俣町長

古川 道郎



別紙

○リアルタイム線量測定システム

川俣町中央公民館
川俣町立川俣小学校
川俣町立川俣南小学校
川俣町立福田小学校
川俣町立富田小学校
川俣町立飯坂小学校
川俣町立福田幼稚園
川俣町立川俣幼稚園
川俣町立川俣南幼稚園
川俣町立富田幼稚園
川俣町立川俣中学校
すみよし保育園
大作児童遊園
子どもみんなの広場
わいわいクラブ
やまゆり保育所(川俣町)
大綱木公民館
小神公民館(多目的集会所)
福沢公民館(生涯学習センター)
川俣町中央公園
川俣町体育館
農村広場
峠の森自然公園(管理棟)
川俣町美術館(羽山の森美術館)

川俣町字樋ノ口 11
川俣町字宮前 36
川俣町字川原田 46
川俣町大字羽田字山ノ坊 15
川俣町大字鶴沢字林山 18
川俣町飯坂字南古堂道内 5
川俣町大字羽田字山の坊 15
川俣町字中島 5-1
川俣町字仲ノ内 2-6
川俣町大字鶴沢字笛田 25-4
川俣町字宮ノ脇 14
川俣町字五百田 21
川俣町大作 17-1
川俣町大字鶴沢字学校前 3
川俣町字後田 10-1
川俣町飯坂字下中居 12-1
川俣町大綱木字老貫田 1-6
川俣町大字小神字曾利田 3-1
川俣町大字西福沢字松川木 2-1
川俣町字寺久保 125
川俣町大字東福沢字万所内山 2-3
川俣町大字東福沢字坊ノ入地内
川俣町飯坂字上切伏地内
川俣町大字西福沢字山柁内 20

○可搬型モニタリングポスト

川俣町役場
小島公民館(コミュニティセンター)
福田公民館
小綱木公民館(生活改善センター)
山木屋「田代集会所」
山木屋駐在所
山木屋乙八区コミュニティ消防センター
戸草集会所

川俣町字五百田 30
川俣町大字小島字町畑 8-1
川俣町大字羽田字地作 6
川俣町小綱木字脇 11
川俣町山木屋字上辰子山 3-1
川俣町大字山木屋字大清水 3-5
川俣町大字山木屋字坂下
川俣町大字山木屋字戸草

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

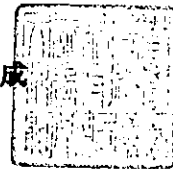
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

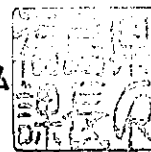
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



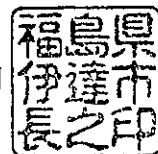
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県伊達市長

仁志田 昇司



別紙

○リアルタイム線量測定システム

伊達学習交流館	伊達市北後 22 番地1
伊達ふれあいセンター	伊達市箱崎川端7番地
伊達市保原中央公民館	伊達市保原町字宮下 111 番地4
保原総合公園	伊達市保原町大泉字宮脇 265 番地
梁川中学校	伊達市梁川町字葛蒲沢 141 番地 6
伊達市立小手小学校	伊達市月館町藪田字館山 10
伊達市立月館小学校	伊達市月館町布川字西原 6
伊達市立伊達小学校	伊達市字館ノ内 20
伊達市立東小学校	伊達市伏黒字土井ノ内 42
桃陵中学校	伊達市保原町字豊田 1 番地の 1
松陽中学校	伊達市保原町大柳字向山 1
伊達市立柱沢小学校	伊達市保原町所沢字東畑 100
伊達市立上保原小学校	伊達市保原町上保原字無苦代内 11
伊達市立大田小学校	伊達市保原町大泉字前原内 111
伊達市立富成小学校	伊達市保原町富沢字羽山 5-3
伊達市立栗野小学校	伊達市梁川町栗野字沼頭 28
伊達市立五十沢小学校	伊達市梁川町五十沢字宮下 90-4
伊達市立山舟生小学校	伊達市梁川町山舟生字高倉 61
伊達市立梁川小学校	伊達市梁川町字鶴ヶ岡 1
伊達市立富野小学校	伊達市梁川町舟生字沢口 20
伊達市立堰本小学校	伊達市梁川町新田字南荒野 33
伊達市国見町大枝小学校組合立大枝小学校	伊達市梁川町東大枝字東荒田 2
伊達市立白根小学校	伊達市梁川町白根字馬場 10
伊達市立小国小学校	伊達市霊山町下小国字中島 26-1
伊達市立掛田小学校	伊達市霊山町掛田字高ノ上 2
伊達市立石田小学校	伊達市霊山町石田字的場 6
伊達市立泉原小学校	伊達市霊山町泉原字米田 5
伊達市立大石小学校	伊達市霊山町大石字三ノ輪 27
伊達市立保原小学校	伊達市保原町弥生町
伊達市立伊達幼稚園	伊達市館の内 20
伊達市立伏黒幼稚園	伊達市大字伏黒字土井ノ内 42
伊達市立富野幼稚園	伊達市梁川町大字舟生字沢口 20
伊達市立梁川幼稚園	伊達市梁川町字鶴ヶ岡 1
伊達市立堰本幼稚園	伊達市梁川町大字新田字南荒野 33
伊達市立栗野幼稚園	伊達市梁川町大字栗野字沼頭 21
伊達市立保原幼稚園	伊達市保原町字城の内 67
伊達市立上保原幼稚園	伊達市保原町大字上保原字無苦代内 6-1
伊達市立柱沢幼稚園	伊達市保原町大字所沢字東畑 100

伊達市立富成幼稚園
伊達市立掛田幼稚園
伊達市立月館幼稚園
伊達市立伊達中学校
伊達市立靈山中学校
伊達市立月館中学校
月館保育園
保原第二保育園
保原保育園
保原保育園分園
掛田季節保育所
東大枝季節保育所
靈山児童館
靈山こどもの村児童館
梁川駅前児童公園
だて児童クラブ1
ふしぐろ児童クラブ
かみほばら児童クラブ
おおた児童クラブ
やながわ児童クラブ
せきもと児童クラブ
梁川プール
梁川体育館
やながわ希望の森公園管理棟
赤坂の里森林公園
月見館森林公園
梁川中央公民館
五十沢公民館
大枝農村広場
梁川テニスコート
五十沢運動広場
白根農村広場
山舟生農村広場
栗野農業構造改善センター
高成田集会所
靈山中央公民館

伊達市保原町富沢字羽山 5 番地 3
伊達市靈山町掛田字高ノ上 2 番地
伊達市月館町布川字西原番地 51
伊達市箱崎字沖 110 番地
伊達市靈山町掛田字下川原 30 番地
伊達市月館町月館字久保田 1 番地
伊達市月館町月館字関ノ下 8 番地 2
伊達市保原町上保原字正地内 11 番地
伊達市保原町字東台後 80 番地 1
伊達市保原町字西町 116 番地
伊達市靈山町掛田字町田 14 番地 5
伊達市梁川町東大枝字北町 132 番地 1
伊達市靈山町掛田字高ノ上 10 番地 3
伊達市靈山町大字石田字宝司沢 9 番地 1
伊達市梁川町青葉町 133 番地
伊達市香形 43 番地 1
伊達市伏黒字一本石 41 番地 2
伊達市保原町上保原字無苦代内 11 番地
伊達市保原町大泉字前原内 245 番地 1
伊達市梁川町字元陣内 1 番地 2
伊達市梁川町新田字寺山 4 番地 5
伊達市梁川町字南町頭 18 番地
伊達市梁川町字北町頭 70 番地
伊達市梁川町字内山 1 番地 1
伊達市保原町金原田字二田ノ入 147 番地
伊達市月館町月館字月見館 1 番地
伊達市梁川町字南本町 35 番地
伊達市梁川町五十沢字宮下 4 番地 1
伊達市梁川町東大枝字北町 3 番地 2
伊達市梁川町やながわ工業団地 20 番地
伊達市梁川町五十沢字松林 183 番地
伊達市梁川町白根字若林 78 番地
伊達市梁川町山舟生字高橋 17 番地
伊達市梁川町二野袋字昭和 132 番地 1
伊達市保原町高成田字館下 52 番地 1
伊達市靈山町掛田字西裏 17 番地

○可搬型モニタリングポスト

富野農業研修センター
伊達市役所月館総合支所
月館運動場
富成公民館
伊達市役所伊達総合支所
伊達市役所梁川総合支所
白根農業構造改善センター
山舟生林業構造改善センター
石戸ふれあいセンター
霊山ふれあいセンター
小国ふれあいセンター
下小国中央集会所
伊達市役所保原本庁舎

伊達市梁川町舟生字堂前 55 番地
伊達市月館町月館字久保田 5 番地
伊達市月館町糠田字館山 1 番地
伊達市保原町富沢字羽山 8 番地
伊達市前川原 25 番地
伊達市梁川町青葉町 1 番地
伊達市梁川町白根字北向 15 番地
伊達市梁川町山舟生字坊前 18 番地
伊達市霊山町石田字宮下 12 番地 8
伊達市霊山町大石字西館 73
伊達市霊山町上小国字腰巻 7 番地
伊達市霊山町下小国字堀ノ内 1 番地
伊達市保原町字舟橋 180 番地

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

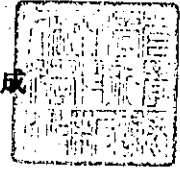
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

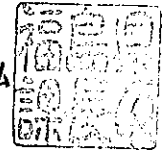
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



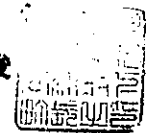
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県河沼郡会津坂下町長

竹内 昶俊



別紙

○リアルタイム線量測定システム

会津坂下町高寺公民館
会津坂下町立坂下小学校
会津坂下町立若宮小学校
会津坂下町立広瀬小学校
会津坂下町立金上小学校
会津坂下町立坂下幼稚園
会津坂下町立若宮幼稚園
会津坂下町立広瀬幼稚園
会津坂下町立第一中学校
会津坂下町立第二中学校
ばんげ保育所
かわらご園
勝方多目的集会所
里山のアトリエ坂本分校
長井会館
矢ノ目農村公園
青津会館

会津坂下町大字片門字宮ノ下 1900
会津坂下町字石田甲 650
会津坂下町大字牛川字寿ノ宮 1715
会津坂下町大字青木字青木 139
会津坂下町大字福原字福川原 913
会津坂下町字石田甲 650
会津坂下町大字牛川字寿の宮 1891
会津坂下町大字青木字宮田 205
会津坂下町字上口 705
会津坂下町字惣六 83
会津坂下町字松ノ目 1596
会津坂下町字館ノ下 87
会津坂下町大字勝大字台畑 2095
会津坂下町大字坂本字宮ノ前 940-2
会津坂下町大字長井字宮田 1894-1
会津坂下町大字五ノ併字屋敷戊 1
会津坂下町大字青津字本丁 73-1

○可搬型モニタリングポスト

会津坂下町農村環境改善センター
会津坂下町役場

会津坂下町大字見明字堤場 2115 番地
会津坂下町字五反田 1310 番地

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

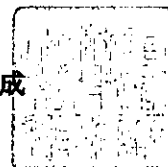
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

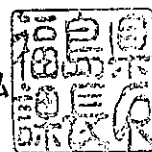
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



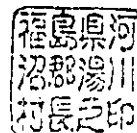
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県河沼郡湯川村長

大塚 節雄



別紙

○リアルタイム線量測定システム

ユースピアゆがわ

湯川村立箕川小学校

湯川村立勝常小学校

湯川村立ゆがわ幼稚園

湯川村立湯川中学校

湯川村保育所

湯川村野球場

湯川村大字清水田字長瀬1

湯川村大字箕川字館 24

湯川村大字勝常字堂後 827

湯川村大字清水田字長瀬 26

湯川村大字箕川字殿田 37

湯川村大字箕川字殿田 10

湯川村大字三川字的場 50

○可搬型モニタリングポスト

湯川村役場

湯川村大字箕川字長瀬甲 875-3

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

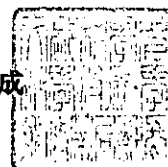
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

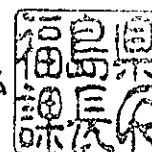
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



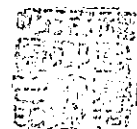
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県河沼郡柳津町長

井関 庄一



別紙

○リアルタイム線量測定システム

柳津町森林公園管理棟
柳津町立西山小学校
柳津町立柳津小学校
西山保育所
柳津保育所
藤農村公園
麻生公園
大成沢公民館

柳津町大字柳津字堂森山甲 2440
柳津町大字砂子原字居平 316
柳津町大字柳津字上村道上乙 1580
柳津町大字砂子原字北の沢 676
柳津町大字柳津字薬師堂上乙 1885
柳津町大字藤字上松ヶ崎 2087
柳津町大字飯谷字居平乙 1091-2
柳津町大字大成沢字前田 379-1

○可搬型モニタリングポスト

柳津町国保診療所西山出張所
柳津町役場前水道管理施設

柳津町大字砂子原字居平 240 番地 3
柳津町大字柳津字下平乙 298-2

覚 書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成23年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

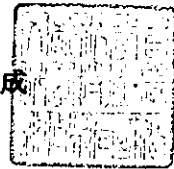
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



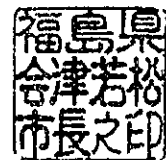
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県会津若松市長

室井 照平



別紙

○リアルタイム線量測定システム

ノーマライズ交流館パオパオ	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88-4
飯盛1号公園	会津若松市飯盛三丁目 302-45
西部農村公園	会津若松市河東町代田字北畑 396
会津若松市北公民館	会津若松市高野町大字上高野字村前 28
会津総合運動公園わんぱく広場	会津若松市門田町大字御山字村上 164
会津若松市南公民館	会津若松市門田町大字中野字大道西 13
会津若松市立松長小学校	会津若松市一箕町松長四丁目 9-2
旧河東三小小学校(熊町・大野)	会津若松市河東町大田原字村中 186
会津若松市立河東学園小学校	会津若松市河東町南高野字金剛田 1
会津若松市立東山小学校	会津若松市慶山 1丁目 2-1
会津若松市立行仁小学校	会津若松市行仁町 6-1
会津若松市立永和小学校	会津若松市高野町大字上高野字村内 43-1
会津若松市立一箕小学校	会津若松市山見町 220
会津若松市立城北小学校	会津若松市城北町 2-1
会津若松市立神指小学校	会津若松市神指町大字高瀬字大道東 108-3
会津若松市立城西小学校	会津若松市川原町 4-1
会津若松市立大戸小学校	会津若松市大戸町上三寄大豆田 116
会津若松市立鶴城小学校	会津若松市東栄町 7-7
会津若松市立日新小学校	会津若松市日新町 7-40
会津若松市立謹教小学校	会津若松市米代一丁目 5-33
会津若松市立荒館小学校	会津若松市北会津町下荒井字八幡前 13
会津若松市立川南小学校	会津若松市北会津町小松 490-2
会津若松市立湊小学校	会津若松市湊町大字共和字上馬渡 171
会津若松市立城南小学校	会津若松市門田町大字黒岩字大坪 25-1
会津若松市立門田小学校	会津若松市門田町大字中野字村前 1-1
会津若松市立小金井小学校	会津若松市門田町大字日吉字小金井 48
会津若松市立川南幼稚園	会津若松市北会津町小松 490-5
会津若松市立荒館幼稚園	会津若松市北会津町下荒井 139
会津若松市立河東第三幼稚園	会津若松市河東町大字熊野堂字高館 175
年貢町4号緑地	会津若松市西年貢二丁目 296
大熊町立大野幼稚園(仮設)	会津若松市河東町広田町字塩新 182
会津若松市立第一中学校	会津若松市蚕養町 11-1
会津若松市立第二中学校	会津若松市城前 1-7
会津若松市立第三中学校	会津若松市湯川町 4-20
会津若松市立第四中学校	会津若松市桜町 110
会津若松市立湊中学	会津若松市湊町大字共和字上馬渡 266-1
会津若松市立一箕中学校	会津若松市一箕町大字八幡字堰下 70
会津若松市立第五中学校	会津若松市門田町大字御山字村下 314
会津若松市立大戸中学校	会津若松市大戸町上三寄香塩 211-1
会津若松市立第六中学校	会津若松市神指町大字黒川字湯川東 296

会津若松市立北会津中学校	会津若松市北会津町中荒井 2107-1
会津若松市立河東中学校	会津若松市河東町広田字東 116
東山浄水場	会津若松市東山町大字湯本字牧戸 290 番地
鶴ヶ城体育館（東側駐車場）	会津若松市城東町 195
会津若松市荒館保育所	会津若松市北会津町下荒井 137-2
会津若松市広田保育	会津若松市河東町広田字横堀 15
会津若松市川南保育所	会津若松市北会津町小松 900-1
会津若松市中央保育	会津若松市花春町 2-1
会津若松市広田保育所分園八田保育所	会津若松市河東町八田字八田野 310
湊しらとり保育園	会津若松市湊町大字共和字西田面 40-1
飯寺 13号緑地	会津若松市門田町大字飯寺字村西 864-74
東山温泉観光駐車場	会津若松市東山町大字石山字院内 321
黒岩公園	会津若松市天神町 320
行仁町児童センター	会津若松市行仁町 5-32
材木町児童館	会津若松市材木町 2-7-12
城前児童センター	会津若松市城前 7-20
七日町公園	会津若松市西七日町 137
会津若松市大木の芝原公園	会津若松市北会津町下荒井 162
一箕こどもクラブ	会津若松市北滝沢二丁目 5-4
松長第一こどもクラブ	会津若松市一箕町松長四丁目 9-108
館脇 1号緑地	会津若松市館脇町 219-1
荒館こどもクラブ	会津若松市真宮新町南三丁目 33
会津若松市大田原保育所	会津若松市河東町大田原字村中 152
東公民館	会津若松市慶山一丁目 1-53
会津若松市中央公民館神指分館	会津若松市神指町大字高瀬字大道東 105
日新コミュニティセンター	会津若松市日新町 8-28
城北コミュニティセンター	会津若松市石堂町 10-65
城西コミュニティセンター	会津若松市材木町一丁目 3-38
鶴城コミュニティセンター	会津若松市城東町 1-47
城南コミュニティセンター	会津若松市東年貢一丁目 11-2
謹教コミュニティセンター	会津若松市山鹿町 1-22
会津若松市子どもの森	会津若松市門田町大字黒岩字花見ヶ丘 421-1
駅前公園	会津若松市駅前町 406
緑町公園	会津若松市緑町 234
大町中央公園	会津若松市中央二丁目 120
松長 3号公園	会津若松市一箕町松長六丁目 12-26
つるかめ公園	会津若松市一箕町鶴賀字上居合 150 - 34
中央公園	会津若松市真宮新町南四丁目 129
高塚公園	会津若松市河東町南高野字葉山 2
赤ベコ公園	会津若松市神指町高久 163-12
水季の里公園	会津若松市北会津町水季の里 152

広田西公園
居合緑地
物流 1 号緑地
くつろぎ緑地
一ノ堰 1 号緑地

会津若松市河東町広田字横堀 42-1
会津若松市堤町 89
会津若松市インター西 94
会津若松市東山町大字石山字牧沢 341-1
会津若松市門田町大字一ノ堰字村西 595-22

○可搬型モニタリングポスト

会津若松市河東支所
滝沢浄水場
六軒浄水場
会津若松市下水浄化工場
会津若松市大戸公民館
会津若松市役所 北会津支所
会津若松市基幹集落センター
会津総合運動公園駐車場
会津若松市役所

会津若松市河東町郡山字休ミ石 14
会津若松市一箕町大字八幡字柏木 15-13
会津若松市河東町八田字鍋沼 3
会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 99番地
会津若松市大戸町上三寄香塩 479
会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11
会津若松市湊町大字共和字西田面 50番地
会津若松市門田町大字御山字村上 164 番地
会津若松市東栄町 3 番 46号

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

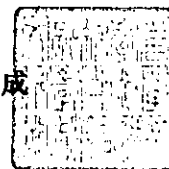
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

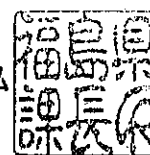
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



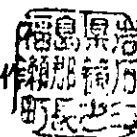
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県岩瀬郡鏡石町長

遠藤 栄作



別紙

○リアルタイム線量測定システム

鏡石町立第一小学校
鏡石町立第二小学校
鳥見山公園
鏡石町立鏡石幼稚園
鏡石町立鏡石中学校
鏡石保育所
鏡石児童館
鏡石保育所分園
特別養護老人ホーム「鏡石ホーム」
成田保健センター
ふれあいの森公園
高久田多目的集会所
久来石転作定着化総合研修施設

鏡石町中央 1
鏡石町豊郷中 238
鏡石町緑町 199
鏡石町大字笠石字中町 271-4
鏡石町旭町 158
鏡石町本町 43-6
鏡石町本町 207-5
鏡石町中央 73
鏡石町鏡田かけ沼町 139-1
鏡石町成田 343
鏡石町小栗山 71
鏡石町高久田 107
鏡石町久来石 281-10

○可搬型モニタリングポスト

鏡石町役場

鏡石町不時沼 345

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成23年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

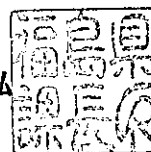
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県岩瀬郡天栄村参事兼総務課長

石井 一美



別紙

○リアルタイム線量測定システム

へるすびあ

天栄村立大里小学校

天栄村立湯本小学校

天栄村立広戸小学校

天栄村立牧本小学校

天栄村立天栄幼稚園

天栄村立天栄中学校

天栄村立湯本中学校

天栄保育所

天栄村湯本へき地保育所

天栄村大字下松本字東田 23

天栄村大字大里字畑田 25

天栄村大字田良尾字野仲 36

天栄村大字飯豊字新山 28

天栄村大字牧之内字文舎 35

天栄村大字白子字小金壇 14

天栄村大字白子字西原 5

天栄村大字田良尾字五倫林山 10

天栄村大字牧之内字膳櫃 12

天栄村大字湯本字下原 95

○可搬型モニタリングポスト

高齢者コミュニティセンター

天栄村役場

道の駅 羽鳥湖高原

旧羽鳥小学校

西郷生活改善センター

ハイテク大山工業団地

農業集落排水 牧之内処理場

二岐駐車場

天栄村大字湯本字関場 1

天栄村大字下松本字原畑 78

天栄村大字田良尾字芝草 1-3552

天栄村大字田良尾字持石 28

天栄村大字牧之内字滝田東 35

天栄村大字飯豊字大山 10-234

天栄村大字牧之内字児渡東 80

天栄村大字湯本字下二俣 50

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

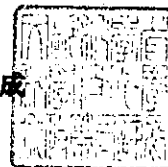
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

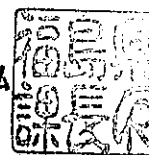
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



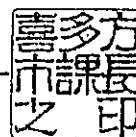
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県喜多方市生活環境課長

坂内 俊一



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- 喜多方市プラザ文化センター
- 喜多方市塩川公民館
- 喜多方市立堂島小学校
- 喜多方市立塩川小学校
- 喜多方市立姥堂小学校
- 喜多方市立駒形小学校
- 喜多方市立関柴小学校
- 喜多方市立第三小学校
- 喜多方市立熊倉小学校
- 喜多方市立慶徳小学校
- 喜多方市立高郷小学校
- 喜多方市立山都小学校
- 喜多方市立第一小学校
- 喜多方市立第二小学校
- 喜多方市立松山小学校
- 喜多方市立上三宮小学校
- 喜多方市立加納小学校
- 喜多方市立熱塩小学校
- 喜多方市立豊川小学校
- 喜多方市立上三宮幼稚園
- 喜多方市立岩月幼稚園
- 喜多方市立関柴幼稚園
- 喜多方市立熊倉幼稚園
- 喜多方市立豊川幼稚園
- 喜多方市立慶徳幼稚園
- 喜多方市立松山幼稚園
- 喜多方市立第一幼稚園
- 喜多方市立第二幼稚園
- 喜多方市立すざっこ幼稚園
- 喜多方市立第一中学校
- 喜多方市立第二中学校
- 喜多方市立第三中学校
- 喜多方市立会北中学校
- 喜多方市立塩川中学校
- 喜多方市立山都中学校
- 喜多方市立高郷中学校
- 喜多方市姥堂保育所
- 喜多方市塩川保育所
- 喜多方市萩野保育所
- 喜多方市字押切二丁目1番地
- 喜多方市塩川町字東岡 320 番地の1
- 喜多方市塩川町四奈川字西鑑召 2076 番地の1
- 喜多方市塩川町字東栄町 2 丁目 1 番地の1
- 喜多方市塩川町小府根字曾谷田 151 番地の1
- 喜多方市塩川町中屋沢字竹屋丙 32 番地の1
- 喜多方市関柴町三津井字下政所 850 番地
- 喜多方市岩月町喜多方字林崎 591 番地 1
- 喜多方市熊倉町熊倉字クネ添 1433 番地
- 喜多方市慶徳町豊岡字今町 381 番地
- 喜多方市高郷町上郷字堀田戊 287 番地
- 喜多方市山都町字上ノ原道西 905 番地 2
- 喜多方市字水上 6868 番地
- 喜多方市字六百苺 7373 番地
- 喜多方市松山町村松字大坪 1943 番地 1
- 喜多方市上三宮町上三宮字下松原 2561 番地 1
- 喜多方市熱塩加納町加納字西土合甲 1325 番地
- 喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下甲 1613 番地
- 喜多方市豊川町一井字八百苺 688 番地
- 喜多方市上三宮町上三宮字下松原 2563 番地 1
- 喜多方市岩月町喜多方字林崎 604 番地 5
- 喜多方市関柴町平林字政所 1601 番地 2
- 喜多方市熊倉町熊倉字大竹 1362 番地 2
- 喜多方市豊川町一井字間々上 660 番地 1
- 喜多方市慶徳町豊岡字今町 360 番地 1
- 喜多方市松山町村松字大坪 1943 番地 1
- 喜多方市字沼田 6941 番地 2
- 喜多方市字柳原 7507 番地
- 喜多方市熱塩加納町加納字根岸 151 番地
- 喜多方市字谷地田上 7573 番地
- 喜多方市字常盤台 25 番地
- 喜多方市字南原 3475 番地
- 喜多方市熱塩加納町米岡字下台乙 839 番地
- 喜多方市塩川町字高道 1551 番地
- 喜多方市山都町字上ノ原道西 875 番地
- 喜多方市高郷町上郷字中平 94 番地
- 喜多方市塩川町新江木字橋本前田 64 番地の1
- 喜多方市塩川町字身神 325 番地の2
- 喜多方市高郷町上郷字前林戊 293 番地 3

喜多方市駒形保育所
喜多方市山都保育所
喜多方市西羽賀保育所
喜多方市堂島保育所
喜多方市第一保育所
喜多方市第四保育所
喜多方市第二保育所
喜多方市高郷総合支所
喜多方市熊倉児童館
喜多方市慶徳児童館
塩川児童クラブ
堂島児童クラブ
喜多方市松山公民館
喜多方市林業総合センター(上三宮遊樹館)

喜多方市コミュニティセンター(岩月交遊館)
喜多方市関柴公民館
喜多方市熊倉公民館
喜多方市豊川公民館
喜多方市熱塩加納公民館
喜多方市焼堂地区公民館
喜多方市駒形地区公民館
喜多方市山都公民館
喜多方市高郷公民館
喜多方市勤労青少年ホーム
ふれあいパーク喜多の郷
喜多方市役所
厚生会館

○可搬型モニタリングポスト

押切川公園
おぐに交流の郷
塩川総合支所
大田木浄化センター
ふれあいランド高郷
熱塩加納総合支所
いいでのゆ
入田付小学校根小屋分校

喜多方市塩川町中屋沢字竹の花 1375 番地の1
喜多方市山都町字広菴田 2415 番地
喜多方市高郷町西羽賀字和尚堂 3152 番地
喜多方市塩川町四奈川字前田 369 番地の2
喜多方市字小田付道上 6998 番地4
喜多方市松山町村松字大坪 1853 番地1
喜多方市字町西 8961 番地2
喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820 番地
喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前 1511 番地
喜多方市慶徳町豊岡字今町 527 番地3
喜多方市塩川町字岡の前 216 番地の1
喜多方市塩川町四奈川字前田丙 574 番地
喜多方市松山町村松字桜清水 1974 番地

喜多方市上三宮町上三宮字下松原 2559 番地1
喜多方市岩月町宮津字東原 4843 番地1
喜多方市関柴町平林字政所 1601 番地2
喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前 1511 番地
喜多方市豊川町一井字間々ノ上 676 番地5
喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地
喜多方市塩川町新江木字橋本前田 6 番地の1
喜多方市塩川町中屋沢字竹の花 1372 番地の1
喜多方市山都町字菴田 960 番地
喜多方市高郷町上郷字天神後戊 417 番地
喜多方市字舞台田 3119 番地1
喜多方市松山町鳥見山字三町歩 5598 番地1
喜多方市字御清水東 7244 番地2
喜多方市字水上 6846 番地

喜多方市字押切一丁目地内
喜多方市熊倉町雄国字大谷地 310 番地2
喜多方市塩川町字岡の前 241 番地
喜多方市塩川町大田木字地生作 24 番地
喜多方市高郷町搦津字袖山甲 3054 番地9
喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地
喜多方市山都町一ノ木字越戸乙 3876-4
喜多方市岩月町入田付字根小屋 7436 番地

覚書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成23年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

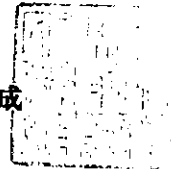
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県郡山市原子力災害対策直轄室長

吉田 正美



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- 郡山カルチャーパーク
- 郡山ユラックス熱海
- 中央児童公園
- 郡山市西部体育館
- 伊賀河原1号公園
- 大安場史跡公園
- 郡山駅西口第一自転車等駐輪場
- 郡山庭球場
- 郡山市立美術館
- 郡山市立東芳小学校
- 郡山市逢瀬行政センター河内連絡所
- 郡山市立河内小学校
- 郡山市立多田野小学校堀口分校
- 郡山市立多田野小学校
- 郡山市立安積第一小学校
- 郡山市立柴宮小学校
- 郡山市立安積第三小学校
- 郡山市立永盛小学校
- 郡山市立開成小学校
- 郡山市立喜久田小学校
- 郡山市立桑野小学校
- 郡山市立湖南小学校
- 郡山市立朝日が丘小学校
- 郡山市立安積第二小学校
- 郡山市立穂積小学校
- 郡山市立三和小学校
- 郡山市立桜小学校
- 郡山市立小原田小学校
- 郡山市立鬼生田小学校
- 郡山市立根木屋小学校
- 郡山市立三丁目小学校
- 郡山市立大田小学校
- 郡山市立高野小学校
- 郡山市立赤木小学校
- 郡山市立大槻小学校
- 郡山市立小山田小学校
- 郡山市立御館小学校下枝分校
- 郡山市立海老根小学校
- 郡山市立宮城小学校
- 郡山市安積町成田字東丸山 61
- 郡山市熱海町熱海二丁目 148-2
- 郡山市愛宕町 135
- 郡山市大槻町字漆棒 48
- 郡山市富田町字稲川原 65-1
- 郡山市田村町大善寺字大安場 160
- 郡山市字燧田 190
- 郡山市町東一丁目 245
- 郡山市安原町字大谷地 130-2
- 郡山市阿久津町字大閘 250
- 郡山市逢瀬町河内字西荒井 156
- 郡山市逢瀬町河内字町東 13-1
- 郡山市逢瀬町多田野字上古川林 9-1
- 郡山市逢瀬町多田野字南大界 1
- 郡山市安積町荒井字神明 6-1
- 郡山市安積町荒井字萬海 7-1
- 郡山市安積町成田字北山崎 18-3
- 郡山市安積町日出山字新畷 14
- 郡山市開成三丁目 14-7
- 郡山市喜久田町堀之内字上馬面 3
- 郡山市亀田一丁目 36-17
- 郡山市湖南町三代字京塚 581-1
- 郡山市御前南四丁目 1
- 郡山市三穂田町川田字柿ノ木 55
- 郡山市三穂田町八幡字北山 1-1
- 郡山市三穂田町富岡字柿ノ口 14-1
- 郡山市字山崎 5
- 郡山市小原田四丁目 5-18
- 郡山市西田町鬼生田字西原 288
- 郡山市西田町根木屋字明代 19-2
- 郡山市西田町三丁目字竹ノ内 129-1
- 郡山市西田町大田字込内 664
- 郡山市西田町丹伊田字万才光内 610
- 郡山市赤木町 7-41
- 郡山市大槻町字城ノ内 120
- 郡山市大槻町字六角 26
- 郡山市中田町下枝字大平 358
- 郡山市中田町海老根字桐山 150
- 郡山市中田町高倉字宮ノ脇 218-1

郡山市立御館小学校
郡山市保健所
郡山市立富田小学校
郡山市立芳山小学校
郡山市立薫小学校
郡山市立橘小学校
郡山市立御代田小学校
郡山市立守山小学校
郡山市田村行政センター高瀬連絡所
郡山市立高瀬小学校
郡山市立谷田川小学校
郡山市立田母神小学校
郡山市立栃山神小学校
郡山市立桃見台小学校
郡山市立金透小学校
郡山市立高倉小学校
郡山市立日和田小学校
郡山市立安子島小学校
郡山市立熱海小学校
郡山市立上伊豆島小学校
郡山市立熱海小学校石莖分校
郡山市立白岩小学校
郡山市立行健小学校
郡山市立行徳小学校
郡山市立明健小学校
郡山市立行健第二小学校
郡山市立小泉小学校
郡山市立富田西小学校
郡山市立富田東小学校
郡山市立大島小学校
郡山市立片平小学校
郡山市立芳賀小学校
郡山市水道局
郡山市立大成小学校
郡山市立緑ヶ丘第一小学校
郡山市立郡山第一中学校
郡山市立郡山第二中学校
郡山市立郡山第三中学校
郡山市立郡山第四中学校
郡山市立郡山第五中学校
郡山市立郡山第六中学校
郡山市立大槻中学校
郡山市立小原田中学校

郡山市中田町中津川字町田前 278
郡山市朝日二丁目 15-1
郡山市町東三丁目 147
郡山市長者二丁目 8-24
郡山市鶴見担二丁目 19-7
郡山市堤下町 4-4
郡山市田村町御代田字中林 8
郡山市田村町守山字三ノ丸 1
郡山市田村町上行合字宮耕地 93-1
郡山市田村町上行合字良耕地 22-3
郡山市田村町谷田川字北表 21
郡山市田村町田母神字作ノ入 125
郡山市田村町栃山神字千穂 8
郡山市桃見台 12-3
郡山市堂前町 5-21
郡山市日和田町高倉字館腰 25-3
郡山市日和田町字日向 19
郡山市熱海町安子島字桜畑 78-1
郡山市熱海町高玉字樋口 170
郡山市熱海町上伊豆島字西畑 32
郡山市熱海町石籠字原田 311-1
郡山市白岩町字柿ノ口 1-1
郡山市富久山町久保田字空谷地 23-1
郡山市富久山町久保田字三御堂 143-1
郡山市富久山町八山田字大森新田 70
郡山市富久山町八山田字八津 11-2
郡山市富久山町北小泉字清水 50
郡山市富田町字大十内 85-5
郡山市富田町字天神林 36
郡山市並木四丁目 10
郡山市片平町字小林 3-1
郡山市芳賀二丁目 20-17
郡山市豊田町 1-4
郡山市鳴神二丁目 55
郡山市緑ヶ丘東一丁目 20-1
郡山市菜根二丁目 1-31
郡山市神明町 5-10
郡山市菜根三丁目 1-13
郡山市横塚六丁目 25-31
郡山市桜木二丁目 20-5
郡山市富田町字十文字 2
郡山市大槻町字西ノ宮西 4-1
郡山市小原田三丁目 20-41

郡山市立安積中学校
郡山市立日和田中学校
郡山市立行健中学校
郡山市立郡山第七中学校
郡山市立守山中学校
郡山市立高瀬中学校
郡山市立二瀬中学校
郡山市立三穂田中学校
郡山市立片平中学校
郡山市立喜久田中学校
郡山市立西田中学校
郡山市立宮城中学校
郡山市立御館中学校
郡山市立熱海中学校
郡山市立逢瀬中学校
郡山市立富田中学校
郡山市立安積第二中学校
郡山市立緑ヶ丘中学校
郡山市立明健中学校
荒池農村公園
開成山公園児童広場(南側)
郡山市元気な遊びのひろば
熱海保育所
うねめ保育所
安積保育所
永盛保育所
乙高保育所
開成保育所
喜久田保育所
桑野保育所
御代田保育所
香久池保育所
柴宮保育所
針生保育所
成田保育所
西田保育所
大成保育所
大槻保育所
中野保育所
鶴見坦保育所
田村保育所
桃見台保育所
日和田保育所

郡山市成山町 1
郡山市日和田町字中林 27
郡山市富久山町久保田字大原 16
郡山市御前南二丁目 110
郡山市田村町山中字団子田 177-2
郡山市田村町上行合字北山田 1
郡山市田村町栃本字大花 10
郡山市三穂田町富岡字葛橋 20
郡山市片平町字大笠松 4
郡山市喜久田町堀之内字下上ノ台 19
郡山市西田町鬼生田字杉内 535
郡山市中田町高倉字古御館 178-1
郡山市中田町中津川字町田前 388
郡山市熱海町玉川字阿曾沢山 19-2
郡山市逢瀬町多田野字長倉山 1-1
郡山市富田町字細田 83-1
郡山市安積町成田字兔田向 1-1
郡山市緑ヶ丘西四丁目 1-1
郡山市富久山町八山田字大森新田 70
郡山市池ノ台 33-2
郡山市開成一丁目 5
郡山市横塚一丁目 1-3
郡山市熱海町高玉字樋口 170
郡山市うねめ町 225-2
郡山市安積町荒井字南赤坂 268-2
郡山市安積町日出山字一本松 170
郡山市富久山町久保田字乙高 42
郡山市開成三丁目 14-20
郡山市喜久田町堀之内字見陣原 11-1
郡山市亀田一丁目 42-16
郡山市田村町御代田字若葉町 29
郡山市香久池一丁目 15-4
郡山市安積町荒井字前田 13-1
郡山市大槻町字針生前田 26-2
郡山市安積町成田字西田 96-2
郡山市西田町三町目字仁王ヶ作 18
郡山市鳴神三丁目 31
郡山市大槻町字宮ノ前 78-4
郡山市湖南町中野字諏訪前 2338-2
郡山市鶴見坦二丁目 4-19
郡山市田村町岩作字穂多礼 76-1
郡山市桃見台 10-2
郡山市日和田町字広野入 5-18

富久山保育所	郡山市富久山町福原字泉崎 181-1
富田保育所	郡山市町東三丁目 66
芳賀保育所	郡山市芳賀二丁目 5-6
柳橋保育所	郡山市中田町柳橋字町向 70
深沢川取水場	郡山市熱海町高玉字トコロ山 3
酒蓋公園(東側)	郡山市深沢二丁目 291
芳山公園	郡山市虎丸町 230-2
安積永盛駅前ちびっこ広場	郡山市笹川二丁目 127-8
中原広場公園	郡山市西田町鬼生田字中原 553
静団地第一ちびっこ広場	郡山市静町 773
市場西公園	郡山市大槻町字向原 200
古町ちびっこ広場	郡山市富久山町久保田字古町 2-6
郡山市母子生活支援施設ひまわり荘	郡山市希望ヶ丘 1-17
郡山市希望ヶ丘児童センター	郡山市希望ヶ丘 1-19
東部地域子育て支援センター	郡山市緑ヶ丘東三丁目 2-1
郡山市こども総合支援センター	郡山市桑野一丁目 2-3
希望ヶ丘学園	郡山市希望ヶ丘 22-16
熱海行政センター	郡山市熱海町熱海一丁目 1
市民文化センター	郡山市堤下町 1-2
開成館	郡山市開成三丁目 3-7
郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目 5-25
少年湖畔の村	郡山市湖南町横沢字村西 112
郡山市総合体育館	郡山市豊田町 3-10
開成山総合運動場	郡山市開成一丁目 5-12
ふるさとの森スポーツパーク	郡山市田村町小川字石淵 166
磐梯熱海スポーツパーク	郡山市熱海町高玉字南泥布沢 2-7
東部体育館	郡山市田村町金屋字下夕川原 167-2
西部第二体育館	郡山市待池台一丁目 7
磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場	郡山市熱海町高玉字南泥布沢 2-7
磐梯熱海スポーツパーク熱海サッカー場	郡山市熱海町高玉字南泥布沢 2-7
西部サッカー場	郡山市大槻町字横山 26
日和田野球場	郡山市日和田町字山ノ井 72-2
安積スポーツ広場	郡山市安積町成田字北山崎 25
三穂田スポーツ広場	郡山市三穂田町駒屋字赤場 40
逢瀬スポーツ広場	郡山市逢瀬町多田野字竹柄沢 1-1
片平スポーツ広場	郡山市片平町字小林 1
西部スポーツ広場	郡山市待池台一丁目 7
喜久田スポーツ広場	郡山市喜久田町堀之内字下河原 22-3
日和田スポーツ広場	郡山市日和田町字葛蒲池 52-13
陣場公園	郡山市富久山町福原字陣場 108-1
田村スポーツ広場	郡山市田村町守山字権現垣内 1-5
東部スポーツ広場	郡山市田村町金屋字下夕川原 167-2
西田スポーツ広場市所有地	郡山市西田町鬼生田字黒田 301-1

中田スポーツ広場	郡山市中田町下枝字沢目木 227
丸守少年運動広場	郡山市熱海町安子島字輪ノ内 1
多田野運動広場	郡山市逢瀬町多田野字柳河原 100
白岩運動広場	郡山市白岩町字堺之内 18
咲田公園	郡山市咲田二丁目 160
緑ヶ丘公園	郡山市緑ヶ丘東七丁目 36-1
芳賀池公園	郡山市芳賀二丁目 6
小原田公園	郡山市小原田二丁目 156-3
香久池公園	郡山市香久池一丁目 304
五百淵公園	郡山市字山崎 8
21世紀記念公園	郡山市麓山一丁目 89-2
西部公園	郡山市柏山町 108
大島中央公園	郡山市桑野五丁目 8
大島東公園	郡山市並木一丁目 11
開成山公園児童広場	郡山市開成一丁目 5
酒蓋公園(北側)	郡山市深沢二丁目 291
酒蓋公園(南側)	郡山市深沢二丁目 291
鶴見坦公園	郡山市鶴見坦三丁目 32-1
荒池西公園	郡山市池ノ台 203
さくら公園	郡山市久留米五丁目 60
島中央公園	郡山市島一丁目 425
天正坦公園	郡山市開成六丁目 336-2
台新公園	郡山市台新一丁目 804
梅林公園	郡山市開成四丁目 213-3
不動前公園	郡山市不動前一丁目 136
うねめ1号公園	郡山市うねめ町 125
花輪前公園	郡山市大槻町字花輪前 5-4
静公園	郡山市大槻町字中谷地 50-1
大槻公園	郡山市大槻町字漆棒 70-1
荒井中央公園	郡山市安積町荒井字南大部 28-4
成山公園	郡山市成山町 194
中田公園	郡山市安積四丁目 92
日出山公園	郡山市安積町日出山三丁目 46
三穂田鍋山ちびっこ広場	郡山市三穂田町鍋山字鍛冶屋敷 16-1
三穂田山口ちびっこ広場	郡山市三穂田町山口字清水 131
浄土松公園	郡山市逢瀬町多田野字浄土松 1-1
待池公園	郡山市待池台一丁目 9番 10
尖の森公園	郡山市待池台二丁目 13-3
新池公園	郡山市喜久田町早稲原字上ノ端 54-4
堀ノ内公園	郡山市喜久田町堀之内字堀内 179-1
宇倍公園	郡山市喜久田町卸三丁目 42
百合ヶ丘公園	郡山市喜久田町字入ノ内 15-50
高倉公園	郡山市日和田町高倉字町裏 79

蛇骨地蔵堂南公園
大口原緑地
平成記念郡山こどものもり公園
八山田公園
善宝池公園
熱海駅緑地
青木葉ちびっこ広場
ふれあい公園
上河原公園
芹沢ちびっこ広場
逢瀬川5号緑地
高篠山森林公園
鹿嶋池農村公園
山ノ井農村公園
宝沢沼公園
東部森林公園
赤沼農村公園
郡山駅西口駅前広場
郡山駅東口広場
三穂田地域交流センター
安積南地域公民館
二瀬連絡所

郡山市日和田町背戸 51
郡山市日和田町高倉字大口原 1-367
郡山市富久山町福原字左内 5-2
郡山市八山田五丁目 468
郡山市富久山町久保田字大原 163
郡山市熱海町熱海三丁目 342-4
郡山市熱海町玉川字瀬戸 15
郡山市田村町東山一丁目 3-89
郡山市田村町守山字上河原 4-4
郡山市西田町芹沢字菱 90-1
郡山市富田町字菱内 3
郡山市逢瀬町多田野字高篠 1-6
郡山市片平町字午頭天池下 24-1
郡山市片平町字山ノ井 11-1
郡山市富久山町福原字沼下 55-1
郡山市田村町金沢字大六 149-1
郡山市中田町高倉字蔵屋敷 16
郡山市駅前二丁目 408
郡山市谷島町 152
郡山市三穂田町富岡字吉室内 106-1
郡山市安積町笹川字吉田 40-81
郡山市田村町栃本字市穀 4-2

○可搬型モニタリングポスト

老人福祉センター寿楽荘
石筵ふれあい牧場
磐梯熱海アイスアリーナ
安積行政センター
荒井浄水場
逢瀬行政センター
堀口浄水場
大槻行政センター
片平行政センター
喜久田行政センター
旧郡山市立赤津小学校
湖南スポーツ広場
湖南行政センター
月形連絡所
田村行政センター
東山霊園
田村地域交流センター
中田行政センター
中田地域交流センター
西田埋立処分場
西田行政センター
日和田行政センター
富久山行政センター
富田行政センター
下水道管理センター
三穂田行政センター
郡山市役所

郡山市熱海町熱海五丁目 16
郡山市熱海町石筵字萩岡 2-2
郡山市熱海町玉川字反田 1-1
郡山市安積一丁目 38
郡山市荒井町字仲田 51
郡山市逢瀬町多田野字南原 3
郡山市逢瀬町多田野字元寺 1-1
郡山市大槻町字中前田 56-1
郡山市片平町字町南 7-2
郡山市喜久田町堀之内字下河原 1
郡山市湖南町赤津字北山田 4409-1
郡山市湖南町三代字西ノ内 200-1
郡山市湖南町福良字家老 9381-2
郡山市湖南町舟津字舟津 852
郡山市田村町岩作字穂多礼 72
郡山市田村町小川字ヤシウリ 5
郡山市田村町田母神字松ノ木 68-1
郡山市中田町下枝字大平 358
郡山市中田町中津川字町田前 179-1
郡山市西田町大田字向田 185
郡山市西田町三町目字桜内 259
郡山市日和田町字広野入 5-1
郡山市富久山町福原字泉崎 181-1
郡山市町東三丁目 84
郡山市横塚三丁目 1-1
郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎 11-1
郡山市朝日一丁目 23-7

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

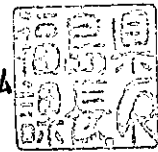
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県 須賀川市長

橋本 克也



別紙

○リアルタイム線量測定システム

須賀川市文化センター	須賀川市牛袋町 11
須賀川市保健センター	須賀川市諏訪町 67-1
須賀川市民スポーツ広場	須賀川市中曾根 60
長沼体育館(長沼総合運動公園内)	須賀川市長沼字鹿之内 2-3
いわせグリーン球場	須賀川市畑田字荒池上 30-1
須賀川市立阿武隈小学校	須賀川市古館 70
須賀川市立第二小学校	須賀川市弘法坦 151
須賀川市立白方小学校	須賀川市今泉字梅田 181
須賀川市立白江小学校	須賀川市大久保字室貫 26
須賀川市立大東小学校	須賀川市大字雨田字芳ヶ平 72
須賀川市立小塩江小学校	須賀川市大字塩田字作田 1
須賀川市立柏城小学校	須賀川市大字滑川字東町 127
須賀川市立稲田小学校	須賀川市大字岩淵字岡谷地 1
須賀川市立大東小学校上山田分校	須賀川市大字上山田字小林 10
須賀川市立仁井田小学校	須賀川市大字仁井田字長者井戸 111-1
須賀川市立西袋第二小学校	須賀川市大字袋田字小田切 21
須賀川市立大森小学校	須賀川市大字狸森字杉内 90
須賀川市立第三小学校	須賀川市朝日田 53
須賀川市立長沼小学校	須賀川市長沼字殿町 85
須賀川市立西袋第一小学校	須賀川市日向町 115
須賀川市立長沼東小学校	須賀川市梓衝字下沖 58
須賀川市立和田幼稚園	須賀川市和田道 140
須賀川市立大東幼稚園	須賀川市大字小作田字谷地 90
須賀川市立稲田幼稚園	須賀川市大字岩淵字笠木 40-2
須賀川市立小塩江幼稚園	須賀川市大字塩田字作田 1
須賀川市立仁井田幼稚園	須賀川市大字仁井田字館内 201-1
須賀川市立長沼幼稚園	須賀川市長沼町大字長沼字殿町 2
須賀川市立白方こども園	須賀川市今泉字鼠内 100
須賀川市立白江こども園	須賀川市大久保字室貫 26
須賀川市立第一中学校	須賀川市稲荷町 130
須賀川市立第二中学校	須賀川市岩瀬森 46
須賀川市立第三中学校	須賀川市朝日田 54
須賀川市立西袋中学校	須賀川市大字越久字土橋 12
須賀川市立小塩江中学校	須賀川市大字塩田字中丸木 85
須賀川市立稲田中学校	須賀川市大字岩淵字岡谷地 50
須賀川市立仁井田中学校	須賀川市大字仁井田字北明石田 30
須賀川市立大東中学校	須賀川市大字雨田字芳ヶ平 62
須賀川市立長沼中学校	須賀川市志茂字六角 5
須賀川市立岩瀬中学校	須賀川市柱田字南谷地前 42

うつみね保育園
ほとん保育園
白鳩保育園
長沼保育所
長沼東保育所
第一保育所
第三保育所
第二保育所
須賀川駅前広場
須賀川市母子生活支援施設
諏訪町児童遊園
稲田児童クラブ
仁井田児童クラブ
西袋児童クラブ
大東児童クラブ
柏城児童クラブ
須賀川市立第一小学校仮校舎(並木町グラウンド)

中央公民館
東公民館
西袋公民館
稲田公民館
小塩江公民館
長沼公民館
岩瀬公民館
横田集会所
南小中集会所
花の里集会所
下江花集会所
今泉集会所(むそう庵)
矢沢白山荘
大久保コミュニティセンター(大和荘)
北横田集会所
泉田スポーツ広場
館ヶ岡グラウンド
向陽町西児童遊び場
あおば中央公園
衛生センター
西川浄水場
翠ヶ丘公園
牡丹台運動公園
下小山田調整池
旧東山小学校

須賀川市浜尾字鹿島 48
須賀川市東作 20
須賀川市南町 170
須賀川市長沼字南延命寺 1
須賀川市榊衛字上沖 116
須賀川市館取町 145
須賀川市北上町 152
須賀川市塚田 10
須賀川市中山
須賀川市南町 169
須賀川市諏訪町 67-2
須賀川市岩淵字植松 2-1
須賀川市仁井田字北明石田 100-1
須賀川市西の内町 124
須賀川市小作田字湯名塚 8-1
須賀川市滑川字東町 26-4
須賀川市並木町 139-1
須賀川市八幡町 134
須賀川市和田字柏崎 44
須賀川市西の内町 125
須賀川市岩淵字筑池 72
須賀川市塩田字中丸木 85
須賀川市長沼字鹿之内入 2-4
須賀川市柱田字中地前 22
須賀川市横田字北代 25
須賀川市小中字宮ノ前 173-1
須賀川市花の里 163
須賀川市江花字追出沢 34-2
須賀川市今泉字町内 306
須賀川市矢沢字明池 158-5
須賀川市大久保字北の内 290
須賀川市北横田字風用田 40
須賀川市泉田字新館地内
須賀川市館ヶ岡字本郷地内
須賀川市向陽町地内
須賀川市あおば町地面内
須賀川市森宿字ビワノ首 43-1
須賀川市大袋町 213
須賀川市愛宕山
須賀川市牡丹園 19
須賀川市小倉字八沼 226-2
須賀川市小倉字桐久保 1

○可搬型モニタリングポスト

水道倉庫(七ツ石倉庫)

長沼支所

仁井田公民館

ムシテックワールド

岩瀬支所

浜田地域体育館

梓衝市民サービスセンター

前田川扇町公園

長沼浄水場

市民の森

須賀川市役所

須賀川市梅田字沖田19-2

須賀川市長沼字金町 85

須賀川市仁井田字猿池 11

須賀川市虹の台 100

須賀川市柱田字中地前 22

須賀川市浜尾字猫沼 90

須賀川市梓衝字古町 183

須賀川市前田川字扇町 9

須賀川市勢至堂字石仏地内

須賀川市塩田字音森 20

須賀川市八幡町 135 番地

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

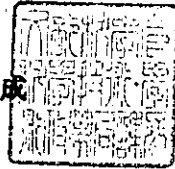
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



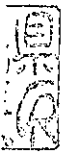
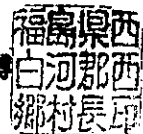
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県西白河郡西郷村長

佐藤 正博



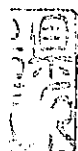
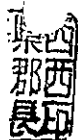
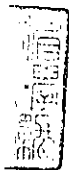
別紙

○リアルタイム線量測定システム

大平アメニティ広場	西郷村大字小田倉字大平 87
西郷村立羽太小学校	西郷村大字羽太字新宿 52
西郷村立熊倉小学校	西郷村大字熊倉字折口原 33-1
西郷村立小田倉小学校	西郷村大字小田倉字原中 189
西郷村保健福祉センター	西郷村大字小田倉字川上向 76-1
西郷村立米小学校	西郷村大字米字向山 59-1
まきば保育園	西郷村小田倉字小田倉原 1-40
西郷村立西郷幼稚園	西郷村大字米字館岡 1
西郷村立西郷第一中学校	西郷村大字熊倉字火打山 5
西郷村立西郷第二中学校	西郷村大字小田倉字上野原 459-1
西郷村立川谷中学校	西郷村大字真船字蒲日向 269
みずほ保育園	西郷村大字米字向山 18
つどいの広場 (西郷村大字米字向山 18)	西郷村大字熊倉字折口原 96-1
真名子消防屯所前	西郷村大字羽太字上前田 28
馬場坂集会所前	西郷村大字小田倉字馬場坂 111-6
羽太グリーンタウンコミュニティーセンター前	西郷村大字羽太字清水窪 1-177
長坂消防屯所前	西郷村大字長坂字前田 34-1
椋山工業用木水源地	西郷村大字小田倉字後原 335-2
鶴生地区公民館前	西郷村大字鶴生字内川岸 44
黒川水防倉庫前	西郷村大字小田倉字上東平 32
赤坂稗返消防詰所	西郷村大字小田倉字稗返 524-1
伯母沢コミュニティーセンター	西郷村大字小田倉字馬場坂 324-2
由井ヶ原地区公民館前	西郷村大字鶴生字 365-1
キョロロン村芝生	西郷村大字真船 国有林 1022 林班
ループ公園広場	西郷村字石塚北 101-1

○可搬型モニタリングポスト

追原コミュニティーセンター前	西郷村大字鶴生字由井ヶ原 54
柏野コミュニティーセンター前	西郷村大字柏野字湯泉 183
西郷ダム	西郷村大字鶴生字黒土 1-2
虫笠消防火の見付近	西郷村大字羽太字谷地田 38-2
西郷村文化センター	西郷村大字熊倉字折口原 76-1
上野原公園内	西郷村大字小田倉字上野原 462



覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

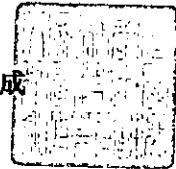
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

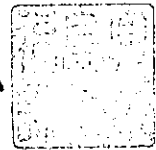
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県西白河郡泉崎村長

久保木 正大



別紙

○リアルタイム線量測定システム

泉崎村資料館
泉崎村立泉崎第一小学校
泉崎村立泉崎第二小学校
泉崎村立泉崎幼稚園
泉崎村立泉崎中学校
泉崎村保育所
泉崎村児童館
発達支援センターいずみざき
泉崎村農業者トレーニングセンター
さつき公園
堂ノ下集会所
瀬知房地区農村公園
太田川公民館

泉崎村大字泉崎字館 24 番9
泉崎村大字泉崎字高屋原 71
泉崎村大字北平山字新田東山 48-2
泉崎村大字泉崎字八丸 100
泉崎村大字泉崎字上陣場 14
泉崎村大字泉崎字梅木平 70
泉崎村関和久字八雲神社 92
泉崎村大字北平山字高柳 107-1
泉崎村大字泉崎字白石山 3-1
泉崎村大字泉崎字下陣場
泉崎村大字北平山字道下前
泉崎村大字関和久字瀬知房
泉崎村大字太田川字居平

○可搬型モニタリングポスト

泉崎村役場
関和久宿集会所
踏瀬公民館(新築予定地)

泉崎村大字泉崎字新宿 2
泉崎村大字関和久字下町 148-1
泉崎村大字踏瀬字踏瀬

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

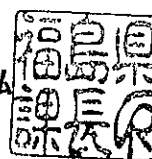
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



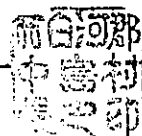
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県西白河郡中島村長

加藤 幸一



別紙

○リアルタイム線量測定システム

童里夢公園なかじま
中島村立滑津小学校
中島村立吉子川小学校
中島村立中島幼稚園
中島村立中島中学校
中島保育所
なかじま放課後児童クラブ
原山公園
浦原公園

中島村大字滑津字中ツ島 33-1
中島村大字滑津字羽黒前 2
中島村大字二子塚字家来 47
中島村大字滑津字ニツ山 28-2
中島村大字滑津字中島西 14
中島村大字滑津字ニツ山 65-4
中島村滑津字ニツ山 65-3
中島村大字川原田字原山 55
中島村大字二子塚字入江 45-61

○可搬型モニタリングポスト

中島村役場
小針松崎地区農業集落排水処理施設

中島村大字滑津字中島西 11-1
中島村大字松崎字中井 70

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成

福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘

福島県西白河郡矢吹町長

野崎 吉郎

別紙

○リアルタイム線量測定システム

矢吹町立善郷小学校
矢吹町立三神小学校
大池公園
矢吹町立矢吹小学校
矢吹町立中畑小学校
矢吹町立中央幼稚園
矢吹町立矢吹幼稚園
矢吹町立中畑幼稚園
矢吹町立三神幼稚園
矢吹町立矢吹中学校
あさひ保育園
西原公民館
矢吹町子育て支援センターにこにこひろば
三神小児童クラブ
新町公園
柿之内集落農事集会所
田内集落農事務集会所
松倉転作定着化総合研修施設
三城目集落センター

矢吹町小松 384-2
矢吹町神田西 130-2
矢吹町大池(大池公園)
矢吹町中町 100
矢吹町中畑 329
矢吹町一本木 85-1
矢吹町大町 184-2
矢吹町根宿 520-1
矢吹町神田西 130-1
矢吹町文京町 118
矢吹町善郷内 14-3
矢吹町牡丹平 302-3
矢吹町一本木 100-1
矢吹町神田西 130
矢吹町森町 284 番地
矢吹町本郷町 906 番地 1
矢吹町田内 435 番地
矢吹町松倉 222 番地
矢吹町三城目 358 番地

○可搬型モニタリングポスト

矢吹町役場

矢吹町一本木 101

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

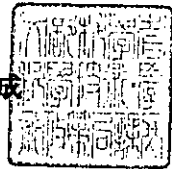
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



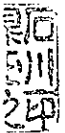
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県石川郡玉川村長

石森 春男



別紙

○リアルタイム線量測定システム

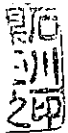
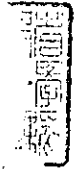
玉川村民テニスコート
玉川村立玉川第一小学校
玉川村立川辺小学校
玉川村立須釜小学校
玉川村立すがま幼稚園
玉川村立いずみ幼稚園
玉川村立泉中学校
玉川村立須釜中学校
泉保育所
道の駅たまかわ(こぶしの里センター)
山小屋聖人堂
南宿集会所

玉川村大字小高字大谷地 88
玉川村大字小高字中村前 50
玉川村大字川辺字籬 171
玉川村大字南須釜字堂ノ内 200
玉川村大字南須釜字西ヶ作 113-1
玉川村大字小高字中村前 50-1
玉川村大字中字前作田 71
玉川村大字南須釜字奥平 108
玉川村大字小高字向久保 52
玉川村大字岩法寺字宮ノ前 140-2
玉川村大字山小屋字的場 197
玉川村大字南須釜字越田 65-2

○可搬型モニタリングポスト

福島空港
玉川村役場
玉川村役場須釜支所
旧四辻分校

玉川村大字北須釜字鰐田 21
玉川村大字小高字中囃 9
玉川村大字南須釜字奥平 108
玉川村大字四辻新田字村中 131



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

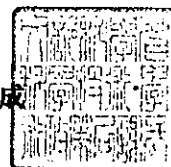
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



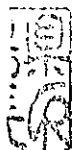
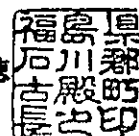
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県石川郡古殿町長

岡部 光徳



別紙

○リアルタイム線量測定システム

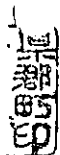
古殿町健康管理センター
古殿町立古殿小学校
天吾ごみステーション脇
古殿町立古殿幼稚園
古殿町立古殿中学校
古殿保育所
旧論田小学校
上山婦人・若者等活動促進施設
若神子団地敷地内
旧大久田小学校
大竹バス停付近ごみステーション脇
旧大原小学校
薄木集会センター
鎌田農村推進センター

古殿町大字松川字横川 94-1
古殿町大字田口字寺前 208-1
古殿町大字大久田字花房 35-2
古殿町大字松川字横川 112-1
古殿町大字松川字横川 462
古殿町大字竹貫字上町 13
古殿町大字論田字早稲田 45
古殿町大字山上字竹貫田 200
古殿町大字鎌田字若神子 45
古殿町大字大久田字石神 40
古殿町大字山上字小川内 53-6
古殿町大字松川字和久 23
古殿町大字松川字薄木 54-8
古殿町鎌田字長光地 33

○可搬型モニタリングポスト

田口集落センター
古殿町役場
消防団第2分団2部屯所
論田ふれあいセンター
越代のサクラ公園
大風川溪谷駐車場
三株団地入口

古殿町田口字寺前 69
古殿町松川字新桑原 31
古殿町山上字仮宿 109-8
古殿町論田字中ノ町 46-2
古殿町大久田字越代 26-3
古殿町大久田字越代 139
古殿町松川字三株 426-30



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

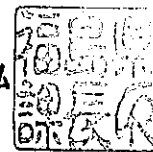
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県石川郡石川町町民生活課長

小松 弘喜



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- 石川町保健センター
- 石川町立石川小学校
- 石川町立野木沢小学校
- 石川町立中谷第一小学校
- 石川町立山形小学校
- 石川町立沢田小学校
- 石川町立中谷第二小学校
- 石川町立南山形小学校
- 石川町立母畑小学校
- 石川町立石川中学校
- 石川町立沢田中学校
- 第一保育所
- 第二保育所
- 野木沢保育所
- 総合運動公園
- 沢田児童館
- 桜が丘学園
- 共生園脳グラウンド
- 母畑レークサイドセンター
- 中谷自治センター
- ニホンブナ
- 東光寺広場前
- 北山形集会所
- 坂路公会堂
- 外楨保育所跡地
- 石川町字渡里沢 37-5
- 石川町字関根 165
- 石川町大字曲木字燈籠場 5
- 石川町大字形見字形見 217
- 石川町大字山形字須沢 133
- 石川町大字沢井字上ノ原 75
- 石川町大字中田字八又 396-1
- 石川町大字板橋字八升薮 25
- 石川町大字母畑字樋田 60
- 石川町大字双里字川向 165
- 石川町大字沢井字上ノ原 32
- 石川町字古館 143-1
- 石川町字松木下 62-1
- 石川町大字曲木字燈籠場 7
- 石川町字当町 296-23
- 石川町大字沢井字大池下 77-1
- 石川町猫啼 359-1
- 石川町大字塩沢字佐武内 34-124
- 石川町大字母畑字梅木入 71-8
- 石川町大字双里字神主 34
- 石川町大字中田字十文字 540-1
- 石川町大字赤羽字風呂沢 16-2
- 石川町大字北山形字脇内 14-1
- 石川町大字坂路字馬場宿 115-2
- 石川町字栗瀬 481

○可搬型モニタリングポスト

- 長生園
- 石川町役場
- 山橋自治センター
- 石川町字塩ノ平 201-1
- 石川町字下泉 153-2
- 石川町大字南山形字中野沢 55

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

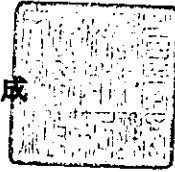
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県石川郡浅川町長

須藤 一夫



別紙

○リアルタイム線量測定システム

浅川町保健センター
浅川町立山白石小学校
浅川町立浅川小学校
浅川町立里白石小学校
浅川町立浅川幼稚園
浅川町立浅川中学校
浅川町保育所
山白石保育所
小貫生活改善センター
大草集会所
中里コミュニティ消防センター
浅川町地域福祉センター

浅川町大字浅川字大明塚 114 の 28
浅川町大字山白石字本内 230
浅川町大字浅川字荒町 108
浅川町大字里白石字寺ノ前 118
浅川町大字浅川字背戸谷地 30
浅川町大字浅川字大明塚 120
浅川町大字浅川字背戸谷地 112-6
浅川町大字山白石字本内 188-2
浅川町大字小貫字社田 28-2
浅川町大字大草字滝ノ沢 11-3
浅川町大字中根字中根 102-1
浅川町大字袖山字森下 288

○可搬型モニタリングポスト

浅川町役場
大草地区農業集落排水処理施設
里白石北部集会所
山白石多目的研修センター

浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15
浅川町大字大草字平 70
浅川町大字里白石字宿裏 23-3
浅川町大字山白石字島廻り 179

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

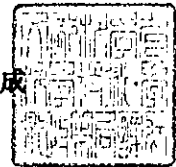
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県石川郡平田村住民課長

蓬田 栄男



別紙

○リアルタイム線量測定システム

ジュビアランドひらた
平田村立永田小学校
平田村立蓬田小学校
平田村立西山小学校
平田村立小平小学校
平田村立永田幼稚園
平田村立蓬田幼稚園
平田村立小平幼稚園
平田村立蓬田中学校
平田村立小平中学校
乙空釜集会所
九生滝消防屯所
東山集会所
西山一消防屯所
上北方集会所

平田村大字蓬田新田字蓬田缶
平田村大字永田字切田 116
平田村大字上蓬田字上宿 1
平田村大字西山字一本内 43
平田村大字北方字蛇石 59
平田村大字永田字切田 116
平田村大字上蓬田字上宿 33
平田村大字小平字入山 82
平田村大字上蓬田字切山 1
平田村大字北方字後川 88
平田村大字下蓬田字乙空釜 585-7
平田村大字九生滝字平堂内 111-1
平田村大字東山字和久前 120
平田村大字西山字水尾 101
平田村大字北方字左殿内 144

○可搬型モニタリングポスト

道の駅ひらた
駒形集会所
打違内消防屯所
中倉一集会所
中倉二消防屯所
平田村役場

平田村大字上蓬田字横森後 160
平田村大字駒形字小館 320
平田村大字下蓬田字打違内 155-3
平田村大字中倉字墓坪 23-1
平田村大字中倉字広込 102-3
平田村大字永田字広町 34

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

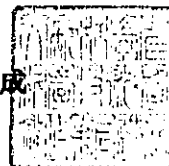
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

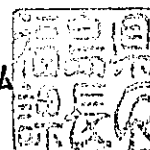
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



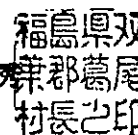
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡葛尾村長

松本 允秀



別紙

○リアルタイム線量測定システム

葛尾村立葛尾中学校

葛尾村大字落合字菅ノ又 14-2

○可搬型モニタリングポスト

上葛尾集会所

葛尾村大字葛尾字中平 37-1

広谷地集会所

葛尾村大字葛尾字広谷地 208-1

大笹集会所

葛尾村大字落合字大笹 461-1

せせらぎ荘

葛尾村大字葛尾字菅ノ又 1-10

境ノくき

葛尾村大字上野川字境ノ軸 20-3

葛尾村柏原地区

葛尾村大字葛尾字柏原 24-2

大放婦人ホーム

葛尾村大字落合字大放 166-5

葛尾村役場

葛尾村大字落合字落合 16

下葛尾集会所

葛尾村大字葛尾字北平 2-1

上野川多目的集会所

葛尾村大字野川字湯殿 233-1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

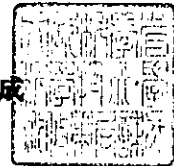
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



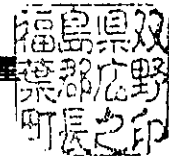
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡広野町長

山田 基聖



別紙

○リアルタイム検量測定システム

亀ヶ崎地区集会所
広野町立広野小学校
広野町立広野幼稚園
広野町立広野中学校
広野町保育所
広野町児童館
のびっこらんど広野
広洋台地区集会所
長畑地区集会所
折木地区集会所

広野町折木字上原 159-1
広野町中央台三丁目1
広野町大字下北迫字苗代替 22-2
広野町大字下浅見川字築地 12
広野町中央台一丁目 8
広野町中央台一丁目 6
広野町上北迫字岩沢 29-38
広野町大字広洋台二丁目 2-43
広野町大字上浅見川字長畑 14-1
広野町大字折木字大平 168-3

○可搬型モニタリングポスト

二本栢集会所
広野町老人デイサービスセンター(広桜荘)

広野町大字上北迫字上田郷 28-252

正木内地区集会所
広野町大字折木字館地内
東下地区集会所
南沢地区集会所
浅見生活改善センター
小松地区集会所
箒平地区集会所
下浅見川地区集会所
浜田地区集会所
下北迫地区集会所
上北迫地区集会所
田の神地区集会所
広野町老人福祉センター
西の沢 ため池駐車場
広野町役場

広野町大字下浅見川字桜田 119-5
広野町大字折木字田中 119-1
広野町大字折木字館 257
広野町大字折木字東下 97-1
広野町大字折木字南沢 79-1
広野町大字下浅見川字虹木 17
広野町大字上浅見川字小松 97-10
広野町大字上浅見川字下箒平 1-2
広野町大字下浅見川字桜田 41
広野町大字下北迫字浜田 54
広野町大字下北迫字新町 87-1
広野町大字上北迫字関山 22
広野町大字上北迫字大平 51-1
広野町中央台 1-4-1
広野町大字折木字上原 79-1
広野町大字下北迫字苗代替 35

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

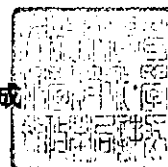
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

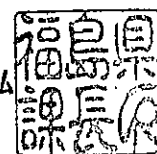
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



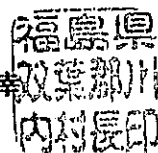
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡川内村長

遠藤 雄幸



別紙

○リアルタイム線量測定システム

すわの杜公園
川内村立川内小学校
川内村立川内中学校
かわうち保育園
第1区集会所
第2区集会所
第3区山村活性化支援センター
第4区集会所
宮ノ下集会所
第6区集会所
手古岡集会所
第7区集会所
館山公園

川内村大字下川内字坂シ内
川内村大字上川内字沼畑 125
川内村大字下川内字宮渡 29
川内村大字下川内字宮坂 515
川内村大字上川内字前谷地 106の1
川内村大字上川内字関場 28の1
川内村大字上川内字町分 439
川内村大字上川内字大根森 67の1
川内村大字下川内字宮ノ下 81の2
川内村大字下川内字石崎 31の2
川内村大字下川内字手古岡231-1
川内村大字下川内字北川原 11の9
川内村大字下川内字砂田

○可搬型モニタリングポスト

川内郵便局
大字下川内字小田代付近
渡辺商店
川内村大字上川内字木ノ葉橋付近
いわなの郷
第1区分団屯所駐車場
川内村保健福祉医療複合施設ゆふね
下川内地区農業集落排水処理施設
民間住宅
ふたば農協川内支店
川内村役場
村営バス停留所(貝ノ坂地区)
五枚沢集会所
毛戸集会所

川内村大字下川内字宮ノ下 515-2
川内村大字下川内字小田代 34
川内村大字上川内字後谷地 552-2
川内村大字上川内字木ノ葉橋 1
川内村大字上川内字炭焼場 516
川内村大字上川内前谷地地163
川内村大字下川内字坂シ内133-5
川内村大字下川内字東山7
川内村大字下川内字坂シ内7
川内村大字上川内字町分106-4
川内村大字上川内字早渡 11-24
川内村大字下川内字貝ノ坂
川内村大字下川内字上滝
川内村大字下川内字毛戸

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

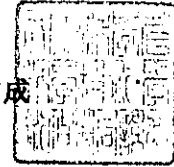
この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日



文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



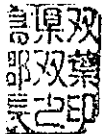
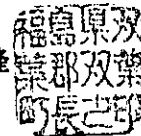
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡双葉町長

井戸川 克隆



別紙

○リアルタイム線量測定システム

○可搬型モニタリングポスト

細谷公民館

三字公民館

羽鳥公民館

浜野公民館

洗川公民館

中田公民館

寺松公民館

長塚二公民館

両竹公民館

石熊公民館

北部コミュニティーセンター

双葉総合公園

双葉町大字細谷字陳場沢 146

双葉町大字前田字反町 93

双葉町大字下羽鳥字台 2-1

双葉町大字中野字洗江 58-1

双葉町大字洗川字広畑 42

双葉町大字中田字宮田 48-2

双葉町大字寺沢字唐沢 115-1

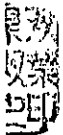
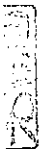
双葉町大字長塚字越田 65-1

双葉町大字両竹字農師町 100-1

双葉町石熊八房平 152

双葉町大字鴻草字高田前 32

双葉町大字新山字漆迫地内



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

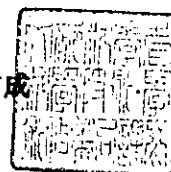
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

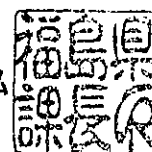
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡大熊町長

渡辺 利綱



別紙

○可搬型モニタリングポスト

大熊中学校	大熊町大字夫沢字中央台 830-6
下野上一区地区集会所	大熊町大字下野上金谷平 354-1
下野上三区地区集会所	大熊町大字下野上字原 2-1
大川原第一集会所	大熊町大字大川原字南平 1138-2
熊二区地区集会所	大熊町大字熊字新町 354-1
町区集落センター	大熊町大字熊字熊町 833
熊川区地区集会所	大熊町大字熊川字久麻川 239-1
小入野地区公民館	大熊町大字小入野字東平 53
夫沢一区地区集会所	大熊町大字夫沢字大 124-2
夫沢三区地区集会所	大熊町大字夫沢字中央台 705
坂下ダム管理事務所	大熊町大字大川原字手の倉 125
中屋敷多目的研修集会所施設	大熊町大字野上字旭ヶ丘
野上一区地区集会所	大熊町大字野上字湯の神 432-2
夫沢二区地区集会所	大熊町大字夫沢字長者原 536-1
熊一区地区集会所	大熊町大字熊字旭台 499
熊町小学校	大熊町大字熊川字緑ヶ丘 10

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

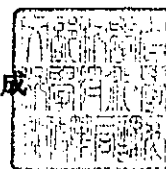
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

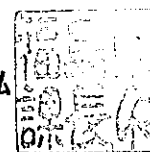
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡富岡町長

遠藤 勝也



別紙

○リアルタイム線量測定システム

○可搬型モニタリングポスト

夜の森駅前北集会所	富岡町大菅字大平 214-4
太田集会所	富岡町大字上郡山字太田 238
清水集会所	富岡町大字上郡山字清水 51
杉内集会所	富岡町大字上手岡字茂手木 168-1
王塚集会所	富岡町大字本岡字王塚 373-1
西原集会所	富岡町大字小浜字大膳町 152 番地一部
仏浜集会所	富岡町大字仏浜字釜田 431-1
上手岡多目的集会所	富岡町大字上手岡字下千里 64
新田多目的集会所	富岡町大字本岡字新夜ノ森 795-3
上郡山多目的集会所	富岡町大字上郡山字上郡17
上本町構造改善センター	富岡町大字本岡字上本町 115-4
富岡中央会館	富岡町中央 1 丁目 127
小浜第二公民館	富岡町字小浜 478-1
養護老人ホーム「東風荘」	富岡町大字上手岡字高津戸 147-2
小良ヶ浜多目的集会所	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂 314
富岡第一小学校	富岡町小浜中央 237-1
富岡第二小学校	富岡町大字本岡字王塚 36
赤木多目的集会所	富岡町大字本岡字赤木 275-1

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

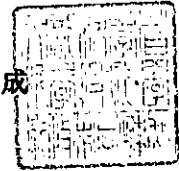
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

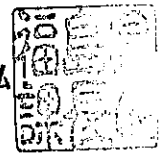
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県双葉郡浪江町長

馬場 有



別紙

○リアルタイム線量測定システム

浪江町立津島小学校
浪江町立津島中学校

浪江町大字下津島字宮平 109
浪江町大字下津島字萱深 1

○可搬型モニタリングポスト

新町ふれあい広場
川添葉山会館
樋渡牛渡集会所
高瀬多目的集会所
幾世橋集会所
浪江町公民館幾世橋分館
北棚塩総合集会所
棚塩集会所
大字請戸集会所
中上ノ原町営住宅
井手多目的研修センター
田尻集会所
小野田集会所
酒井集会所
室原公民館
立野中多目的集会所
苧宿公民館
加倉集会所
藤橋消防屯所
羽附集会所
大字津島集会所
南下コミュニティーセンター
葛久保集会所
陶芸の杜おおぼり
福島県浪江ひまわり荘
手七郎集会所
大柿簡易郵便局(葛尾村営バス停脇)
賀老集会所
赤字木集会所
大堀小学校
苧野小学校
浪江町役場
小丸多目的集会所
津島活性化センター
昼曾根屯所

浪江町大字権現堂字新町地 20
浪江町大字川添字中上ノ原 278
浪江町大字樋渡字内城 45
浪江町大字高瀬字諏訪 17
浪江町大字幾世橋字辻前 39-1
浪江町大字北幾世橋字羽場 1-1
浪江町大字棚塩字北棚 64
浪江町大字棚塩字荒井前 28
浪江町大字請戸字小谷地 8-5
浪江町大字川添字中上ノ原 133-1
浪江町大字井手字北井手 40
浪江町大字田尻字田尻 38
浪江町大字小野田字天神前 2-2
浪江町大字酒井字中酒井 32
浪江町大字室原字村木 14
浪江町大字立野字沢東 185-1
浪江町大字苧宿字北谷地 21
浪江町大字加倉字柴田 323
浪江町大字藤橋字龜下 111-5
浪江町大字羽附字荒神森 2-31
浪江町大字津島字東原 15
浪江町大字南津島字下令田 57-1
浪江町大字赤字木字葛久保 44-5
浪江町大字大堀字大堀 37
浪江町大字加倉字今神 78
浪江町大字赤字木字手七郎
浪江町大字川房字大柿 162
浪江町大字室原字滝平
浪江町大字赤字木字塩浸
浪江町大字小野田字仲禅寺 134
浪江町大字苧宿字鹿畑 16
浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
浪江町大字小丸字下平
浪江町大字下津島字原
浪江町大字昼曾根字昼曾根

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

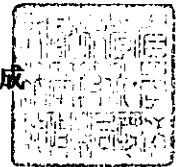
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

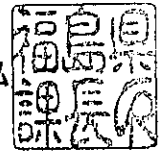
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県相馬郡新地町総務課長

木村 利夫



別紙

○リアルタイム線量測定システム

新地町総合公園(こどもの森)
新地町立駒ヶ嶺小学校
新地町立福田小学校
新地町立新地小学校
新地町立尚英中学校
駒ヶ嶺保育所
新地保育所
福田保育所
新地町児童館
福田児童クラブ
駒ヶ嶺駅前駐車場
一般廃棄物最終処分場
狼沢配水池

新地町駒ヶ嶺字原 245-1
新地町駒ヶ嶺字新林 20
新地町大字福田字中里 16
新地町谷地小屋字愛宕 1
新地町谷地小屋字愛宕 38
新地町駒ヶ嶺字新町 7
新地町谷地小屋字愛宕 38
新地町大字福田字中里 14
新地町小川字北原 15-1
新地町福田字中里 15-1
新地町駒ヶ嶺字深町中 12 番 2
新地町大字福田字北原 261 番 1
新地町谷地小屋字南狼沢 9 番 1

○可搬型モニタリングポスト

鹿狼山登山口駐車場
新地町役場

新地町杉目字飯樋 49 番 4
新地町谷地小屋字樋掛田 30

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

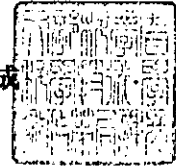
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



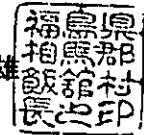
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県相馬郡飯館村長

菅野 典雄



別紙

○リアルタイム線量測定システム

飯館村立草野幼稚園
飯館村立飯種幼稚園
飯館村立飯館中学校

飯館村草野字太師堂 113-37
飯館村飯種字町 128
飯館村伊丹沢字山田 380

○可搬型モニタリングポスト

関沢コミュニティーセンター
宮内集会所
前田中組集会所
関根松塚集会所
二枚橋集会所
飯館村役場
前乗集会所
八木沢芦原多目的集会所
上飯種地区集会所
飯種小学校
白石小学校
大倉体育館
草野小学校
小宮コミュニティーセンター
佐須公民館
長泥コミュニティーセンター
比曾公民館
前田公民館
藤平公民館

飯館村関沢字中頃
飯館村草野字壁地内
飯館村飯種字前田
飯館村字松塚字松塚
飯館村二枚橋字本町
飯館村伊丹沢字伊丹沢 580-1
飯館村大字佐須字前乗
飯館村大字八木沢上八木沢
飯館村大字飯種
飯館村大字飯種字町 102
飯館村大字白石字田尻 127-1
飯館村大字大倉字大倉
飯館村大字草野字太師堂 17
飯館村大字小宮字曲田
飯館村大字佐須字佐須
飯館村大字長泥字長泥
飯館村大字比曾字比曾 413
飯館村大字前田字広平
飯館村大字藤平字藤平

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

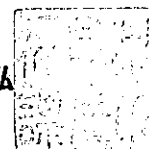
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県相馬市生活環境課長

桑折 光信



別紙

○リアルタイム検量測定システム

相馬市光陽パークゴルフ場管理棟	相馬市光陽四丁目2-5
相馬市立図書館(振興公社振興ビル)	相馬市塚ノ町 65-16
道の駅そうま体験実習館	相馬市日下石字金谷 74-1
相馬市立磯部小学校	相馬市磯部字上ノ台 467-2
相馬市立玉野小学校	相馬市玉野字町 74
相馬市立山上小学校	相馬市山上字柳下 32-2
相馬市立飯豊小学校	相馬市大曲字天神前 42
相馬市立大野小学校	相馬市大坪字東畑 7
相馬市立桜丘小学校	相馬市中村字桜ヶ丘 179
相馬市立中村第一小学校	相馬市中村字大手先 1
相馬市立八幡小学校	相馬市坪田字清水前 9-3
相馬市立日立木小学校	相馬市日下石字神明前 14
相馬市立中村第二小学校	相馬市尾浜字瀬田 1
相馬市立磯部幼稚園	相馬市磯部字上の台 467-2
相馬市立飯豊幼稚園	相馬市大曲字天神前 42
相馬市立大野幼稚園	相馬市大坪字東畑 7
相馬市立八幡幼稚園	相馬市坪田字清水前 20
相馬市立山上幼稚園	相馬市山上字柳下 32-2
相馬市立日立木幼稚園	相馬市日下石字神明前 14
相馬市総合福祉センター	相馬市小泉字高池 357
相馬市立中村第一中学校	相馬市中村字本町 132
相馬市立中村第二中学校	相馬市和田字北迫 185-13
相馬市立向陽中学校	相馬市中野字桜町 76
相馬市立磯部中学校	相馬市磯部字狐穴 647
相馬市立玉野中学校	相馬市玉野字坂口 4
相馬看護専門学校	相馬市石上字南楚沢 344
相馬愛育園	相馬市中野字清水 172-2
相馬市川原町児童センター	相馬市中村字川原町 65-1
相馬市中央児童センター	相馬市中村字川沼 315
桜ヶ丘東公園	相馬市中村字桜ヶ丘 30
高平公園	相馬市尾浜字高塚 217
刈敷田東公園	相馬市新沼字刈敷田 19-3
刈敷田西公園	相馬市新沼字刈敷田 15-3
新町緑地	相馬市中村字新町 185-1
塚ノ町緑地	相馬市塚ノ町一丁目 3-1
沖ノ内公園	相馬市沖ノ内二丁目 6-1
大野台公園	相馬市大野台一丁目 1-9
角田公園	相馬市北飯淵一丁目 15-1
馬陵公園長友グラウンド	相馬市中村字北町 94-2

前沢目公園
高池前公園
黒木多目的広場
松川浦スポーツセンター

相馬市中村字泉町 3
相馬市中村字高池前 44
相馬市黒木字芹谷地 46-2
相馬市岩子字長谷地 9-1

○可搬型モニタリングポスト

相馬市大野公民館
相馬市一般廃棄物埋立処分場
相馬地方広域水道企業団
蒲庭公会堂
相馬市役所玉野出張所
富沢公会堂前空き地
相馬市東部公民館
東玉野農業研修施設隣
相馬市飯豊公民館
相馬市さけふ化場
相馬市山上公民館
小倉公会堂
相馬市副霊山生活改善センター
スポーツアリーナそうま

相馬市石上字みきこ沢 326-1
相馬市磯部字四方柴 741-17
相馬市大野台二丁目 3-5
相馬市蒲庭字前迫 280-2
相馬市玉野字町 56-1
相馬市富沢字ぬかり 2
相馬市原釜字北高野 56
相馬市東玉野字町裏 135
相馬市程田字明神前 142-4
相馬市山上字板屋 94-18
相馬市山上字上ノ台 1-1
相馬市山上字小田原 83-2
相馬市玉野字副霊山 1-6
相馬市中村字北町 55-1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



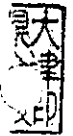
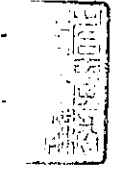
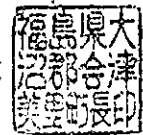
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県大沼郡会津美里町長

渡部 英敏



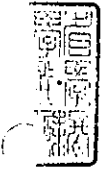
別紙

○リアルタイム線量測定システム

宮川いこいの河畔緑地公園	会津美里町字宮林
会津美里町立高田小学校	会津美里町字法幢寺南甲 3505
会津美里町立本郷第一小学校	会津美里町字本郷 2765
会津美里町立本郷第二小学校	会津美里町大石字日影 3238-11
会津美里町立新鶴小学校	会津美里町鶴野辺字北三百刈 775
会津美里町立宮川小学校	会津美里町富川字上中川 161-1
会津美里町立新鶴幼稚園	会津美里町米田字堂ノ後甲 149
会津美里町立本郷幼稚園	会津美里町字北川原 15 の 2
会津美里町立高田中学校	会津美里町字布才地 570
会津美里町立本郷中学校	会津美里町字川原町 1933
会津美里町立新鶴中学校	会津美里町鶴野辺字北三百刈 830
子育て支援センター	会津美里町字東川原 3281
さくら保育所	会津美里町永井野字宮前 1697-1
ひまわり保育所	会津美里町富川字富岡 195-1
旧赤沢小学校グラウンド	会津美里町字八木沢字伴右エ門前 3503 番地
ふれあいの森公園	会津美里町鶴野辺字下長尾 2398
せせらぎ緑地	会津美里町字堰向甲 4033-2
池ノ端農村公園	会津美里町旭館端字池ノ端 45
出戸田沢農村公園	会津美里町沼田字出戸田沢 75 番地

○可搬型モニタリングポスト

会津美里町役場本郷庁舎	会津美里町字北川原 41 番地
会津美里町役場高田庁舎	会津美里町字宮北 3163
農村環境改善センター	会津美里町福重岡字桜ノ下 32 番地
尾岐公民館	会津美里町吉田字村中甲 150 番地
会津美里町役場新鶴庁舎	会津美里町鶴野辺字広町 740 番地



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

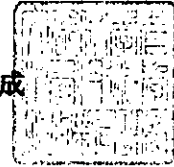
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



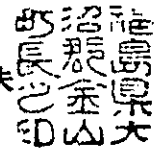
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県大沼郡金山町長

長谷川 律夫



別紙

○リアルタイム線量測定システム

金山町民体育館

金山町立横田小学校

金山町立金山小学校

金山町立金山中学校

横田保育所

川口保育所

芸能伝承館

沼沢集会所

沼沢公民館

金山町大字中川字沖根原 1233-2

金山町大字横田字上原 1070

金山町大字川口字馬場 324

金山町大字川口字谷地 400

金山町大字横田字古町 691

金山町大字川口字金洗道上 1546-1

金山町大字山入字鞋立居平 2771

金山町大字沼沢字上田表 962-1

金山町大字水沼字後山 842

○可搬型モニタリングポスト

大塩体育館

金山町役場

金山町自然教育村会館

金山町大字大塩字沢ノ目 954

金山町大字川口字谷地 393

金山町大字玉梨字上中井 1384

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

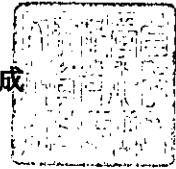
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

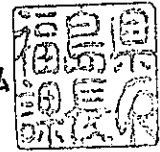
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



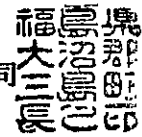
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県大沼郡三島町長

二瓶 隆司



別紙

○リアルタイム線量測定システム

三島町生涯学習センター

三島町立三島小学校

三島町立三島中学校

三島保育所

三島町営グラウンド

三島町大字西方字上原 3580

三島町大字宮下字建堀 1846

三島町大字宮下字上ノ原 2099

三島町大字宮下字館 479

三島町大字大登字寺沢 976

○可搬型モニタリングポスト

間方集会所

三島町役場

三島町大字間方字上居平 753

三島町大字宮下字宮下 350

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

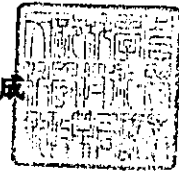
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県大沼郡昭和村長

馬場 孝允



別紙

○リアルタイム線量測定システム

奥会津昭和の森キャンプ場

昭和村大字大芦字小矢ノ原 4893

昭和村立昭和小学校

昭和村大字下中津川字二十苅 255

昭和村立昭和中学校

昭和村大字下中津川字中島向 1755

昭和村保育所

昭和村大字下中津川字中島 1613

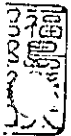
昭和村保健医療福祉総合センター・すみれ荘

昭和村大字小中津川字石仏 1836

○可搬型モニタリングポスト

昭和村役場

昭和村大字下中津川字中島 652



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

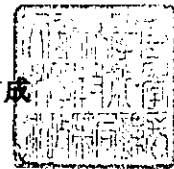
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

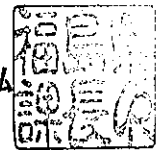
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県田村郡三春町長

鈴木 義孝



別紙

○リアルタイム線量測定システム

三春町立三春小学校
三春町役場脇駐車場
三春町立御木沢小学校
三春町立中郷小学校
三春町立中妻小学校
三春町立岩江小学校
三春町立沢石小学校
三春町立岩江幼稚園
三春町立中郷幼稚園
葛尾村立葛尾幼稚園 三春分園
三春町立三春中学校
三春町立沢石中学校
三春町立要田中学校
三春町立桜中学校
三春町立岩江中学校
富岡町立富岡小・中学校
三春町第一保育所
三春町第二保育所
三春町北保育所
三春町中央児童館
岩江児童クラブ
みはるせきれい保育施設
下舞木集会所
垣ノ内広場
御木沢地区公民館
込木集会所
斎藤農村公園
要田交流館大平荘
垢潜集落センター
青石集落センター
沢石三区集会所

三春町字大町 157
三春町字大町1-2
三春町字樋ノ口 111
三春町大字柴原字神久保 235
三春町大字沼沢字神ノ上 139
三春町大字上舞木字大谷ツ 24
三春町大字富沢字楢梨池頭 76
三春町大字上舞木字大谷ツ 3-2
三春町大字柴原字神久保 235
三春町大字西方字石畑 358
三春町字日向町 58
三春町大字富沢字石田 68
三春町大字熊耳字八ツ田 213
三春町大字鷹巣字瀬山 213 番地
三春町大字上舞木字向田 53
三春町大字熊耳字南原 1
三春町担橋 1-4-1
三春町大字貝山字泉沢 100-1
三春町大字北成田字殿ノ内 150
三春町字大町 7-1
三春町下舞木字岩本 278-1
三春町西方字石畑 487-1 ログハウス内
三春町大字下舞木字折ノ内 124-1
三春町大字富沢字垣ノ内地内
三春町大字平沢字東 333-2
三春町大字込木字宮ノ下内地内
三春町大字斎藤字斎藤内地内
三春町大字熊耳字大平地内
三春町大字富沢字一ノ沢
三春町大字青石字青石 106
三春町大字実沢字中ノ久保 115

○可搬型モニタリングポスト

三春町役場
下舞木農業集落排水処理施設
七草木集会所
根本集会所
南成田一番組集会所

三春町字大町 1-2
三春町大字下舞木字石田 131-1
三春町大字七草木字館下 266
三春町大字根本字四合内 176-2
三春町大字南成田字大桜 290

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

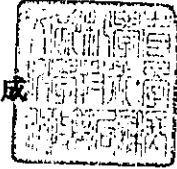
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県田村郡小野町町民生活課長

村上 春



別紙

○リアルタイム線量測定システム

小野町民体育館
小野町立夏井第一小学校
小野町立小野新町小学校
小野町立飯豊小学校
小野町立浮金小学校
小野町立浮金中学校
小野町立小野わかば幼稚園
小野町立小野中学校
中央さくら保育園
夏井おおすぎ保育園
飯豊ひまわり保育園
浮金つつじ児童園
緑とふれあいの森公園
こまち交流館
中央児童公園
小野町多目的研修集会施設
小野町公民館雁股田分館
旧小戸神小学校
旧夏井第2小学校

小野町大字小野新町字美壳 65-1
小野町大字夏井字太子堂 60
小野町大字小野新町字万景 43
小野町大字飯豊字浮内 46
小野町大字浮金字宇東 42
小野町大字浮金字林内 177
小野町大字小野新町字万景上 8
小野町大字谷津作字和久 59
小野町大字小野新町字万景上 8
小野町大字夏井字町屋 43-5
小野町大字飯豊字寺ノ下 51
小野町大字浮金字須和間 180
小野町大字小戸神字宮ノ前 397-2
小野町大字小野新町字横町
小野町大字小野新町字荒町
小野町大字小野新町字中通 2
小野町大字雁股田字関場 90-2
小野町大字小戸神字本南内 337
小野町大字上羽出庭字辻ノ内 161

○可搬型モニタリングポスト

小野町役場
湯沢体験農園管理施設
塩庭二区多目的集会施設
こまちダム管理事務所
早渡集会所

小野町大字小野新町字館廻 92
小野町大字湯沢字館ノ越 9
小野町大字塩庭字日天前 70-1
小野町大字葛籬谷字堂田 46-21
小野町大字吉野辺字早渡

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

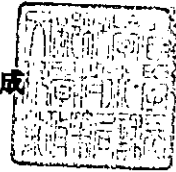
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県田村市生活環境課長

渡辺 清徳



別紙

○リアルタイム検量測定システム

あぶくま洞	田村市滝根町菅谷字東釜山1
スカイバレスときわ	田村市常葉町山根字殿上160
田村市運動公園	田村市船引町船引字遠表400
グリーンパーク都路草原の家やすらぎ	田村市都路町岩井沢字北向185-1
田村市立関本小学校	田村市常葉町小松山字梅ノ木下30
田村市立常葉小学校	田村市常葉町常葉字上野130
田村市立西向小学校	田村市常葉町西向字屋形94
田村市立芦沢小学校	田村市船引町芦沢字大越293
田村市立緑小学校	田村市船引町上移字根岸10
田村市立瀬川小学校	田村市船引町新館字軽井沢746
旧田村市立石森小学校	田村市船引町石森字館108
田村市立船引小学校	田村市船引町船引字南元町1
田村市立美山小学校	田村市船引町北鹿又字後和田30
田村市立船引南小学校	田村市船引町堀越字丸森2
田村市立要田小学校	田村市船引町要田字要田15
旧田村市立櫛山小学校	田村市船引町櫛山字池ノ辺1
旧田村市立下大越小学校	田村市大越町下大越字町105
田村市立大越小学校	田村市大越町上大越字元池70
田村市立広瀬小学校	田村市滝根町広瀬字山ノ下106
田村市立滝根小学校	田村市滝根町神俣字町218
田村市立菅谷小学校	田村市滝根町菅谷字大子堂153
田村市立岩井沢小学校	田村市都路町岩井沢字中作76
田村市立古道小学校	田村市都路町古道字北町24
田村市立滝根幼稚園	田村市滝根町神俣字関場135
田村市立大越こども園	田村市大越町上大越字水神宮167-1
田村市立都路こども園	田村市都路町古道字遠下前80
旧田村市立春山小学校	田村市船引町春山字道ノ原51
田村市立常葉幼稚園	田村市常葉町久保字樋ノ口5-1
田村市立滝根中学校	田村市滝根町神俣字中広土192
田村市立大越中学校	田村市大越町上大越字古町230
田村市立都路中学校	田村市都路町古道字北町4-6
田村市立常葉中学校	田村市常葉町常葉字上野175
田村市立船引中学校	田村市船引町船引字東部台2-1
田村市立移中学校	田村市船引町上移字橋本125
田村市立船引南中学校	田村市船引町堀越字丸森70
常葉保育所	田村市常葉町常葉字館1-9
船引保育所	田村市船引町船引字下川原1-18
滝根保育所	田村市滝根町神俣字関場145
岩井沢児童館	田村市都路町岩井沢字中作19

三世代ふれあい交流館
船引児童館
堀田児童館
常葉児童生活センター
船引清掃センター
石沢地域多目的集会所
田村市要田運動場
田村市瀬川運動場
田村市美山運動場
文珠出張所
船引保健センター
横道集会所
上岩井沢生活改善センター
持藤田蘭集出荷所
道之内蘭集出荷所
田村西部工業団地夕陽ヶ丘公園
東部第3号公園(なら街区公園)
大筒矢ふれあい公園
船引駅前公園(森公園)
田村市図書館
田村広域一般廃棄物最終処分場
磐城常葉駅駐車場
常葉公民館山根分館
馬洗戸集会所
南多目的研修センター
井堀集会所
牧野多目的交流センター
大越つつじヶ丘公園
大越公民館
老人憩の家寿楽荘
早稲川多目的交流センター
大越転作技術研修センター
原屋敷集会所
滝根浄水場
下組集会所
瀬川出張所
要田出張所
頭ノ葉集会所

田村市滝根町神俣字町 40
田村市船引町船引字石田 151
田村市常葉町堀田字南畑 7
田村市常葉町常葉字館 1-8
田村市船引町大倉字後田 43
田村市船引町石沢字佐屋前 85
田村市船引町笹山字寺屋敷 301
田村市船引町新館字下 60
田村市船引町北鹿又字小東 45
田村市船引町文珠字馬場平 90
田村市船引町船引字源次郎 131
田村市船引町中山字小塚 287
田村市都路町岩井沢字中ノ内 42-1
田村市都路町岩井沢字持藤田 8-9
田村市都路町岩井沢字新田 216
田村市船引町光陽台 49
田村市船引町東部台四丁目 316
田村市船引町東部台六丁目 124
田村市船引町船引字五升車 141-3
田村市船引町船引字馬田 19
田村市常葉町西向字池ノ入 1-1
田村市船引町今泉字田中 68-2
田村市常葉町山根字鹿島 23
田村市都路町古道字休場 33-2
田村市都路町古道字白石 137
田村市船引町堀越字平前 22-1
田村市大越町牧野字太夫田 71-3
田村市大越町下大越字大荷場 1-2
田村市大越町上大越字元池 87-5
田村市大越町上大越字大日前 34
田村市大越町早稲川字前田 26-3
田村市大越町栗出字東畑 26
田村市滝根町菅谷字原屋敷 230-2
田村市滝根町神俣字入新田 9-14
田村市滝根町広瀬字田中 35
田村市船引町新館字下 459
田村市船引町笹山字立石 604-1
田村市都路町古道字京久保 68

○可搬型モニタリングポスト

星の村ふれあい館	田村市滝根町菅谷字馬場 168
滝根行政局	田村市滝根町神俣字関場 118
大越行政局	田村市大越町上大越字水神宮 62-1
大槻生活改善センター	田村市都路町岩井沢字日向 1
岩井沢プール駐車場	田村市都路町岩井沢字中作 10
石黒集落センター	田村市都路町古道字石黒 161-3
都路行政局	田村市都路町古道字本町 33-4
小滝沢転作推進技術研修センター	田村市都路町古道字小滝沢 115-9
地見城多目的研修集会施設	田村市都路町古道字前田 27-1
場々多目的研修センター	田村市都路町古道字場々
合子集落農事集会所	田村市都路町古道字仲ノ前
大久保生活改善センター	田村市都路町古道字春日 47
上山口集会所(屯所)	田村市都路町古道字山口 136-34
常葉行政局	田村市常葉町常葉字町裏 1
久保上地区集会所	田村市常葉町久保字高原 23
黒川改善センター	田村市常葉町堀田字井戸神 6
カブトムシ自然の森	田村市常葉町山根字芦坂 128
南倉集会所	田村市常葉町山根字花立 9-1
美山出張所	田村市船引町北鹿又字下旦の平 107-1
移出張所	田村市船引町上移字町 147
上道公民館	田村市船引町上移字上道 260
芦沢出張所	田村市船引町芦沢字霧田 46-1
七郷出張所	田村市船引町門沢字新館 109-1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

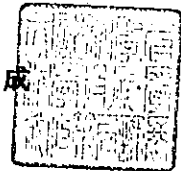
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県東白川郡鮫川村副村長

白坂 利幸



別紙

○リアルタイム線量測定システム

鮫川村農業者トレーニングセンター
鮫川村立鮫川小学校
鮫川村立青生野小学校
鮫川村立鮫川幼稚園
鮫川村立鮫川中学校
戸草多目的集会施設
遠ヶ竜ふれあい公園
朝日山登山道入口
富田村民体育館
戸倉地区簡易排水処理場
墓地石山農村公園

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 64 番地
鮫川村大字赤坂中野字道少田 86 番地
鮫川村大字青生野字大犬平 56 番地
鮫川村大字赤坂西野字酒垂 3 番地 3
鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 130 番地 4
鮫川村大字赤坂東野字戸草 97 番地
鮫川村大字赤坂東野字遠ヶ竜 43 番地
鮫川村大字青生野字青生野 51 番地
鮫川村大字富田字彦次郎 213 番地
鮫川村大字西山字戸倉 392 番地 2
鮫川村大字西山字余所内 281 番地

○可搬型モニタリングポスト

特別養護老人ホームさめがわ
村営住宅見渡団地公園
鮫川村役場
村営住宅前田団地公園
青生野肥育組合
村営住宅渡瀬団地
交流施設 ほっとはうす・さめがわ
鹿角平観光牧場

鮫川村大字西山字水口 31 番地
鮫川村大字赤坂西野字茅 352 番地
鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
鮫川村大字赤坂中野字東前田 24 番地 2
鮫川村大字青生野字江堀 292 番地
鮫川村大字渡瀬字木之根 101 番地
鮫川村大字赤坂東野字葉貫 71 番地
鮫川村大字青生野字世々麦 344 番地

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

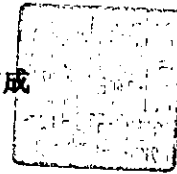
- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

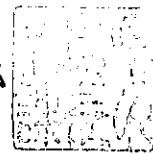
この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長 明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長 小山 吉弘



福島県東白川郡榎倉町長 藤田 幸治



別紙

○リアルタイム線量測定システム

棚倉町保健福祉センター	棚倉町大字棚倉字中居野 68-1
棚倉町立山岡小学校	棚倉町大字岡田字上ノ内 92
棚倉町立近津小学校	棚倉町大字下山本字桃木田 34
棚倉町立社川小学校	棚倉町大字逆川字山梨子山 19
棚倉町立高野小学校	棚倉町大字山際字仙石 103
棚倉町立棚倉小学校	棚倉町大字棚倉字北町 118-1
棚倉町立棚倉幼稚園	棚倉町大字棚倉字宮下 36
棚倉町立近津幼稚園	棚倉町大字下山本字久保田 11-1
棚倉町立社川幼稚園	棚倉町大字逆川字山梨子山 7-6
棚倉町立棚倉中学校	棚倉町大字棚倉字城跡 88-5
瀬ヶ野多目的集会施設	棚倉町大字瀬ヶ野字仲ノ町 81-3
棚倉児童クラブ	棚倉町棚倉字城跡 34-1
赤館公園	棚倉町大字棚倉字風呂ヶ沢 48-1
新町児童公園	棚倉町大字棚倉字水白田 77
わんぱく広場	棚倉町大字関口字一本松 43-1
堤集会所	棚倉町大字堤字羽黒西 13-2
小爪・祝部内多目的集会施設	棚倉町大字祝部内字清水内 151-1
漆草区公園	棚倉町大字漆草字仲折戸 245-2
下流多目的集会施設	棚倉町大字流字豊東 100
八槻第5多目的集会施設	棚倉町大字八槻字柳原 293-1
岡田生活改善センター	棚倉町大字岡田字下平 61
玉野農村公園	棚倉町大字玉野字天屋敷 128
棚倉町総合運動広場	棚倉町大字関口字一本松 24-1

○可搬型モニタリングポスト

金沢内運動広場	棚倉町大字金沢内字中背戸続 173
強梨生活改善センター	棚倉町大字強梨字岡ノ内 178
近津運動広場	棚倉町大字八槻字上台 202-1
山田多目的集会施設	棚倉町大字山田字宮通 60
棚倉町役場	棚倉町大字棚倉字中居野 33
大梅多目的集会施設	棚倉町大字大梅字新大岩平 139
山本生活改善センター	棚倉町大字北山本字前原 198-1
友好の森	棚倉町大字戸中字那須道

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

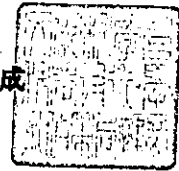
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

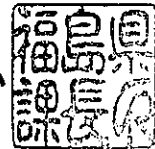
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県東白川郡塙町町民課長

大越 忠幸



別紙

○リアルタイム線量測定システム

栄町児童公園	埴町大字埴字栄町
埴町立常豊小学校	埴町大字常世北野字八幡 120
埴町立高城小学校	埴町大字植田字森戸 25
埴町立笹原小学校	埴町大字川上字馬場 77
埴町立埴小学校	埴町大字台宿字下川原 5
埴町立片貝小学校矢塚分校	
	埴町大字那倉字滝ノ入国有林 94 林班ヨ小班
埴町立片貝小学校	埴町大字片貝字五升蒔 126
埴町立笹原幼稚園	埴町大字川上字馬場 57
埴町立常豊幼稚園	埴町大字常世北野字八幡 120
埴町立埴幼稚園	埴町大字台宿字下川原 49
埴町立埴中学校	埴町大字竹之内字草田 3
埴保育園	埴町大字埴字大町 4-90
めだか保育室	埴町大字埴大町 4 丁目 4-3
埴児童クラブ	埴町台宿字北原 68
南原集会場	埴町大字台宿字南原 78-13
田代分館	埴町大字田代字急度内 68
北野神社敷 火の見やぐら前	埴町大字台宿字中稲沢 83-1
大蕨分館	埴町大字大蕨字坂本 6
東河内分館	埴町大字東河内字矢倉 3
伊香分館	埴町大字伊香字下町 2-2
真名畑分館	埴町大字真名畑字宮田 50
上石井分館	埴町大字上石井字仲堀 220
木野反分館	埴町大字木野反字才我地 45-6
西河内分館	埴町大字西河内字吉ノ目 127
中塚コミュニティ消防センター (集会所)	埴町大字中塚字中館 81-1
高城地区公民館	埴町大字植田字坂ノ下 55-1

○可搬型モニタリングポスト

片貝分館	埴町大字片貝字五升蒔 1 2 6 番地
笹原地区公民館	埴町大字川上字堀ノ内 2 1 7 番地
あぶくま高原美術館	埴町大字那倉字吉元 5 9 番地
埴町役場	埴町大字埴字大町三丁目 2 1 番地

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行方リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

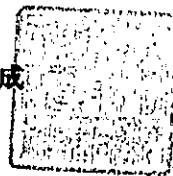
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

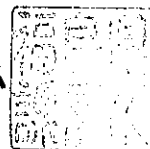
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県東白川郡矢祭町長

古張 允



別紙

○リアルタイム検量測定システム

矢祭町山村開発センター	矢祭町大字小田川字春田 16-1
矢祭町立下関河内小学校	矢祭町大字下関河内字天神前 58
矢祭町立関岡小学校	矢祭町大字関岡字橋場 8
矢祭町立石井小学校	矢祭町大字中石井字御殿河原 1
矢祭町立東館小学校	矢祭町大字東館字下上野内 10
矢祭町立内川小学校	矢祭町大字内川字トキノス 25
矢祭町立東館幼稚園	矢祭町大字東館字柳町 7
矢祭町立石井幼稚園	矢祭町大字中石井字御殿川原 5-1
矢祭町立矢祭中学校	矢祭町大字東館字大寄 40
矢祭町保育所	矢祭町大字東館字桃木町 1-1
榑・舟見集会施設	矢祭町大字中石井字榑 232-1
矢祭町体育センター	矢祭町大字金沢字藤平 4-7
ニュータウン中山地区多目的集会施設	矢祭町大字小田川字中山 27-1
矢祭町保健福祉館	矢祭町大字内川字森下 16
大拱地区多目的集会施設	矢祭町大字大拱字町 57-5
追分地区多目的集会所	矢祭町大字上関河内字馬渡戸 41-7

○可搬型モニタリングポスト

上関河内健康ふれあい館	矢祭町大字上関河内字越蒔 39
矢祭山公園内 駐車場内	矢祭町大字内川字矢祭 53 番地 7
矢祭町役場(役場前広場)	矢祭町大字東館字館本 66

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

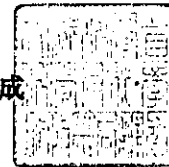
- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長 明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長 小山 吉弘



福島県楢葉町長 草野 孝



別紙

○可搬型モニタリングポスト

あおぞらこども園	楳葉町大字北田字中満 296-1
向ノ内住宅地区集会所	楳葉町大字井出字浄光東 13
浄光西地区集会所	楳葉町大字井出字浄光西 3-51
大谷地区集会所	楳葉町大字大谷字山根 20-1
上繁岡地区集会所	楳葉町大字上繁岡字堤袋 8-2
楳葉町役場	楳葉町大字北田字鐘突堂 5-6
才連地区集会所	楳葉町大字上繁岡字山神 163-1
道の駅ならば	楳葉町大字山田岡字大堤入 22-1
楳葉南工業団地内グランド駐車場横	楳葉町大字山田岡字仲丸 1-76
上井出地区集会所	楳葉町大字井出字木屋 106
下小埜地区集会所	楳葉町大字下小埜字久保田 66
営団地区集会所	楳葉町大字波倉字原 135-7
楳葉北小学校	楳葉町大字井出字上ノ岡 33
女平地区集会所	楳葉町大字大谷字女平 218-1
天神岬スポーツ公園	楳葉町大字北田字天神
楳葉南小学校	楳葉町大字下小埜字変入 31
乙次郎地区集会所	楳葉町大字大谷字乙次郎 133

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

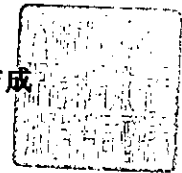
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



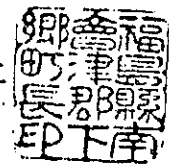
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県南会津郡下郷町長

湯田 雄二



別紙

○リアルタイム線量測定システム

大川ふるさと公園
下郷町立旭田小学校
下郷町立江川小学校
下郷町立楮原小学校
下郷町立下郷中学校
しもごう保育所
湯野上保育所
養鱒公園いこいの広場
下郷町民体育館

下郷町大字沢田字下林 1888
下郷町大字塩生字金堀場 1935-1
下郷町大字湯野上字杉ノ内乙 548
下郷町大字豊成字山崎 6407-2
下郷町大字中妻字大百刈 5
下郷町大字豊成字林中 6110-3
下郷町大字湯野上字杉ノ内乙 502-1
下郷町大字落合字左走 1808-1
下郷町大字高隣字人数平乙 1122

○可搬型モニタリングポスト

下郷町三ツ井生活改善センター
元大内分校
下郷町役場
道の駅しもごう
下郷町役場江川出張所

下郷町字沢口 14-1
下郷町大字大内字宮前 105-1
下郷町大字塩生字大石 1000
下郷町大字南倉沢字木賊 844-188
下郷町大字湯野上字杉の内乙 551-2

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

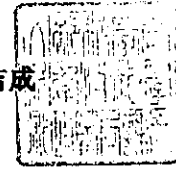
- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長 明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長 小山 吉弘



福島県南会津郡只見町長 目黒 吉久



別紙

○リアルタイム線量測定システム

只見町青少年旅行村いこいの森
只見町立朝日小学校
只見町立明和小学校
只見町立只見小学校
只見町立只見中学校
福島県立只見高等学校
只見保育所
朝日保育所
明和保育所
只見町役場

只見町大字只見字向山 2832
只見町大字黒谷字九日田 230-1
只見町大字小林字上照岡 1336
只見町大字只見字上の原 1735-1
只見町大字黒谷字上野 300
只見町大字只見字根岸 2358
只見町大字只見字雨堤 1056-2
只見町大字黒谷字上野 260
只見町大字小林字七十蒨 600
只見町大字只見字雨堤 1039

○可搬型モニタリングポスト

上照岡教員住宅
只見町町下広場野球場

只見町大字小林字上照岡 1265-1
只見町大字只見字町下 2591-4

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

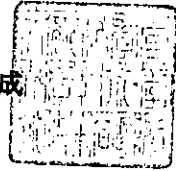
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県南会津郡南会津町長

大宅 宗吉



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 南会津町立南郷第二小学校 | 南会津町下山字下川原 31 |
| 南会津町立荒海小学校 | 南会津町関本字大道上 495 |
| 南会津町立伊南小学校 | 南会津町古町字居平 11-6 |
| 南会津町立南郷第一小学校 | 南会津町山口字舟場 916 |
| 南会津町立館岩小学校 | 南会津町松戸原 3 |
| 南会津町立針生小学校 | 南会津町針生字下宮 238 |
| 南会津町立田島第二小学校 | 南会津町長野字於三段 340 |
| 南会津町立田島小学校 | 南会津町田島字会下甲 3316 |
| 御蔵入交流館 | 南会津町田島字宮本東 22 |
| 南会津町立檜沢小学校 | 南会津町福米沢字宮ノ沢 1543 |
| 南会津町立館岩幼稚園 | 南会津町館岩松戸原 55 |
| 南会津町立田島中学校 | 南会津町田島後原甲 3437 |
| 南会津町立檜沢中学校 | 南会津町田島福米沢字大田 1340-1 |
| 南会津町立荒海中学校 | 南会津町田島糸沢字馬場原 446-15 |
| 南会津町立館岩中学校 | 南会津町館岩水石 19 |
| 南会津町立伊南中学校 | 南会津町古町字石原 525 |
| 南会津町立南郷中学校 | 南会津町鶴巣字平林 573 |
| びわのかけ保育所 | 南会津町永田字枇杷影 1-1 |
| 伊南保育所 | 南会津町古町字館跡 971 |
| 山口保育所 | 南会津町山口字舟場 885-6 |
| 田部原保育所 | 南会津町田島字田部原 90 |
| 南郷保育所 | 南会津町片貝字中田 98 |
| 南会津町館岩 ものづくり伝承館 | 南会津町塩ノ原 3-1 |
| 西部子育てプラザ(伊南) | 南会津町古町字館跡 998 |
| 南会津町館岩保健センター | 南会津町館岩字松戸原 163 |
| 南会津町館岩 旧上郷小学校 | 南会津町井桁 3 |
| あたごっ子クラブ | 南会津町田島寺前甲 3055 |
| ひのきやまびこクラブ | 南会津町福米沢字宮ノ前 1381 |
| 南会津町役場 | 南会津町田島後原甲 3531-1 |
| 旧栗生沢小学校跡地 | 南会津町栗生沢字下夕原 927-1 |
| 南会津町館岩 水引 | 南会津町水引 207 |
| 南会津町館岩 川衣交流センター | 南会津町宮里字川衣 2391 |
| 南郷交流促進センター・物産館 | 南会津町山口字橋尻 1 |
| さゆり会館 | 南会津町界字上ノ山 4308-27 |
| 内川生活改善センター | 南会津町内川字上ノ原 3 |
| 田島浄水場 | 南会津町高野字白藤 2616 |
| 静川生活改善センター | 南会津町静川字能沢向乙 1037 |
| 南会津町館岩 たのせ | 南会津町たのせ 56-3 |
| 糸沢林業研修センター | 南会津町糸沢字居平 1954-2 |
| 会津高原憩いの家 | 南会津町滝原字夏井 1086-1 |

○可搬型モニタリングポスト

南会津町伊南総合支所
南会津町館岩 新屋敷
南会津町南郷総合支所
湯ノ花温泉交流センター
南会津町館岩 会津高原
道の駅たじま
南会津町館岩総合支所
リゾートイン台鞍
高畑スキー場
南会津町館岩岩下交流センター
びわのかけ運動公園

南会津町古町字館跡 998
南会津町宮里字新屋敷 1670
南会津町山口字村上 864
南会津町湯ノ花 981
南会津町高杖原 530-1
南会津町糸沢字男鹿沼原 3242-6
南会津町松戸原 50
南会津町針生字昼滝山 857-150
南会津町大桃字一の間々20-3
南会津町岩下 394
南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県南会津郡檜枝岐村総務課長

星 明彦



別紙

○リアルタイム線量測定システム

アルザ尾瀬の郷
檜枝岐村立檜枝岐小学校
中土合公園駐車場
檜枝岐診療所

檜枝岐村字見通 1156-1
檜枝岐村字下ノ原939
檜枝岐村黒岩山 1317
檜枝岐村字下ノ台 401-4

○可搬型モニタリングポスト

檜枝岐村役場

檜枝岐村字下ノ原 880 香地

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

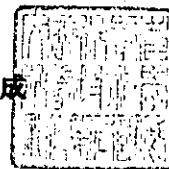
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

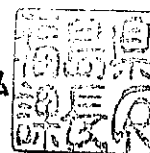
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県南相馬市環境衛生課長

松本 実



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- 鹿島生涯学習センター
- 南相馬市立中央図書館
- ひがし生涯学習センター
- ひばり生涯学習センター
- 南相馬市立太田小学校
- 南相馬市立高平小学校
- 南相馬市立原町第二小学校
- 南相馬市立原町第三小学校
- 南相馬市立石神第二小学校
- 南相馬市立大甕小学校
- 南相馬市立原町第一小学校
- 南相馬市立石神第一小学校
- 南相馬市立鹿島小学校
- 南相馬市立八沢小学校
- 南相馬市立上真野小学校
- 南相馬市立八沢幼稚園
- 南相馬市立鹿島幼稚園
- 南相馬市立上真野幼稚園
- 南相馬市立石神第一幼稚園
- 南相馬市立石神第二幼稚園
- 南相馬市立高平幼稚園
- 南相馬市立太田幼稚園
- 南相馬市立大甕幼稚園
- 南相馬市立原町第一中学校
- 南相馬市立原町第二中学校
- 南相馬市立原町第三中学校
- 南相馬市立石神中学校
- 南相馬市立鹿島中学校
- 榑窪公会堂
- 南相馬市立かしま保育園
- 南相馬市立かみまの保育園
- よつば乳児保育園西町園
- 南相馬市立原町あずま保育園
- 南相馬市立原町さくらい保育園
- 南相馬市立原町なかもち保育園
- 寺内公民館
- 沼ノ内児童公園
- 南相馬市鹿島区寺内字迎田 22-1
- 南相馬市原町区旭町二丁目 7-1
- 南相馬市原町区高見町二丁目 30-1
- 南相馬市原町区本陣前三丁目 60-2
- 南相馬市原町区益田字塩釜 236
- 南相馬市原町区下北高平字古館 22
- 南相馬市原町区橋本町 1 丁目 101
- 南相馬市原町区上町 1 丁目 13
- 南相馬市原町区大木戸字西原 1
- 南相馬市原町区大甕字鶴蒔 8
- 南相馬市原町区東町 2 丁目 66
- 南相馬市原町区北長野字北原田 288
- 南相馬市鹿島区鹿島字広町 13
- 南相馬市鹿島区南屋形字北原 32
- 南相馬市鹿島区浮田字一丁目 81
- 南相馬市鹿島区南屋形字北原 32
- 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 24-2
- 南相馬市鹿島区山下字中の内 273
- 南相馬市原町区北長野字北原田 288
- 南相馬市原町区大木戸字西原 1
- 南相馬市原町区下北高平古館 278
- 南相馬市原町区益田字塩釜 61-1
- 南相馬市原町区大甕字十日迫 26
- 南相馬市原町区南町三丁目 23
- 南相馬市原町区榑井町 1-152
- 南相馬市原町区下太田字川内前 12-2
- 南相馬市原町区石神字北畑 47-1
- 南相馬市鹿島区寺内字落合 28
- 南相馬市鹿島区榑窪字原東 1 番地
- 南相馬市鹿島区西町三丁目 90
- 南相馬市鹿島区浮田字一丁目 67
- 南相馬市原町区西町二丁目 32-1
- 南相馬市原町区東町 3-7-4
- 南相馬市原町区榑井町 1-153
- 南相馬市原町区仲町 1-177
- 南相馬市鹿島区寺内字西館
- 南相馬市鹿島区西町 1 丁目地内
(82 番地付近)

はなぶさ託児所
鹿島区小島田消防屯所

託児所 ひまわり
幼児の家
上町児童センター
高平児童館
仲町児童センター
橋本町児童センター
東町児童センター
原町学園
あーす
上栴窪農村公園
鹿島西部コミュニティーセンター
上寺内公民館
桜平山公園
瀬戸畑児童公園
鹿島保健センター
さやのまえ公園
北海老農村公園
新田川大原水辺公園
石神公園
馬場公会堂
国見団地中央公園
原町保健センター
夜ノ森公園
牛越西公園
北町公園
小川公園
西殿公園
南相馬市菅原町陣ヶ崎公園墓地
錦公園
南相馬市博物館
原町運動公園
日の出公園
高構造改善センター
旭町ちびっこ広場
下川原公園
駅前北公園
しらゆり公園

南相馬市原町区旭町 2-72
南相馬市鹿島区小島田字大原地内
(7番地付近)
南相馬市原町区桜井町 1丁目 136番地
南相馬市原町区青葉町 1-129
南相馬市原町区上町 2-33
南相馬市原町区下北高平字古館 36-5
南相馬市原町区仲町 2-165
南相馬市原町区橋本町 1-83-4
南相馬市原町区東町 2-82
南相馬市原町区青葉町三丁目 92
南相馬市鹿島区上栴窪字瀬ノ沢 20番地 1
南相馬市鹿島区上栴窪字西平 55
南相馬市鹿島区小池字原畑 736
南相馬市鹿島区寺内字葛蒲蒔場 112-1
南相馬市鹿島区江垂字桜平 24
南相馬市鹿島区西町一丁目 16
南相馬市鹿島区西町三丁目 2
南相馬市鹿島区鹿島字サヤノ前 64
南相馬市鹿島区北海老字反畑 6
南相馬市原町区深野字塩塚 335-1
南相馬市原町区石神字坂下 196-3
南相馬市原町区馬場字中内 231
南相馬市原町区国見町三丁目 5-123
南相馬市原町区小川町 322-1
南相馬市原町区三島町一丁目 67-1
南相馬市原町区仲町一丁目 42
南相馬市原町区北町 373-107
南相馬市原町区小川町 679-1
南相馬市原町区錦町三丁目 72-1
南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎 612
南相馬市原町区錦町一丁目 86
南相馬市原町区牛来字出口 194
南相馬市原町区桜井町二丁目 164-1
南相馬市原町区日の出町 165-1
南相馬市原町区高字坂ノ上 114
南相馬市旭町四丁目 33-3
南相馬市原町区北町 638
南相馬市原町区大町三丁目 153
南相馬市原町区大町一丁目 107

○可搬型モニタリングポスト

金沢公会堂
ひばりコミュニティーセンター
零浄化センター
高倉ダム(高倉ダム管理事務所)
鹿島区役所
鹿島公民館禧原分館
グリーン原町センター
南相馬市役所
鶴谷生活改善センター
南相馬市馬事公苑
羽倉公会堂
大富集落センター
川房公会堂
大田和公会堂
小屋木集落センター
金谷公会堂
小高片草運動場
南相馬市立小高中学校
石神生涯学習センター
南相馬市立福浦小学校
小高区団第3分団第10部屯所
高の倉ダム助常観測所
鉄山ダム
南相馬市立金房幼稚園
南相馬市立鳩原小学校
小高区役所

南相馬市原町区金沢字鳥井沢 69-3
南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎 133-1
南相馬市原町区零字権現下 440
南相馬市原町区高倉字東国見地内
南相馬市鹿島区西町一丁目1
南相馬市鹿島区禧原字竹花 25-1
南相馬市原町区上北高平東高松 37-1
南相馬市原町区本町2丁目27
南相馬市原町区鶴谷字北迎17近傍
南相馬市原町区片倉字畦原4-1
南相馬市小高区羽倉字南沢139近傍
南相馬市小高区大富字不動沢147-4
南相馬市小高区川房字東畑27近傍
南相馬市小高区大田和字広畑216近傍
南相馬市小高区小屋木字広畑66近傍
南相馬市小高区金谷字若林45近傍
南相馬市小高区片草字南原 46 番地の1
南相馬市小高区吉名字中坪1
南相馬市原町区石神字坂下29
南相馬市小高区蛇沢字藤沼 50-1
南相馬市小高区耳谷字東田
南相馬市原町区高倉字吹屋峠 12
南相馬市原町区馬場字五台山
南相馬市小高区飯崎字北原 61-1
南相馬市小高区南鳩原字西畑 76-1
南相馬市小高区本町2丁目 78

覚書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行方リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

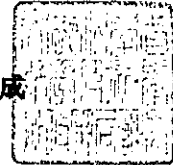
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

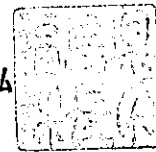
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



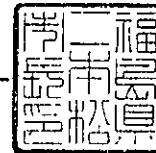
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県二本松市長

三保 恵一



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- | | |
|---------------|----------------------|
| 岩代図書館 | 二本松市小浜字藤町 242 番地 |
| 旧二本松市立下川崎小学校 | 二本松市下川崎字三島台 1 番地 |
| 東和公民館 | 二本松市針道字上台 132 番地 |
| 二本松図書館 | 二本松市本町一丁目 102 番地 |
| 安達公民館 | 二本松市油井字瀧石 3 番地 1 |
| 二本松市立塩沢小学校 | 二本松市塩沢町一丁目 238 番地 1 |
| 二本松市立二本松北小学校 | 二本松市郭内一丁目 1 番地 |
| 二本松市立安達太良小学校 | 二本松市岳温泉一丁目 177 番地 1 |
| 二本松市立二本松南小学校 | 二本松市亀谷二丁目 123 番地 |
| 二本松市立原瀬小学校 | 二本松市原セ才木 380 番地 |
| 二本松市立淡川小学校 | 二本松市淡川字神明森 27 番地 |
| 二本松市立石井小学校 | 二本松市小高内 3 番地 |
| 二本松市立小浜小学校 | 二本松市小浜字藤町 100 番地 |
| 二本松市立川崎小学校 | 二本松市上川崎字上種田 1 番地 |
| 二本松市立東和小学校 | 二本松市針道字大町西 46 番地 |
| 二本松市立新殿小学校 | 二本松市西新殿字永作 10 番地 |
| 二本松市立岳下小学校 | 二本松市大壇 175 番地 1 |
| 二本松市立大平小学校 | 二本松市竹ノ内 22 番地 1 |
| 二本松市立杉田小学校 | 二本松市中江 195 番地 1 |
| 二本松市立旭小学校 | 二本松市田沢字鳥上 44 番地 |
| 二本松市立油井小学校 | 二本松市油井字台 5 番地 |
| 二本松市立塩沢幼稚園 | 二本松市塩沢町一丁目 238 番地 1 |
| 二本松市立大平幼稚園 | 二本松市太子堂 282 番地 |
| 二本松市立杉田幼稚園 | 二本松市中江 195 番地 1 |
| 二本松市立石井幼稚園 | 二本松市平石町 365 番地 1 |
| 二本松市立はらせ幼稚園 | 二本松市原セ才木 380 番地 |
| 二本松市立油井幼稚園 | 二本松市油井字台 5 番地 |
| 二本松市立淡川幼稚園 | 二本松市淡川字神明森 27 番地 |
| 二本松市立川崎幼稚園 | 二本松市上川崎字上種田 1 番地 |
| 二本松市立新殿幼稚園 | 二本松市西新殿字永作 10 番地 |
| 二本松市立小浜幼稚園 | 二本松市小浜字藤町 100 番地 |
| 二本松市立旭幼稚園 | 二本松市田沢字鳥上 40 番地 |
| 旧二本松市立針道幼稚園 | 二本松市針道字合戸 158 番地 |
| 旧二本松市立木幡幼稚園 | 二本松市木幡字下小寺山 121 番地 1 |
| 旧二本松市立戸沢幼稚園 | 二本松市戸沢字下田 146 番地 |
| 旧二本松市立針道小学校 | 二本松市針道字堤崎 25 番地 |
| 二本松市立二本松第一中学校 | 二本松市郭内二丁目 56 番地 1 |
| 二本松市立二本松第二中学校 | 二本松市沖三丁目 301 番地 1 |
| 二本松市立二本松第三中学校 | 二本松市大作 165 番地 |

二本松市立小浜中学校
二本松市立岩代中学校
二本松市立安達中学校
二本松市立東和中学校
二本松市立あだたら保育所
二本松市立あだち保育園
二本松市立かすみが丘保育所
二本松市立まつが丘保育所
二本松市立小浜保育所
旧二本松市立針道保育所
二本松市立杉沢保育所
二本松児童センター
なかよしクラブ
おおぞらクラブ
淡川学童保育所
とうわっ子クラブ
安達運動場仮設住宅内
杉内多目的運動広場仮設住宅内
下川崎住民センター
淡川住民センター
スカイピアあだたら
岳下住民センター
上川崎住民センター
大平住民センター
二本松文化センター
岩代公民館
地域文化伝承館
カントリーパークとうわ
阿武隈漕艇場
城山総合体育館
西谷公会堂
安達ヶ原ふるさと村
旧原瀬小学校
長折老人憩いの家
市民交流センター
さくらの郷
道の駅「安達」
道の駅ふくしま東和
二本松市総合射撃場
阿武隈漕艇場島山艇庫
曲山集会所
名目津温泉
上太田ふれあい館

二本松市小浜字反町 411 番地
二本松市西新殿字一本木 188 番地
二本松市油井字田向 100 番地
二本松市針道字大町西 1 番地
二本松市岳温泉一丁目 183 番地
二本松市油井字田向 20 番地
二本松市郭内二丁目 333 番地 8
二本松市松岡 45 番地
二本松市小浜字藤町 283 番地
二本松市針道字佐勢ノ宮 181 番地 1
二本松市杉沢字江戸内 140 番地 1
二本松市亀谷一丁目 5 番地 1
二本松市向原 265 番地 3
二本松市中江 208 番地 4
二本松市淡川字上弘川 96 番地 1
二本松市針道字蔵下 22 番地
二本松市油井字長谷堂 230 番地
二本松市西勝田字杉内 235 番地
二本松市下川崎字大中地 66 番地
二本松市淡川字上弘川 96 番地 1
二本松市上葉木坂 2 番地 3
二本松市三保内 72 番地 1
二本松市上川崎字宮ノ脇 7 番地 3
二本松市太子堂 282 番地
二本松市榎戸一丁目 92 番地
二本松市小浜字芳池 1 番地
二本松市鈴石町 361 番地 1
二本松市針道字大町西 2 番地
二本松市木幡字西和代 201 番地 3
二本松市郭内四丁目 220 番地
二本松市太田字本町 172 番地
二本松市安達ヶ原四丁目 100 番地
二本松市原七日照田 225 番地
二本松市長折字宮久保 600 番地
二本松市本町二丁目 3 番地 1
二本松市東新殿平石田 12 番地 2
二本松市下川崎字上平 33 番地 1
二本松市太田字下田 2 番地 3
二本松市大森沢 100 番地
二本松市太田字島山 98 番地 14
二本松市田沢字下曲山 60 番地
二本松市茂原字湯ノ作 35 番地
二本松市上太田字広瀬 320 番地

小浜成田生活館
熊野谷集会所

二本松市成田字田畑内 215 番地
二本松市戸沢字熊野谷 95 番地

○可搬型モニタリングポスト

二本松市役所安達支所
太田住民センター
二本松市役所岩代支所
あだたら体育館
木幡住民センター
塩沢住民センター
山ノ入ダム
田沢集会所
戸沢住民センター
新殿住民センター
杉田住民センター
初森老人憩いの家
二本松市役所東和支所
旭住民センター
石井住民センター
日山パークゴルフ場
二本松市役所

二本松市油井字瀧石 1 番地 2
二本松市太田字塚田 47 番地 1
二本松市小浜字北月山 27 番地
二本松市岳温泉一丁目 197 番地 1
二本松市木幡字叭内 65 番地
二本松市塩沢町一丁目 238 番地 1
二本松市淡川字八王子 15 番地 10
二本松市田沢字中田 17 番地
二本松市戸沢字下田 100 番地
二本松市西新殿字西1番地
二本松市西町 223 番地 1
二本松市初森字十文字 85 番地
二本松市針道字蔵下 22 番地
二本松市百目木字向町 126 番地
二本松市平石町 365 番地 1
二本松市茂原字川口 260 番地
二本松市金色 403 番地 1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

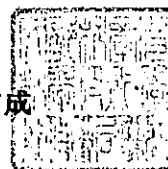
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

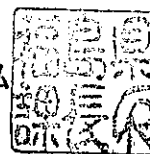
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



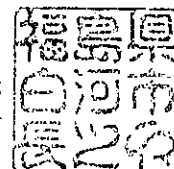
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県白河市長

鈴木 和夫



別紙

○リアルタイム線量測定システム

白河市表郷総合運動公園
城山公園

白河市大信総合運動公園
白河市東風の台運動公園

白河市立みさか小学校
白河市立関辺小学校

白河市立白河第四小学校
白河市立白河第三小学校

白河市立白河第一小学校
白河市立小田川小学校

白河市立大屋小学校
白河市立信夫第二小学校

白河市立信夫第一小学校
白河市立五箇小学校

白河市立小野田小学校
白河市立釜子小学校

白河市立白河第五小学校
白河市立表郷小学校

白河中央中学校
白河市立五箇幼稚園

白河市立小田川幼稚園
白河市立大沼幼稚園

白河市立白坂幼稚園
白河市立関辺幼稚園

白河市立表郷幼稚園
白河市立ひがし幼稚園

白河市立大信幼稚園
白河市立白河第二小学校

白河市立白河第二中学校
白河市立白河南中学校

白河市立五箇中学校
白河市立東北中学校

白河市立表郷中学校
白河市立大信中学校

白河市立東中学校
駅前東公園

おもてごう保育園
羅漢山霊園

さくら保育園

白河市表郷番沢字久ノ内
白河市郭内

白河市大信上新城字原畑
白河市東釜子字狐内

白河市みさか二丁目 120
白河市関辺松並 26

白河市久田野豆柄山 3
白河市寺小路 64-2

白河市葛藩沢 41-1
白河市泉田池ノ上 239

白河市大信下小屋字西宿 85
白河市大信増見字中沢 10

白河市大信中新城字愛宕山 108-1
白河市田島 165-2

白河市東下野出島字髪内 195
白河市東釜子字西ノ内 1

白河市白坂陣場 317
白河市表郷金山字瀬戸原 108

白河市明戸 72-5
白河市田島明治 32-6

白河市泉田池ノ上 239
白河市久田野豆柄久保 2

白河市白坂字陣場 317
白河市関辺松並 26

白河市表郷大字番沢字松上 101
白河市東大字釜子字枇杷山 28

白河市大信大字町屋字道目木 12
白河市日影 2-8

白河市和尚壇 2-1
白河市白坂芳野 68-1

白河市田島結城館 43-2
白河市泉田南之内 1

白河市表郷番沢字柳沼 1
白河市大信町屋字淡川山 70

白河市東釜子字狐内 25
白河市大手町 20-1

白河市表郷番沢字成金 142
白河市金子平

白河市会津町 24-7

たいしん保育園
ひがし保育園
ひまわり保育園
わかば保育園
関の森保育園
歴史民俗資料館
白河市第一児童館
白河市第二児童館
にこにこ児童クラブ
しらさか児童クラブ
おおぬま児童クラブ
こたがわ児童クラブ
かまこ児童クラブ
南湖公園
友月山児童公園
高山西公園
白河総合運動公園(ちびっこ広場)
しらさかの森スポーツ公園
高山北公園
一里段公園
白河市表郷鶴子山公園
緑ヶ丘ニュータウン2号公園
白坂パークヒルズ1号公園
新白河ニュータウン5号公園
南湖ニュータウン1号公園
東部ニュータウン3号公園
赤坂公園
白鳥ニュータウン公園
高山コミュニティーセンター
白河市役所
白河斎場
大信方面隊第1分団第1部第1班屯所
東方面隊第2分団第2部第1班屯所
表郷方面隊第2分団第2部第4班屯所

白河市大信町屋字道目木8
白河市東釜子字枇杷山141
白河市栄町55
白河市北中川原8-1
白河市旗宿町尻105-1
白河市中田7-1
白河市向新蔵112
白河市昭和町69-13
白河市関川窪15-3
白河市白坂字陣場202番地
白河市久田野城内31番地
白河市泉田大久保88番地
白河市東釜子字田町18番地
白河市五郎窪44-1
白河市葛蒲沢1-1
白河市新白河4-98
白河市北中川原86
白河市大暮矢見山43
白河市新白河1-310
白河市白坂一里段6-119
白河市表郷金山字鶴子山17-1
白河市古高山2-285
白河市白坂愛宕山147-97
白河市みさか2-90
白河市影鬼越30-208
白河市泉田池ノ下136-17
白河市大信中新城字赤坂85-173
白河市表郷番沢字大窪28-25
白河市新白河二丁目212
白河市八幡小路7-1
白河市藤沢山14
白河市大信隈戸字風呂西70-1
白河市東下野出島字滑志1-1
白河市表郷深渡戸字川田8-2

○可搬型モニタリングポスト

小田川行政センター

白坂行政センター

大信方面隊第1分団第2部第2班屯所

大信方面隊第2分団第5部第1班屯所

五箇行政センター

白河関の森公園

白河市役所大信庁舎

白河市役所東庁舎

白河市役所表郷庁舎

表郷方面隊第3分団第3部第3班屯所

大信老人福祉センターことぶき荘

白河市総合運動公園

白河市泉田字大久保 88

白河市白坂愛宕山 209-1

白河市大信限戸字滑里川山 42

白河市大信下新城字梅ノ木 34

白河市田島明治 11-1

白河市旗宿字白河内 93

白河市大信増見字北田 58

白河市東釜子字殿田表 50

白河市表郷金山字長者久保 2

白河市表郷金山字笹凹 76

白河市大信限戸字限戸 30

白河市北中川原 30 番地

覚書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成23年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

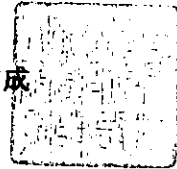
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

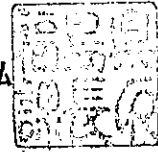
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



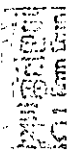
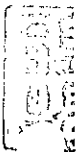
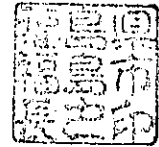
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福 島 県 福 島 市 長

瀬戸 孝則



別紙

○リアルタイム線量測定システム

四季の里

福島市飯野学習センター

福島市清水学習センター

信夫山子供の森公園

新浜公園

福島市松川学習センター

清水児童センター

野田中央公園

ふくしま北中央公園

こむこむ館

福島市渡利学習センター

福島市立月輪小学校

福島市立鎌田小学校

福島市立吉井田小学校

福島市立余目小学校

福島市立御山小学校

福島市立荒井小学校

福島市立佐原小学校

福島市立庭塚小学校

福島市立笹谷小学校

福島市立野田小学校

福島市立三河台小学校

福島市立岡山小学校

福島市立平田小学校

福島市立松川小学校

福島市立下川崎小学校

福島市立水原小学校

福島市立金谷川小学校

福島市立福島第三小学校

福島市立鳥川小学校

福島市立佐倉小学校

福島市立森合小学校

福島市立福島第一小学校

福島市立瀬上小学校

福島市立清明小学校

福島市立大笹生小学校

福島市立大森小学校

福島市立大波小学校

福島市立庭坂小学校

福島市荒井字上鷲西 1-1

福島市飯野町字境川 19 番地の2

福島市御山字松川原 5-1

福島市小金山 2-1

福島市新浜町1

福島市松川町字桑原8

福島市南沢又字上河原 21-1

福島市南中央二丁目 18

福島市南矢野目字清水前 33

福島市早稲町 1-1

福島市渡利字岩崎町 190

福島市鎌田字早津小屋 12

福島市丸子字石名田 6

福島市吉倉字桜内 48

福島市宮代字瘤石 45

福島市御山字長滝 1-1

福島市荒井北三丁目 7-4

福島市佐原字田中前 24

福島市在庭坂字葉師田 19

福島市笹谷字上町 18

福島市笹木野字町尻 2

福島市三河南町 17-7

福島市山口字上中田 43

福島市小田字本内 26

福島市松川町字南諏訪原 31-1

福島市松川町沼袋字戸ノ内 832-3

福島市松川町水原字戸ノ内 31

福島市松川町浅川字陳場 21

福島市松浪町 3-46

福島市上鳥渡字茶中 40

福島市上名倉字大光内 1

福島市森合字中谷地 2-3

福島市杉妻町 1-24

福島市瀬上町字一ノ坪 28

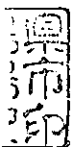
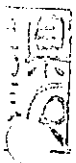
福島市清明町 9-31

福島市大笹生字緑田 1

福島市大森字南中道 4

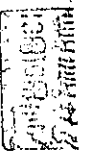
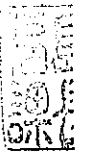
福島市大波字滝ノ入 1

福島市町庭坂字愛宕堂 1-1



福島市立福島第四小学校
福島市立渡利小学校
福島市立水保小学校
福島市立土湯小学校
福島市立南向台小学校
福島市立清水小学校
福島市立矢野目小学校
福島市立飯坂小学校
福島市立中野小学校
福島市立東湯野小学校
福島市立湯野小学校
福島市立平野小学校
福島市立茂庭小学校
福島市立青木小学校
福島市立大久保小学校
福島市立飯野小学校
福島市立福島第二小学校
福島市立杉妻小学校
福島市立平石小学校
福島市立蓬莱小学校
福島市立蓬莱東小学校
福島市立北沢又小学校
福島市立立子山小学校
福島市立ふくしま南幼稚園
福島市立ふくしま東幼稚園
福島市立ふくしま西幼稚園
福島市立森合幼稚園
福島市立渡利幼稚園
福島市立杉妻幼稚園
福島市立ほうらい幼稚園
福島市立清水幼稚園
福島市立北沢又幼稚園
福島市立岡山幼稚園
福島市立大笹生幼稚園
福島市立笹谷幼稚園
福島市立佐倉幼稚園
福島市立おおとり幼稚園
福島市立ひらの幼稚園
福島市立にしね幼稚園
福島市立まつかわ西幼稚園
福島市立金谷川幼稚園
福島市立まつかわ東幼稚園
福島市平田幼稚園

福島市天神町 11-31
福島市渡利字八幡町 120
福島市土船字原野町 19-1
福島市土湯温泉町字菅ノ沢 48
福島市南向台二丁目 36-1
福島市南沢又字柳清水 20
福島市南矢野目字関端 2-1
福島市飯坂町字楼下 1
福島市飯坂町中野字東森 23
福島市飯坂町東湯野字尻明 1
福島市飯坂町湯野字台 7
福島市飯坂町平野字石堂 10
福島市飯坂町茂庭字達西 96-1
福島市飯野町青木字松保 6
福島市飯野町大久保字田端 38
福島市飯野町大字明治字達久内 2
福島市浜田町 2-1
福島市伏拝字沢口 18
福島市平石字長屋敷 1-1
福島市蓬莱町4丁目 2-1
福島市蓬莱町7丁目 1-1
福島市北沢又字愛宕 1
福島市立子山字仲森 38-1
福島市杉妻町 1-27
福島市松浪町 3-46
福島市天神町 12-32
福島市森合字谷地 3-2
福島市渡利字沖町 128
福島市伏拝字沢口 18-1
福島市蓬莱町 7-1-2
福島市南沢又字柳清水 20-2
福島市北沢又字愛宕 1-1
福島市山口字上中田 43-1
福島市大笹生字中南 25-3
福島市笹谷字上町 18-1
福島市上名倉字下田 16-1
福島市飯坂町字楼下 1-1
福島市飯坂町平野字西石堂 43-1
福島市飯坂町湯野台 7-1
福島市松川町字稲荷 17-1
福島市松川町浅川字陳場 21
福島市松川町沼袋字戸ノ内 832 の 2
福島市小田字東覚寺 22-1

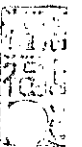
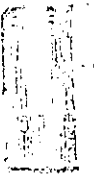


福島市立庭塚幼稚園
福島市立飯野幼稚園
曲松団地公園
由添団地(10号棟)公園
福島市立福島第一中学校
福島市立福島第二中学校
福島市立福島第三中学校
福島市立福島第四中学校
福島市立岳陽中学校
福島市立渡利中学校
福島市立信陵中学校
福島市立北信中学校
福島市立立子山中学校
福島市立西信中学校
福島市立大島中学校
福島市立平野中学校
福島市立西根中学校
福島市立茂庭中学校
福島市立松陵中学校
福島市立信夫中学校
福島市立蓬萊中学校
福島市立吾妻中学校
福島市立野田中学校
福島市立清水中学校
福島市立飯野中学校
蓬萊第三団地公園
川前団地7号棟公園
蓬萊第二団地12号棟東公園
福島市立福島養護学校
飯野おおぞら保育所
飯野おひさま保育所
蓬萊保育所
御山保育所
笹谷保育所
春日保育所
杉妻保育所
渡利保育所
東浜保育所
平野保育所
蓬萊第二保育所
野田保育所
余目保育所
福島市児童公園

福島市在庭塚字葉師田14-3
福島市飯野町字経壇46-5
福島市御山字山田54
福島市東中央3-46
福島市南町480
福島市桜木町5-20
福島市古川44-2
福島市南平5-8
福島市須川町1-33
福島市渡利字平内町106
福島市笹谷字島原2
福島市鎌田字御飯屋20
福島市立子山字大稻場20
福島市上名倉字道上6
福島市飯坂町字館11
福島市飯坂町平野字館ノ前3-3
福島市飯坂町湯野字大平2
福島市飯坂町茂庭字岡畑9
福島市松川町字上桜内3-4
福島市大森字南内町31-1
福島市蓬萊町5-14-1
福島市町庭坂原田8
福島市笹木野字市街道28-1
福島市南沢又字清水端23
福島市飯野町字西志保井1-1
福島市蓬萊町5丁目2
福島市北沢又字川原1-1
福島市蓬萊町4丁目3
福島市山居146-1
福島市飯野町大久保字上戸63
福島市飯野町字経壇62-1
福島市蓬萊町5-4-16
福島市御山字一本木20-1
福島市笹谷字西谷地4-1
福島市春日町13-39
福島市黒岩字田部屋53-3
福島市渡利字柳小路64
福島市東浜町11-46
福島市飯坂町平野字西海枝前18
福島市蓬萊町2-1-1
福島市野田町七丁目12-28
福島市宮代字作田66-2
福島市桜木町7-36

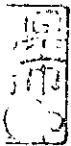


由添団地(4号棟)公園	福島市北中央2丁目10
福島市蓬莱児童センター	福島市蓬莱町4-14-1
福島市渡利児童センター(渡利ふれあいセンター)	
	福島市渡利字番匠町43
蓬莱第四団地公園	福島市蓬莱町四丁目12
砂入団地公園	福島市岡島字砂入66
若草荘団地公園	福島市春日町14-14
獄駒団地(6号棟南)公園	福島市北沢又字稲荷前2
先達団地公園	福島市泉字先達1
北沢又団地中央公園	福島市北沢又字上稲荷川原西1-1
福島市肢体不自由児通園療育センター	福島市森合町10-6
西児童公園	福島市野田町一丁目1
森合町公園	福島市森合町7
福島ふれあいパーク	福島市森合町9
大森増公園	福島市大森字増67
ふたつやま公園	福島市野田町字清水尻5-1
信夫山公園	福島市太子堂1
原蔭公園	福島市鎌田字原蔭54
上浜町緑地	福島市上浜町3
堀河町緑地	福島市堀河町1
コラッセひろば	福島市三河南町1
さわまた東公園	福島市野田町字上高野41
所窪団地人工地盤上公園	福島市所窪1-1
野田町団地公園	福島市野田町四丁目5-15
南向台第1公園	福島市南向台二丁目12-16
南向台第2公園	福島市南向台一丁目17-13
南向台第3公園	福島市南向台三丁目19-1
南向台第4公園	福島市南向台一丁目3-20
弁天山公園	福島市渡利字弁天山43-1
大豆塚団地公園	福島市渡利字大豆塚20
平ヶ森団地公園	福島市渡利字平ヶ森3
きりん公園	福島市黒岩字弥生13-2
共楽公園	福島市伏拝字行人前12
弥生公園	福島市黒岩字弥生178
松北公園	福島市南沢又字松北町二丁目8
的場公園	福島市森合字的場9-78
御山公園	福島市御山字清水2-1
北沢又公園	福島市北沢又字上日行壇6-1
式斗蔭公園	福島市泉字式斗蔭14-33
清水が丘団地公園	福島市泉字清水が丘8
月の輪台第1公園	福島市鎌田字月ノ輪山5-218
飯坂消防署東出張所	福島市鎌田字一里塚7-3
陳光団地公園	福島市鎌田字陳光1-3



下釜団地北側公園
新山公園
福島工業第1公園
大下団地公園
瀬上公園
乳児池公園
五月乙女中央公園
ひよどり公園
新田公園
笹谷公園
桜水公園
稲葉公園
十六沼公園
方木田公園
わいわい市民農園
佐倉西工業第1公園
手城森公園
古館公園
谷地田公園
林添公園
館ノ山公園
愛宕山公園
並木公園
美郷第4公園
土合館公園
福島南消防署
天王原団地公園
古内公園
しのぶ台第2公園
大森東公園
大森城山公園
穴田公園
高田公園
田尻公園
遠原公園
ほたるの里公園
びわぶち公園
鎌古屋団地公園
福島市水保農村婦人の家
桜台第3公園
兎田公園
本泉公園
萩公園

福島市本内字北下釜 1-1
福島市岡部字新山 3
福島市岡島字赤沼 1
福島市岡部字大下 16
福島市瀬上町字東町二丁目 10
福島市宮代字乳児池 39-3
福島市沖高字西原 12-17
福島市南矢野目字楼内 37
福島市瀬上町字下新田 21-8
福島市笹谷字道場 12
福島市笹谷字桜水 32
福島市笹谷字稲葉地内
福島市大笹生字俎板山 341-1
福島市方木田字高屋 1-3
福島市仁井田字五郎内地内
福島市上名倉字辻下 1-23
福島市佐原字手城森 12-3
福島市飯坂町字古館 6-11
福島市飯坂町平野字谷地田 1-64
福島市飯坂町平野字林添 1-111
福島市飯坂町字館ノ山 18-1
福島市飯坂町湯野字愛宕山 1
福島市松川町関谷字並木 92
福島市松川町美郷四丁目 12-1
福島市松川町字土合館 7
福島市松川町浅川字床ノ窪 12-2
福島市松川町字天王原 61
福島市永井川字古内 42-3
福島市上鳥渡字しのぶ台 34-9
福島市大森字南中道 20-7
福島市大森字本丸 82
福島市西中央三丁目 53
福島市西中央五丁目 38
福島市北中央一丁目 67
福島市町庭坂字遠原二 1-164
福島市土船字森石 8-1
福島市八島田字琵琶淵 79
福島市笹木野字鎌古屋東 23
福島市庄野字原田 5-1
福島市田沢字桜台 14-11
福島市蓬莱町三丁目 13
福島市蓬莱町八丁目 15
福島市蓬莱町七丁目 8



蓬萊中央公園
飯野堰堤公園
館山公園
市道日ノ倉・野仲線脇駐車場兼公園

福島市蓬萊町四丁目 14
福島市飯野町字長畑 38-1
福島市飯野町字大久保字鼠館 1-1
福島市飯野町青木字小手森地内

○可搬型モニタリングポスト

もにわの湯
旧堀切邸
町畑中央団地公園
十六沼公園体育館
東部学校給食センター
北沢又団地公園
福島市中央卸売市場
西原農村公園
立子山農村広場
大門の湯駐車場
南部受水池
蓬萊第一団地公園
水道局施設管理センター
旧松川小学校跡
つちゆロードパーク
花見山ウォーキングトレイル駐車場

福島市飯坂町茂庭字清水川原 21-2
福島市飯坂町字東滝ノ町 16
福島市飯野町字町畑 12-2
福島市大笹生字俎板山 341
福島市岡部字根深 5-1
福島市北沢又字上稻荷川原西 1-1
福島市北矢野目字種越 1
福島市在庭坂字地藏原 16
福島市立子山字仲森地内
福島市飯坂町字大門 1
福島市平石字古屋敷 1-9
福島市蓬萊町 2-5
福島市小倉寺字赤坂 12
福島市松川町字稻荷 7
福島市松川町水原字南沢 41-2
福島市渡利字金畑下地内

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

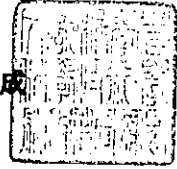
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



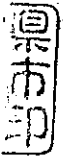
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県本宮市長

高松 義行



別紙

○リアルタイム線量測定システム

- | | |
|----------------|----------------|
| 本宮市立しらさわ夢図書館 | 本宮市白岩字堤崎 500 |
| 本宮市民元いきいき応援プラザ | 本宮市本宮字千代田 60-1 |
| 本宮市中央公民館 | 本宮市本宮字矢来 39-1 |
| 本宮市立糠沢小学校 | 本宮市糠沢字原 23 |
| 本宮市立白岩小学校 | 本宮市白岩字馬場 193-1 |
| 本宮市立和田小学校 | 本宮市和田字学校前 1 |
| 本宮市立本宮小学校 | 本宮市本宮字館ノ越 48 |
| 本宮市立本宮まゆみ小学校 | 本宮市本宮字舞台 1 |
| 本宮市立岩根小学校 | 本宮市岩根字下年神 12 |
| 本宮市立五百川小学校 | 本宮市荒井字西畑 1-1 |
| 本宮市立岩根幼稚園 | 本宮市岩根字下年神 92-1 |
| 本宮市白沢保健センター | 本宮市糠沢字石神 50 |
| 本宮市立白岩幼稚園 | 本宮市白岩字馬場 166 |
| 本宮市立和田幼稚園 | 本宮市和田字学校前 3 |
| 本宮市立糠沢幼稚園 | 本宮市糠沢字原 23 |
| 本宮市立本宮第一中学校 | 本宮市本宮字懸鉄 15 |
| 本宮市立本宮第二中学校 | 本宮市荒井字団子森 28 |
| 本宮市立白沢中学校 | 本宮市白岩字柳内 835 |
| 本宮市立白沢保育所 | 本宮市糠沢字五味内 211 |
| 本宮市立本宮第1保育所 | 本宮市本宮字馬場 27-1 |
| 本宮市立本宮第3保育所 | 本宮市本宮字兼谷平 116 |
| 本宮市立本宮第4保育所 | 本宮市仁井田字瀬戸川 40 |
| 本宮市立本宮第2保育所 | 本宮市高木字大学 80-1 |
| 本宮市本宮運動公園 | 本宮市本高木字黒作 1 |
| 本宮市立本宮第1児童館 | 本宮市本宮字馬場 74-1 |
| 本宮市立本宮第2児童館 | 本宮市本宮字花町 33-1 |
| 本宮市白沢公民館白岩分館 | 本宮市白岩字関根 73-3 |
| 岩根放課後児童クラブ | 本宮市岩根字上土淵 6 |
| 和田放課後児童クラブ | 本宮市和田字久保 171 |
| みずいろ公園 | 本宮市字馬場 27-10 |
| 白岩放課後児童クラブ | 本宮市白岩字馬場 296-1 |
| 高木仮設住宅内 | 本宮市高木字黒作 1 |
| 本宮市白沢公民館長屋分館 | 本宮市長屋字小山 34 |
| 本宮市白沢公民館松沢分館 | 本宮市松沢字池平 36 |
| 本宮方部学校給食センター | 本宮市青田字笠松山 10-1 |

○可搬型モニタリングポスト

本宮市青田地区公民館

本宮市白沢公民館稲沢分館

本宮市役所岩根出張所

本宮市役所白沢総合支所

本宮市仁井田地区公民館

本宮市白沢公民館藪沢分館

本宮市役所

本宮市青田字行人段 14-1

本宮市稲沢字見切田 53

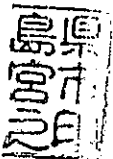
本宮市岩根字上土淵 6

本宮市白岩字堤崎 494-22

本宮市仁井田字寺下 15

本宮市藪沢字原 241

本宮市本宮字万世 212



覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

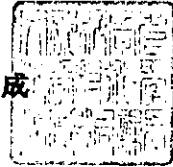
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

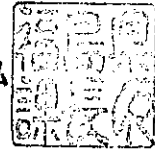
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



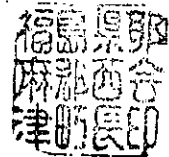
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県耶麻郡西会津町長

伊藤 勝



別紙

○リアルタイム線量測定システム

さゆり公園管理棟	西会津町登世島字西林乙 2529-10
西会津町立奥川小学校	西会津町奥川大字飯里字上ノ原 37
西会津町立群岡小学校	西会津町群岡字外城甲 850
西会津町立新郷小学校	西会津町新郷大字笹川字上ノ原道上 5780
西会津町立尾野本小学校	西会津町尾野本字樋ノ口原乙 1523
西会津町立野沢小学校	西会津町野沢字下小屋上乙 3308
西会津町立西会津中学校	西会津町尾野本字新森野 87
野沢保育所	西会津町野沢字原町乙 2242-8
尾野本保育所	西会津町尾野本字樋ノ口原乙 1523
群岡保育所	西会津町上野尻字下沖野原 2633-1
芝草保育所	西会津町野沢字北松原甲 1031-3
高目集会所	西会津町新郷大字富士字二本木 1570
宝川ゲートボール場	西会津町宝坂大字宝坂字宝川乙 1299
大久保町営駐車場	西会津町野沢字宮ノ前甲 1054-1
青坂集会所	西会津町睦合字宮ノ下乙 56-1

○可搬型モニタリングポスト

西会津町役場奥川支所	西会津町奥川大字飯里字壇ノ前 1563
西会津町役場	西会津町野沢字野沢字下小屋上乙 3261

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

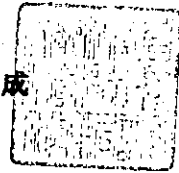
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

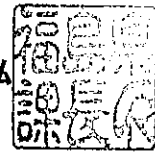
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



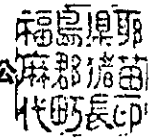
福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県耶麻郡猪苗代町長

前後



別紙

○リアルタイム線量測定システム

亀ヶ城公園
猪苗代町立猪苗代小学校
猪苗代町立翁島小学校
猪苗代町立吾妻小学校
猪苗代町立千里小学校
猪苗代町立緑小学校
猪苗代町立長瀬小学校
高森多目的集会所
川上集会所
猪苗代町立猪苗代幼稚園
猪苗代町立吾妻幼稚園
猪苗代町立千里幼稚園
猪苗代町立みどり幼稚園
猪苗代町立猪苗代中学校
猪苗代町立東中学校
猪苗代町立吾妻中学校
さくらこども園
中の沢保育所
猪苗代保育所
猪苗代町児童館
運動公園(水防センター)
緑の村
中央緑地
厩田公園
東部地区ふれあいセンター
小田農村公園
山潟農村公園

猪苗代町字鶴田 141-2
猪苗代町字茶園 5770
猪苗代町大字三ツ和字家北 906
猪苗代町大字委養字中島乙 592-3
猪苗代町大字千代田字前田甲 312-1
猪苗代町大字中小松字狐川原甲 1566-1
猪苗代町大字八幡字山神 374-2
猪苗代町大字若宮字高森甲 2851-1
猪苗代町字山神原 7082-2
猪苗代町字町東 465
猪苗代町大字養妻字山根乙 535-12
猪苗代町大字千代田字前田甲 311-1
猪苗代町大字山潟字湊志田 191
猪苗代町大字千代田字中島 5-1
猪苗代町大字川桁字上川原 2262-75
猪苗代町大字委養字下平乙 613-53
猪苗代町大字川桁字寺道北 60
猪苗代町大字委養字沼尻山甲 2855-171
猪苗代町字城南 34-1
猪苗代町字五百苅 132-2
猪苗代町字下園
猪苗代町大字長田字東中丸
猪苗代町大字馨里字六角 86-1
猪苗代町大字千代田字厩田 2-1
猪苗代町大字川桁字上川原 2262-78
猪苗代町大字委養字上村南乙 2236-2
猪苗代町大字山潟字古屋敷 2312-1

○可搬型モニタリングポスト

猪苗代町役場
湖岸地区農業集落排水処理施設
達沢生活改善センター
関都駅前
旧市沢小学校跡地
木地小屋区集会所
酸川野生生活改善センター

猪苗代町字城南 100
猪苗代町大字長田字大堰 1614
猪苗代町大字委養字小達沢乙
猪苗代町大字関都字南切立
猪苗代町大字若宮字吾妻山甲 2998-224
猪苗代町大字若宮字家東乙 688-1
猪苗代町大字若宮字下夕町 1257-1

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。



1. 文部科学省の役割


- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。



2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
 - ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に立ち入ることができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。
- 

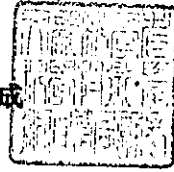
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

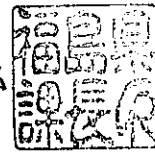
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県耶麻郡磐梯町長

五十嵐 源市



別紙

○リアルタイム線量測定システム

磐梯町中央公民館

磐梯町立磐梯第二小学校

磐梯町立磐梯第一小学校

磐梯町立磐梯幼稚園

磐梯町立磐梯中学校

磐梯町保育所

磐梯町児童館

磐梯町磐梯七ツ森センター

磐梯町大字磐梯字仁渡 1018

磐梯町大字大谷字屋敷前33

磐梯町大字磐梯字水口 2528

磐梯町大字磐梯字小原 1872

磐梯町大字磐梯字仁渡 914

磐梯町大字磐梯字漆方 1060-1

磐梯町大字磐梯字道割堂 260

磐梯町大字磐梯字七ツ森 7066-5

○可搬型モニタリングポスト

磐梯町役場

磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855

覚 書

東京電力福島第一原子力発電所事故に対する住民の安全・安心を図るため、福島県及び福島県の市町村の要望を受けて、文部科学省が平成 23 年度一般会計第一次及び第二次補正予算により行うリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト(以下「測定システム等」と言う。)整備事業の実施にあたり、文部科学省と福島県及び福島県の市町村は、互いに協力し、以下のそれぞれの役割を果たし事業を推進するものとする。

1. 文部科学省の役割

- ①測定システム等の調達を行い、福島県の市町村が確保する無償使用できる設置場所(設置場所の詳細は別紙のとおり)に測定システム等の据付設置を行う。
- ②測定システム等設置後、測定システム等が正常に稼動することを確認の上、インターネット等を通じて住民にリアルタイムに放射線情報を把握できるよう情報発信を行う。
- ③測定システム等が正常に稼動するよう定期保守(年1回の機器点検及び検出器校正含む)を行う。
- ④測定システム等の瑕疵による障害等が発生した場合は、速やかに測定システム等納入業者に対し連絡等を行い復旧に努めるものとする。
- ⑤天災地変等三者の責めに帰すべき事由によらず測定システム等に障害が発生した場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で復旧に努めるものとする。
- ⑥事業の終了等測定システム等の撤去または移設の必要が生じた場合は、予算措置状況等を踏まえた可能な範囲で撤去または移設を行うものとする。

2. 福島県の役割

- ①測定システム等の設置場所の選定等にあたり、福島県の市町村との連絡調整を行った上で、設置場所を取りまとめ、文部科学省へ提示する。なお、福島県の市町村の調整によらない設置場所がある場合は、福島県が調整を行い、文部科学省へ提示する。(この場合、以下「3. 福島県の市町村の役割」を福島県の役割に準用する。)
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、作業が滞りなく進むように福島県の市町村等へ連絡調整を行うとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

3. 福島県の市町村の役割

- ①文部科学省が調達する測定システム等を設置するにあたり、設置場所となる無償で使用できる土地(福島県の市町村の所有地又は福島県の市町村が借り受けた土地等)を確保する。なお福島県の市町村が借り受けた土地を設置場所として確保した場合には、土地の所有者に目的を十分説明し理解を得ること。
- ②文部科学省が測定システム等の据付設置及び保守等を行う際には、文部科学省が派遣する作業員が速やかに作業箇所に入り込むことができるようにする等、作業が滞りなく進むよう対応するとともに、関係機関と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

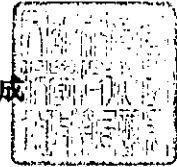
4. 本事業を実施するに当たり、疑義及び本覚書に定めのない事項については、別途協議する。

この覚書成立の証として、本書を3通作成し三者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月26日

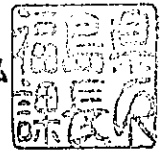
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

明野 吉成



福島県生活環境部原子力安全対策課長

小山 吉弘



福島県耶麻郡北塩原村長

小椋 敏一



別紙

○リアルタイム線量測定システム

北塩原村民体育館

北塩原村立さくら小学校

北塩原村立裏磐梯小学校

裏磐梯サイトステーション

北塩原村立裏磐梯幼稚園

北塩原村立さくら幼稚園

北塩原村立第一中学校

北塩原村活性化センター

北塩原村立裏磐梯中学校

検原出張所

北塩原村大字北山字村東 150

北塩原村大字大塩字下六郎屋敷 2134

北塩原村大字検原字剣ヶ峯 1093-732

北塩原村大字検原字小野川原 1092-65

北塩原村大字検原字剣ヶ峯 1093-732

北塩原村大字北山字北畑 4293

北塩原村大字北山字上ノ台 2850

北塩原村大字大塩字上六部屋敷 2160

北塩原村大字検原字剣ヶ峯 1093

北塩原村大字検原字道前原

○可搬型モニタリングポスト

北塩原村役場

裏磐梯合同庁舎

早稲沢生活改善センター

北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151

北塩原村大字検原字剣ヶ峯 1093

北塩原村大字検原字早稲沢 527-8

緊急時における航空機モニタリングに関する
原子力規制委員会と独立行政法人日本原子力研究開発機構との
協力についての合意書

原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第1章の2に定める原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）（平成25年9月5日全部改正）では、緊急事態においては迅速に緊急時モニタリングを行い、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率等を把握し、それを判断根拠として防護措置を適切に実施することとされており、広範な周辺環境における空間放射線量率等を速やかに把握できる航空機モニタリングの迅速な実施を可能としておく必要がある。

国は、原子力災害対策指針において、空域等の広域モニタリングを実施することとされており、原子力規制委員会原子力規制庁は、その実施にあたり中心的な役割を担う。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、これまで東京電力福島第一原子力発電所事故の対応における航空機モニタリングに係る技術開発及び実施等を担うなど、十分な知見と経験を有する機関であるとともに、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく指定公共機関として原子力災害における人的・技術的支援を行うことから、両者がより一層連携して取り組む必要がある。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課長（以下「甲」という。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門企画調整室長（以下「乙」という。）は、緊急時における航空機モニタリング等の事業の適正かつ着実な実施に資するため、平常時より両者の協力を円滑に推進することを目的として、以下の条項について合意する。

（協力事項）

第1条 本合意書が対象とする協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急時における航空機モニタリングに関する事項
- (2) 平常時における航空機モニタリングに関する事項
- (3) 航空機モニタリングの技術開発に関する事項
- (4) 上記(1)から(3)の実施に付随する業務等に関する事項

（協力の実施）

第2条 甲は、緊急時を含め航空機モニタリングの実施に向けた制度の充実を図るとともに、第1条に定める事項を円滑に実施するため、乙が整備する体制等の充実に資する措置等を継続的に行う。乙は、第1条に定める事項等の実施に関する体制を充実させる。

（合意書の有効期間等）

第3条 本合意書の有効期間は、本合意書の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれかより本合意書を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本合意書は1年間

更新され、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が、本合意書の有効期間内に本合意書を終了させたい場合は、3か月前までにその旨を相手方に書面で通知することにより、本合意書を終了させることができるものとする。

(変更)

- 第4条 やむを得ない事由により、本合意書の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

(その他)

- 第5条 本合意書に定める事項に疑義が生じた場合、本合意書に定めのない事項が生じた場合又は本合意書を改定する必要がある場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し処理するものとする。

本合意書の締結を証するため、合意書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

(甲) 東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課長 南山 力生



(乙) 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4

独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門

企画調整室長 中村 武彦

